1-1
251

御鎮坐紀念

神都の繁栄

参宮者指針

特46
226

子のできる保證藥

（藥名）お定まり

此藥ハ獨逸ノ有名ナル醫學大博士シーボルト氏ノ開祖醫學大博士シーボルト先生ノ方劑ニテ懷妊セザル婦人ニ子ヲ孕ませしむる保證藥ありて絶へて姙娠せざる婦人又は小産流産の癖ある婦人其他如何なる不妊症にても此藥を服用ずる時は實に百發百中必らず懷妊して壯健怜悧美容の玉兒を擧ぐるとを保證す此藥を服用して若し三ヶ月内に姙娠にならざる時は　藥價百倍にして返金す

○藥價。一劑一圓五十錢、二劑二圓八十五錢、三劑四圓廿錢

專賣　東京本郷區本郷三丁目廿一番地　**新宮藥館**

發賣　大阪西區京町堀五町目　**松南堂藥舗**

官國幣社一覽

美麗ナル石版十六葉ニ社名、社格、祭神、奉幣座數、祭日、地種坪數、保存金、鎮座地、宮司氏名等ナリ●右ハ今般内務省社寺局ヨリ發賣方御用被命候ニ付大至急御注文ヲ乞フ

内務省社寺局御編纂　卅年二月發行

正價　金八十錢
實價　金六十錢（無遞送料）

神道教規大全

附檢定條規一覽●廿九年十月出版●實行教●神道修成派●黒住教●神道教●大成教●神習教●神宮教▲御嶽教●大社教●神道扶桑教●禊教▲神理教等各教々規檢定條規ヲ一覽シ得ル珍書也

内務省社寺局御編纂

送金ハ銀座局ノ事

上製金九十七錢
並製金八十八錢
（何レモ無遞送料）

改正現行社寺法規

右ハ神官神職神道各教會教導職等ノ各位ニハ最御必要ノ書ニ付可成部數御取纏メ御注文ヲ乞フ

東京銀座三丁目十八番地　報行社　**竹内拙三**

○大日本神代人皇御歴世御尊影

正價金貳拾錢　郵稅壹枚金貳錢　但シ郵券代用壹割增ス

天祖を始とし神武天皇より第百二十二世今上天皇に至る御歴世の尊像を一幅の中に修む畫樣筆意最森嚴を主とし印刷極めて鮮麗能く御歴世の聖德をあらはし宛然天祖以來天皇百二十二世の神恙をうかゝはしむ又以て我が國體の宇內に冠たるを知らしめ祖宗追敬の念を涵養しいよ〳〵忠孝の情を厚からしむべし凡天下大小の學校は更なり苟敎育ユ志あるもの必欠くべからざる好幅あり

縱二尺六寸　竪三尺八寸
縱一尺二寸　竪一尺九寸

○英照皇太后御葬送圖

正價金拾錢　郵稅三枚迄金二錢　但シ郵券代用壹割增シ

この圖は皇太后陛下の御大喪を京都大宮御所より泉山後月輪東北の陵に送り奉れる供奉行列の次第を寫したる圖なり此御式を拜觀せざるもの亦必需の圖なり

東京日本橋區馬喰町二丁目四番地
渡邊忠久

養蠶具一式發賣

専賣特許 **撚簇速製器械** 一名繭附枝速製器　定價金四圓

まぶしは養蠶家必要のものなれども其製造法は從來一ケ每に手にて製するが故に大なる手間と勞力を費し且つ從來のまぶしにては不完全なれども本器に依りて製造するときは一日に千把を製し且つ其拂造したるまぶしは成繭最も成繭に適當なり此他

専賣特許 **簡便桑扱器** 定價金二十五錢　郵稅四錢

右何れも刈桑の枝より葉を扱き落すの器械にして從來の鍊廊丁及び他に桑扱に比し便益なるは一般養蠶家の認むる處にして一人にして四人前の仕事をなし得べし

専賣特許 **輕便桑扱具** 定價金三十二錢　郵稅四錢

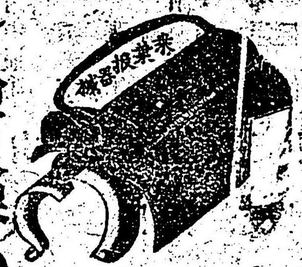

桑扱●寒暖計●完全熱殺器●寒暖乾濕計●繭けば取器●繭蛹總●桑室用暖爐●桑切庖丁●桑切鍊●桑筬●蠶糸器械附屬小道具一式發賣●デニール撿尺器●製

●改良農具圖解說明報告要望の士へは二錢投せば進呈可仕候
●買掛望みの方は御申越被下候へば詳細御通知可申上候

改良農具製造發賣元
東京市淺草區田町二丁目十七番地
內國農具改良組本部
部長　關根太左衛門

奉祝會

料理兼業　亀山町東町　しまや事　村田豊次郎
田町西町　桐屋事　坂多吉
亀山停車場前　ふじや事　栗本せん
亀山町東町　いせや事　駒田竹次郎
同町東町　魚庄事　中野嘉一

右町内廉價ニ勉強仕候間御光來ヲ俟ツ

叮嚀廉價ニ勉強仕候間御光來ヲ俟ツ

同　柴町　河内屋　山本義人
同　上濱町　かめ井　松本総作
同　丸之内　松式　田友吉
同　伊豫町　橋　源平
同　坂　藏
同　筒井　ス
同　屋　
同　屋　
同　龜　

津市観音寺町　岡林村若田常盤
東瀧町　魚瀬加柿魚金
同中之番町
同東町
立町
北町
西町
京口町
鍛冶町

奉祝會　旅亭

各國諸船荷問屋　徳島市中通町二丁目　山本義人
同市柳町　同市や町事　山本総作
同市同町一丁目事　和田友吉
同勢見崎町事　志摩源平
同志摩屋内魚町事　永隼藏
同徳永町事　徳中村ヤス
同立川事

旅亭

強仕候

東京芝區芝口三丁目二番地新橋通
伊勢參宮
御定宿　**山城屋實記**

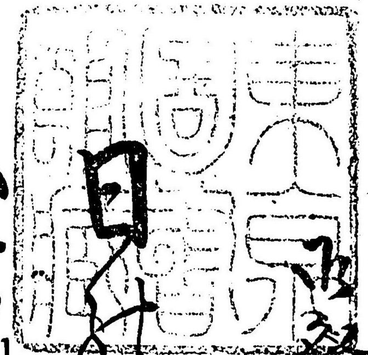

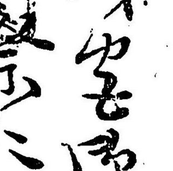

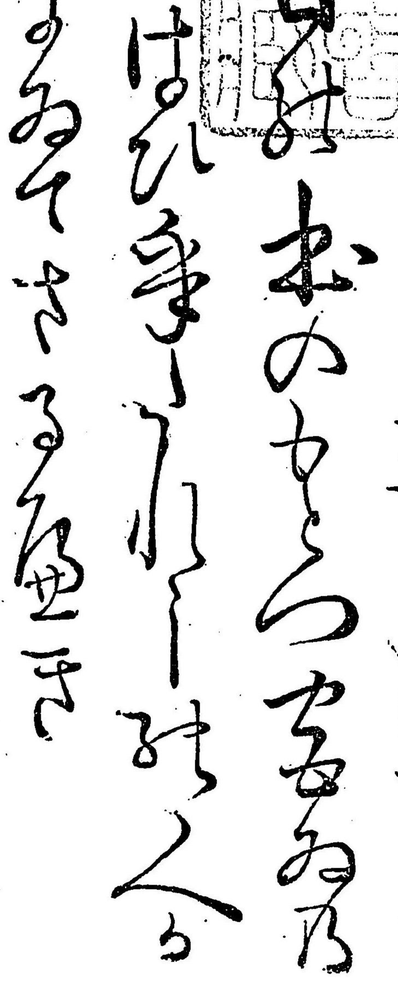

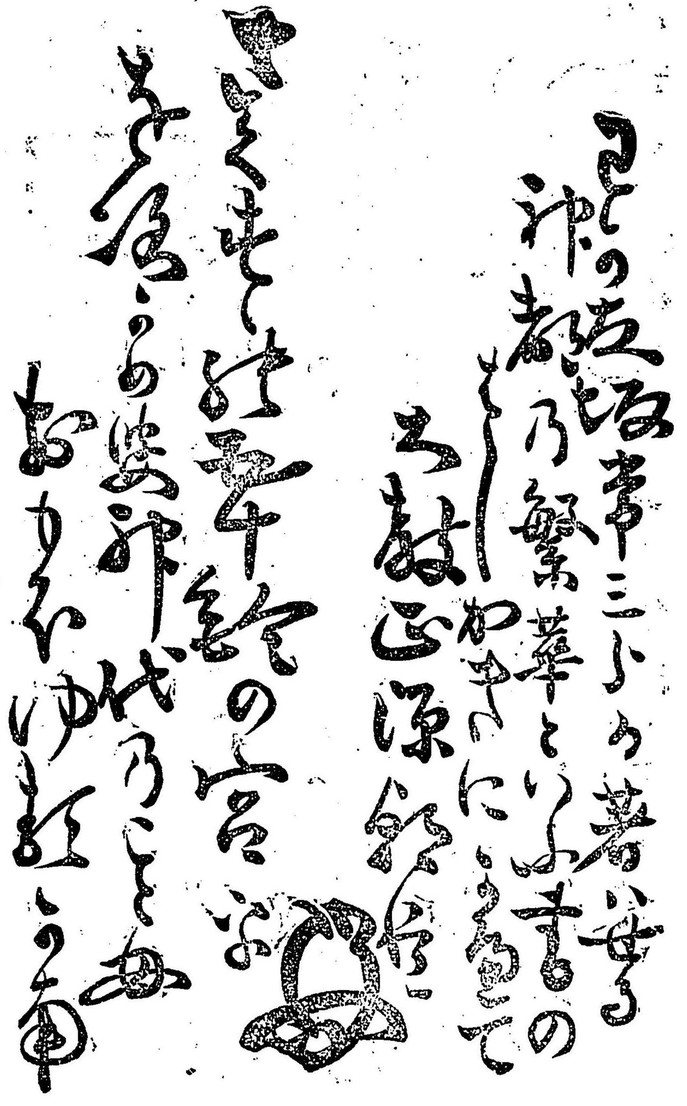

神都の繁華

發行大意幷に趣向

「神風の伊勢國は、二に常世の浪重浪歸する國、傍國の可怜國と云ひ、神宮の鎭坐したまへるより、また稱して神都をいふ、蓋し神都の名稱は、古事記に、皇のはじめと思へば、千早振伊勢ころ、神の都なりけれあと、見ゆるを始めとす、神宮は、實に天地百神の主宰にて、在しませは、其地を稱して、然か云はむも、其理はりにかなひけむかし、

今春、神都に於て、行はるゝ、御鎭坐一千九百年、奉祝紀念祭は、其祭典の御鎭坐紀念として、古來前例それなき、盛擧たるのみならず、內外人の贊同して、これに參列するもの、百萬以上なるべしと云へは、左らぬたに春分の、緑山野花の眺め豐かに、其間啼鳥の好音に、耳の樂しみをかて、氣候長閑に、人氣麗らかなる好時節、東より、西より、北より、南より、參宮者の、蝟集して、いと賑やかなる比ほひなるを、更に屠々千百倍の繁華を增し、その盛況は、筆舌の克く悉くす所にあらず、されば、不文余が如きもの、之を記せんは、中々に愚かなるへし、

然れ共、吾人の此祭典に於る、まことに千歲の一遇にして、此祭典のまた、王政の古へに復古、

皇國の稜威、世界萬國に煌煌たる、この明治三十年の大御代に、行はるゝもの、皆偶然にあらざるを、思念すれは、余か位置の職分よりてれを度外に傍觀せんは、本意ならす、乃して此祭典は、御鎭坐紀念の權輿として、筺を後昆に垂れ、爾後百年毎に、之れを行はしむるの旨ありと云へば、之を紀念せむてと決して無益の業にあらざるへし、今本書を題して、神都の繁華と云ふ、勿論當祭典の盛況を罔羅して、繁華を示すにありといへども、愚衷存する所、亦之に外あらざるなり、

本書は、之を分ちて七編とし、第一編に於て、先つ之か發起の次第を叙し、猶發起者たる神宮敎の梗概を述へて、周ねく之を紹介し、第二編　神宮の御事を記し奉るに至りては、加ふるに、現行司廳官制、職員、服制、神宮費より、遷宮年表、齋王年代大麻曆本の事等、重要なる數件、幷に之に附するに攝末社を以てして、其規模の沿革と、を知るに便ならしむ、第三編は、奉祝御祭典の次第を詳記し、四編は、特ユ觀覽せしめらるべき、時雍、賓日、農業の三節を表章し、第五編は、神都の名勝にして、宮川と神社港との二路より、宇治山田を經て、二見に至るの間、順次附近の名勝を指示したり、第六編は、即ち參宮沿道汽車汽船の發着時間、幷に賃金表等を揭げ、間々又之に名勝、物産、旅亭を附記したれは、往來の必要は、殊に本篇に存せり、前編本編、共に、地圖を附し、迷途の憂無らしむ、第七編は、これを結ふに神德を以てして、俯仰崇拜、敬事の誠を加へしめむを庶幾す、

以上七編にして、本書の面目全く備はる、若し子細に之を吟味せんには、此餘記すべきの件、猶多々あるべしといへとも、窃に憾む、僅々たる、此小冊子、紙數限あり、値度あり、もとより、大に力を擅まゝにするの餘地無く、且余雜務執掌、徐ろに、意を用ゆるの暇に乏しく、閲を偸むて、草々記したる、微志但　要領を得るに在るのみ、若し夫れ遺漏の拙文と、大方諸君、請ふ幸ひに諒せられよ

思無邪堂　主人　謹んで白す

●目　次

○第一編　奉祝紀念祭發起幷に準備
奉祝紀念書○奉祝祭組織㊀證券㊁祭符㊂紀念扇㊃紀念盃㊄紀念扇○奉祝祭事務係○神宮敎沿革○職員○本部、敎會、講社、說敎所、學校、及敎師、職員、生徒、敎徒、信徒等の員數
○第二編　神宮　附別攝末社
神宮御鎭座及宮域位置㊀神宮司廳㊁職員㊂服制㊃神宮費㊄社入金㊅年中御祭典㊆遷宮年代㊇齋王年代㊈大麻曆本㊉太字㊊大々神樂㊋神苑會㊌參拜人員㊍御陰參り○附別攝末社

○第三編　奉祝紀念祭典
神宮敬本院○御祭式○齋主祭官○參拜者待遇○參拜者心得○神拜詞
○第四編　特許參觀場
特殊舘　寶日舘　農業舘
○第五編　神都名勝
宮川神社鞜の二途より二見浦に至る迄の名勝數百ヶ所
○第六編　各地滊車滊船發着時間及賃金
附名勝、物産、旅亭
○第七編　御神德
天照皇大神　豐受比賣大神　大和姫命

神都の繁華

思無堂　坂常三郎編輯

第一編　奉祝祭發起并ニ準備

こゝに御鎭坐奉祝祭發起の次第を尋ぬるに當明治卅年は恰も伊勢　皇大神宮一千九百年にあたれるをもて神宮の大御教を宣布するを任務とせる神宮敎院はその紀念奉祝祭を擧行せんとて去る明治廿七年春同院第二通常會に於て滿場の贊同を得てこれを可決し爾來孜々として準備怠慢なく昨廿九年三月より愈々其實行に着手せしか全國部下の本部敎會は一齊に力を盡して斡旋し意外の好果を收めたり要するに又神助無くんはあらさるなり抑此祭典の曠古未曾有の盛典たるは言ふ迄もなし吾人のこれに逢着したるは此上もなき幸福となむ謂ふべけれ之れか發起者たる神宮敎院の光榮と當局其人の名譽とに至りては五十鈴川の流れたへせぬ限り明治聖代の一美擧として無窮に盡る期無らむされは先つ左にその準備を略叙してこれを讀者に紹介せむ

準備一　奉祝祭趣意書

伊勢皇大神宮は世人の普く知る如く天照皇大神を鎭め奉れる大宮なり此御大神はしも大御光麗しく坐々て天地の內に照り徹らし給へり然れは御父母と坐す伊弉諾伊弉冉二柱の大神は我御子多けれども斯ばかり尊き御子は非ずと仰せられて天上を授け奉らしゝなり爰に於て大御神の天津國を治め給ふ事と定りしより天地月日を造り給ひし高皇產靈神皇產靈の二神と申せども大御神の大權威を崇め給ひ萬の大御政を幽に立して輔け奉らせ給ふ事と成にしかば天地押並て皆大御神の思召す御心に治め給ふ事とは成りぬ此故に古語拾遺と云ふ書には大照大御神は祖とも宗とも坐々て尊き事二つ無く其餘の神等は子なり臣なり誰か人直心に抗く神有らめやと記せり信に天地の限り大君主と坐々て四海萬國の內人民は更なり草木蟲魚に至る迄も大御光を蒙り御恩頼を蔽き奉らざるは非るなり斯の如く天上の君主とては在さゝりしに依て大御神の御心として御孫天津彦々火瓊々杵尊を大地上の君主と定め給ひ天降らしめ給ひし時に御寶代として御手自授け奉り給へりし八咫の御鏡はしも代々の帝王體を放ち給はずして御座の內に鎭め奉るべき御寶代なりし事を恐れ多く思召れて姫宮なりし豐鋤入姫命に仰せ付られて大和國の笠縫邑と云ふ所に遷し祭らせ給へりき斯て次の帝の御代に至り前の姫宮に代らせられて倭姫命と稱し給ひし姫宮の

仕へ奉られし時に伊勢國は實に美き國なり此國に大宮を仕へ奉れと大御誨言有しかば宇治の五十鈴の川上に大宮造り鎭め奉れるは即垂仁天皇の二十六年九月十七日なりき其より後は此大宮に鎭り坐て遷り動かせ給ふ事無く上は朝廷を始め奉り下萬民に至る迄大御惠を垂れ給ふ事天日と共に一日も變る事有る事無し殊に去る明治二十七八年に至りかの淸國に打勝ち遂に蠻島を治め給ふことゝなりぬるは　天皇陛下の健く雄々しき御威德と皇軍人の武勇に因る事とは雖も大御神の神宮より御守護有らせられしに依てこそ此喜び事に逢りし者と知られたれ爰に來る三十年は今の大宮に御鎭座の年より千九百年に相當すれば右の　慶事に合せて奉祝祭を執行せんとす抑も地球上に人と生るる者は神より授かりし神魂有り智識有り君臣父子夫婦兄弟の道を始め人の行ふ可き業を知り生涯神習ふ公民にして父母に孝心有る者　各自一身の本を思はさる者は有る可からず其本を思へば皆是天神地祇の子孫なる事明白なり然れば天神地祇の子孫にして天神地祇を崇敬はざる者は有る可らず天神地祇を崇敬ふ者にして其天神地祇の祖宗とし奉戴し給ふ所の天照大御神を崇敬ふ可きハ勿論の事なり神魂有りて智識を具ふる人を豈此　理を解らざる可けんや人生僅か五十年と云ふ長しと云ふも百年を超る者は甚稀あり然れば此大典に逢はむ事を冀はむと爲るも決して得らる可き者に非ず然るに今此の大典執行の時に遭遇るは實に期せずして自然に此幸福を得たる者と云可き者なり如此貴きこと二無き大御神の皇孫として天津高御座に坐して天地と共に永遠無窮ヨ此帝國を治め給ふ明治の　聖代ヨ生れ上中下の差別無く繁昌にして快樂を極むる國中四千餘萬の同胞中國々處々に一戸を構ふる程の人々は總代として一戸一人の參拜者を出し古例に隨ひ臨時御陰參りを起し宮城も動む計りに參宮有りて子孫の幸福を求め合せて海外の諸國に對し倍々皇威を輝かし給はむ事を祈り奉られむ事を希ふになむ

明治廿九年三月

神宮敎々院

準備二　奉祝祭組織

一　奉祝祭期日

期日は明治三十年三月十日より五月十八日まで十週間乃ち七十日

二　奉祝祭御神樂

奉祝期日中は毎日十五座の御神樂をあぐ尤も參詣人の多少ヨより其座數は增減せらるゝことあるへきも結局期日中に壹千座以上の御神樂をあぐること

三　奉祝會員

奉祝會員とは奉祝祭の證符を受けて參宮するものを云ひ奉祝祭會員たらんと欲するものは內地人と外國人とを問はず一般に之をゆるすも只强て勸誘せざるのみ

四　奉祝會員の種類竝に差別

會員を分ちて特別會員通常會員の二種となし特別會員は金參拾錢を寄附するものを云ひ通常會員は金十錢を寄附するものをいふ

五　特別會員の待遇〇は通常會員に異なるしるし

特別會員は左の如き待遇を受くへし

一　神宮敎本院祓所に於て修祓　二　神宮敎本院直會殿

ニ於テ敎長面接㊃四　神札、神酒、神饌、紀念盃、紀念扇、授與㊃五　敎殿に於て講演聽聞㊃六本宮に誘導し齋主祝詞奏上㊃七　御神樂殿に於て御神樂奉奏㊃八　時雍館に於て御寶物拜觀㊃此外農業館○實日館等の觀覽を許され猶官私鐵道及滊船の賃金割引を受く

通常會員は左の如き待遇を受くへし

一　神宮敎本院に於て修祓　二　神供和載㊃三　講演、聽聞㊃四　本宮に誘導し齋主祝詞奏上　五　御神樂殿に於て御神樂奉奏㊃六　時雍館に於て御寶物拜觀㊃此外農業館の觀覽を許され猶官私鐵道及滊船の賃金割引を受く

㊃七　會員祭典後の待遇

奉祝祭會員たるものは通常と特別とを問はず祭典後と云へとも猶左の待遇を受くへし

一　奉祝會員名簿は本院神殿に納め永遠祈願を爲すこと㊃二　奉祝會期日後と雖も奉祝祭符を携帶するものは何時も本院に於て祓式を授け神酒神饌を戴かすこと

是れよく、會員たるへきものゝ、心得置くへき所なり、また敎院は、募集手續行屆かす、俄かに思ひ立ぬるものゝ、便宜をはかり、勢地の旅舍を指揮して、臨時會員、募集の手續を設けたり、此手續によるときは、たとへ開期の後と云へとも、何時も參宮して、直ちに會員たるを得へし、その方法は、

一宇治山田旅舍ニ於テ拾四名ノ取締人ヲ置ク㊃二取締人中ニ五名ノ取締委員ヲ置ク㊃三右取締ニ於テ臨時會員募集ノ旅舍ヲ撰定シ其人名簿ヲ神宮敎院ニ差出スコト㊃四會員募集ノ期間内ニテ自宅宿泊ノ旅客ニ限ルモノトス㊃五會員募集ヲ許サレタル旅舍ハ證券携帶會員ト臨時會員ト二論ナク丁寧ニ接待シ一切不都合ノ取扱ヲ爲サヽルコト㊃六會員募集ノ旅舍ニ於テ前條不都合ノ所爲アルトキハ取締人其責ニ任シ敎院ニ對シ聊カ御迷惑相掛申間敷コト㊃七會員募集ノ旅舍ニ於テ前條不都合ノ所爲アルトキハ取締委員協議ノ上臨時會員募集ヲ差止メ并ニ前々取次ノ手數料ヲ拜受セシメサルコト㊃八神宮敎院ヨリ諮問其他申渡ノ事件アルトキハ取締人一同協議ノ上決定スルコト等ニシテ其旅舍ノ人員ハ取締委員井村大安、澤瀉凱術、八木甚平、孫福敬太郎、北村長藏、取締役村正貫、西田周吉、龍重光、岡田善九、多氣源助、松島喜三郎、松村和勉治、三日市大夫治郎、白井潤三なり

旅舍、若しこれにそむくあらは、會員は、直ぐ訴へて、處分せしむることを得べし、

㊃證券は、通常會員、特別會員ともに、同じけれど、只色を以てこれを分ち、特別を白とし通常を青となす、券の効用は、左の圖を見て知るへし、

表

明治卅年三月十日ヨリ同年五月十八日マテ　但日限經過スレハ効力ヲ有セス

御親署

奉祝祭參列之證

千九百年

伊勢　神宮敎本院

裏

此證ヲ所持スル人ハ神宮敎本院ノ寮舘ニ至リ此證ヲ係員ニ渡シ撒下ノ御寶物ヲ拜觀スルヿヲ得

但毎日午前八時ヨリ午后四時限リ

明治卅年三月十日ヨリ同年五月十八日マテ　但日限經過スレハ効力ヲ有セス

御親署

御神樂奉奏之證

伊勢　神宮敎本院

此證ヲ所持スル人ハ神宮敎本院ノ誘導ニ從ヒ大神宮ニ參拜シ御神樂殿ニ至リ此證ヲ係員ニ渡シ御神樂ヲ奉奏スルヿヲ得

但毎日午前八時ヨリ午后四時限リ

明治卅年三月十日ヨリ同年五月十八日マテ　但日限經過スレハ効力ヲ有セス

御親署

御寶物拜觀之證

伊勢　神宮敎本院

此證ヲ所持スル人ハ伊勢ニ着シタル時宇治浦田町神宮敎本院ニ出頭係員ニ奉祝祭符ヲ示シ此證ヲ渡シ祭典ニ與リ祈念ノ神饌ヲ拜戴スヘシ

但毎日午前八時ヨリ午后四時限リ

●祭符は、錦地に圖の如く、御紋と文字を織出したるものにして、二種あり、特別會員の祭

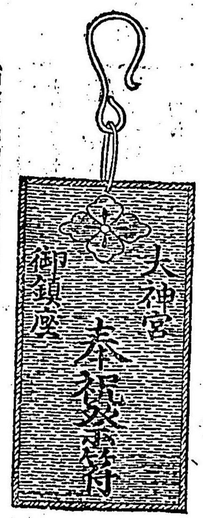

符は其色紫適當のは其色赤也、寸法地質は皆同ト、

此祭符は何地にても出來へくものにあらず、敎院は特に京都西陣に注文せり其織工は何れも巧工を擇ひ其織場には七五三繩を張りいと清淨をつとめしとそ甲乙調進人は

(甲)●織物調進人京都市三條通九東入梅忠町荒木伊助同製造人錦織物師京都市大宮通笹屋町下ル榮町寺尾太三郎

(乙)●織物調進人京都府山城國紀伊郡深草ノ里 深草土器師 第五十八世 平田平右衛門 同製造人京都市大字通上立賣上ル 伊佐町洞本庄七番戸 寺尾太三郎

●紀念盃は深草燒にして其製造人は

右深草燒の來歷といふを聞くに深草の土器はもと桓武天皇平安遷都の頃歌仙猿丸太夫の作り始めしものなるを平田の祖先其業を傳承し文祿年間一層之を改良して世に深草土器の名聲を揚くるに至り畏くも 朝廷の御即位幷に御祭典の祭器より幕府諸侯の祝典歲旦屠蘇用等に調進しつゝ連綿數十代を歷て今に至るといふ以て此紀念盃の品位を知るべし

●紀念扇 扇面の華表は伊勢宇治の書家磯部百鱗の筆にして此華表は內宮第四御門の華表を摸寫せしものにて贊は福羽子爵なり

神宮御鎭坐千九百年のみまつりに尊としや伊勢の神垣千とせ歷て

また千とせも近つきにけり

製造は伊勢宇治山田と京都の二か所なり

●奉祝祭事務員 神宮敎院にては左の諸氏專ら其事務を擔任せらる

奉祝祭事務長 辨理大敎正 神田息胤

同 事務次長 辨理中敎正 塚田菅彥

○事務掛中敎正緖方萬○權少敎正田村猛麻呂○權少敎正森岡顯道○此外各本部敎會等にはまた夫々事務係を定めたり○次に當祭典の發起者たる神宮敎の何者たるかこれを知るは必要ならむ左に其梗概を示すべし

●神宮敎略沿革

一神宮敎院及各本部敎會の創始

神宮敎院、各本部、敎會の創立は、明治五年八月、敎務省達、神官敎導職の兼補に本く、時に神宮祭主以下宮掌に至る迄、皆敎職に補し、神宮司廳に、敎務課を置き、三重度會兩縣に布敎す、同年十月、敎務課を改め、別に神宮敎院を設け、翌年四月、今の本院を置く、當時祭主大敎正近衛忠房、大宮司中敎正本莊宗秀、各禰宣以下の敎職を率ひ、各縣を巡敎し、祭主を敎長、大少宮司

を、副教長、禰宜以下職員を教長代理と稱す、尋て各地の教務頻繁なるに隨ひ、便宜教會を設け、御分靈を奉鎭し、教務を扱はしむ、東京大坂は特に神宮司廳出張所と稱し、其內に教會を置く、明治六年七八月の交近衞祭主歿す、十月本莊大宮司も亦歿す、七年一月、大教正三條西季知祭主に、中教正田中頼庸、大宮司に任せらる、是に於て、教義を擴張し、人材を登用す、皆一時の撰なり、八年三月、司廳今の東京教院を購ふ、三條西祭主、辭任、同年夏、久邇宮朝彦親王殿下、祭主に任し玉ふ、九年一月教部省達を以て、神道教導職を三部に分ち、千家八家稻葉の三大教正の分担とし、十月、更に田中頼庸を大教正に補し、四部担任とす、同年、全國を區劃して、教區を定め、教區內に本部を設け、禰宜以下をして、代勤し、順次教會分教會を置き、布教結社、麻暦頒布を扱はしむ、之を神宮教院、各本部教會の創始とす、

二神宮教分立及名稱

明治十五年一月二十四日、內務省、乙第一號達を以て、俄然神宮教導職の兼補を廢す、此時祭主、大教正、兼神宮教院、大教長故久邇宮殿下は、祭主專任にならせ玉ふ、然るに、明治五年來、十年間經營したる、教院、本部、教會、及職員、講社員等爲めに失途の厄に頻す、是に於て、田中頼庸、斷然大宮司を辭し、教導部に入り、各本部教會の担任、禰宜以下、皆教職となり神宮教院を創設し、始めて、司廳と其手を離つ、是れ制度の然らしむる所、已むを得さるに出つ、故に內務省、特に處分條款を定めて、頗る神宮教を保護す、其名稱亦其命する所あり、之を神宮教分立の理由となす

三神宮教大革新

神宮教は、分立以來、種々の困難を生し、加之、當局其人を得す、委縮不振の境に陷るもの、凡そ七八年、斯くて明治廿六年に至り、內訌爆發機運一變、復抑止すへからす、會小山田辨理歿して、事故なく平らくを得、是に於て大教正藤岡好古、大教正篠田時化雄、大教正神田息胤權大教正甲斐一彥諸氏、卒先之か革新を謀り、廿七年春、大に全國本部長を召集して、會議を起し、從前の組織を改め、積弊を除却し四年一回會議を開きて、諸務を議決し、また、管長辨理改選の制を立て、尙當局者の專制を豫防する爲め、常住諮詢會員を置き、事大小とおく、之か同意を得るにあらされn、擅行するを得さらしむ、又一方には教林を發刊して其主義方針を公にし、學校を設けて、人材養成の所とし、征清の戰役には、各教各派に卒先して從軍布教使三人迄を派し、臺灣本部を增立し、蕃民教化を勉むるを最とし、或は廿七八年役に、東北海嘯に、各地風水害に、凡そ災變ある毎に、皆克く部下を奬勵して、義捐救助に力を盡し、其他苟も公擧にかゝる事にありては、大抵之を贊助せさる無く、僅々四年の間に於て、其教義擴張に於て、其國家の爲め、社會の爲めに盡すに於て、大小の諸務綱目 竝ひ張り、庶績頗る見るへきものあり、且伊勢に本院を、東京に教院、及拜殿を新築し、神殿を修繕して、其規模も亦大ふ備はる、而して猶基本財產の餘裕ありと云ふ、若し此趣を以て、進捗せは、神宮教の前途、多望也と謂ふへし、今や通常議會開期に際し、管長辨理改選の時に當れり、將に之を了るに、奉祝紀念の大盛典を以てせんとす、嗚呼又勉めたりと謂ふへき哉、

●神宮本教院幷に二十九本部の職員

●東京神宮教院（東京麹町區有樂三丁目二番地）

事務取扱　大教正　篠田時化雄

辨理（常在）　大教正　藤岡好古

（庶務課長權大教正村田猛雄●會計課長權少教正田村猛雄）

（事務課長中教正緒方萬）

辨理（交代）　中教正　塚田菅彥

總務課長　中教正　吉村春樹

●伊勢神宮教本院（伊勢度會郡宇治）

大教正　山內豐章　大教正　松本正泰　權大教正　甲斐一彥

●諮詢員

中教正　塚田菅彦

中教正　清水廣景

●全國貳拾九本部（錄事以下略）

○東京本部（神宮教院直轄）

○愛知本部　長　權中教正　大島爲足
（名古屋市南大傳町）　幹事　權少教正　寺尾寬節

○度會本部　長　中教正　吉村春樹
（伊勢度會郡宇治）

○大垣本部　長　大教正　戸田氏貞
（岐阜縣大垣町廓町）

○京都本部　長　大教正　篠田時化雄
（京都寺町四條）　幹事　權中教正　鬼島幸雄

◎大阪本部　長　中教正　石井貞生
（大坂市靭北通）

○岡山本部　長　中教正　森津常正
（岡山市天瀬町）　幹事　中教正　岡直盛

○愛媛本部　長　中教正　潮見琢麿
（松山市西堀端町）

○高知本部　長　大教正　山内豐章
（高知市帯屋町）　幹事　中教正　大久保時者

○廣島本部　事務担任權少教正　岡部百樹
（廣島市大手町）

○鳥取本部　長　中教正　森津常正
（鳥取市西町）　幹事　權中教正　矢田隆勇

○福岡本部　長　中教正　船曳衛
（福岡市博多釜屋町）

○熊本本部　長　大教正　藤岡好古
（熊本市鍛匠町）　幹事　權少教正　宮川宗保

○長崎本部　長　中教正　川浪眞世
（長崎市大村町）　幹事　少教正　中川操

○鹿兒島本部　長（欠）
（鹿兒島市松原神社内）

○鶴崎本部　長　權大教正　清原博見
（大分縣鶴崎町）

○岩手本部　長　大教正　松本正泰
（盛岡市八幡町）　幹事　少教正　赤前擇賀

○弘前本部　長　大教正　松本正泰
（弘前市）

○福島本部　長　權大教正　甲斐一彦
（福島縣安積郡開成山）

○金澤本部　長　中教正　北山重正
（金澤市）　幹事　大講義　安達弘通

○秋田本部　長　中教正　山田大路元安
（秋田市土手長町）

○宮城本部　長　中教正　清水廣景
（仙臺市片平町）

○上田本部　長　大教正　神田息胤
（長野縣上田柳町）　幹事　權中教正　田中即之

○新潟本部　長　大教正　溝口直壹
（新潟市西大畑町）

○鶴岡本部　幹事　權中教正　渡邊綱太郎
（羽前國鶴岡町）　事務擔任　少教正　岩井易清

○函館本部　長　大教正　松本正泰
（函館市船見町）

○宇都宮本部　長（神宮教院直轄）

○台灣本部　長（欠）

●神宮教本部教會講社說教所員數　●本部二十九、●教會四十五、●分教會百十八、●附屬教會十九、●講社事務所三百十五、●出張所二十四、●說教所三十四、　合計五百八十四ケ所なり

●神宮教學校及教師生徒員數　學校凡て十三ケ所にして●授業師三十六人●職員十四人●現在生徒三百六十八人也

●神宮教全國教師員數　大教正以下試補に至り實に九千六百四十二人なり

●神宮教全國教會徒及信徒員數　教徒（教徒は雜式を托するものをいふ）合計十六萬二千〇四十三人にして內男十萬〇八千〇五十二人　女五萬參千九百九十一人なり　信徒合計百六十八萬六千〇〇四人にして　內男百三十九萬三千二百〇四女二十九萬二千八百人なり

第二編　神宮　附別宮攝末社

○內宮御鎭坐　五十鈴宮又朝日宮と稱す外宮御鎭座以前は度會宮と稱せり內宮外宮の号並し柴雀帝天慶五年に始まれりおほかはのみや

本宮は、天照大神を齋き奉れる、大宮にして、大神、又大日靈貴とも、天照大日靈尊とも稱へ、伊

非諾伊弉册尊の御子にして、高天原の大主宰、帝室の大御祖に坐せり、御生れまし〳〵時より、奇く妙なる大御徳を具へさせられ、光華明彩、六合に照徹し玉ふ、本宮奉祀の御鏡代は、大神天岩窟に幽居の時、石凝姥神の造り奉りし、八咫の御鏡也、此鏡は、皇孫遥々蓂命、この國に降臨あらせらるゝ時、御手づから、授けたまへる所にして、此之鏡者、専為二我魂一、如レ拝二吾前一 伊都伎奉と、詔らせ玉ひき、されは、後代々の天皇、此大詔のまに〳〵、同殿共床に、齋ま奉らせ玉ひしを、崇神天皇の御代に至り、神威を畏み、皇女豊鋤入姫命に託け奉りて、六年秋九月、倭國笠縫邑に移し参らせ、磯城神籬を立てゝ、齋き祭り給へり、是即皇居神宮、所を異にし給ひし始めなり、三十九年に至りて、又但波の吉佐宮に移らせ給ひしか、再倭の國に歸らせ給ひて、伊豆加志の本宮に、齋かれ居給へること、八年、其後豊鋤入姫命御老年によりて、更らに倭姫命を、御杖代と定め給へり、是より命大神を戴き奉りて、五十餘年の間、諸國を巡幸し、大宮地を覓め玉ひき、美の國より、伊勢に到り玉ひし時、大神誨へ宣はく、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國と、命乃ち御教の隨に、佐古久志呂、宇治の五十鈴の川上なる、今の大宮地に鎮め奉らせ玉ひし也、これ實に垂仁天皇二十六年、冬十月十七日にして、當明治三十年に至りて、一千九百年なり、

●内宮々域位置

○宇治橋　宮域の境、即五十鈴川に架す、長五十一間濶さ四間古へは狭小なる橋なりしが、永享六年足利義教参宮の時、改めて大橋とす、擬寶珠欄干など装飾せしは、豊臣氏の時と云ふ、

○神路山　神宮御山の惣稱なり○神苑　宮域入口にあり、明治廿二年四月より始めて之を設く、園内泉石花木、整然として頗清楚あり○表見張所　神宮衛士一時間交替にて晝夜を戒む○一鳥居　**本宮の敬禁は大神宮司廳宮中の敬禁は両宮の廳舎にて行ひしを維新の際之を廢して更に此廳を置く**

○一ノ鳥居　参道の正面也明治維新以前は、此内へ、兵杖を帶び佛具を携へて入ることを禁せり○行在所　一鳥居参道の左にあり行幸啓の時神官の齋宿する所なり○祓所　参道の右にあり年七度の大祓神武孝明両皇の遙拝を行ふ○手水場　祓所の南川岸よあり此處に石を疊みて水を掬ふに便せしは元錄四年徳川綱吉の生母本荘氏の寄進といふ○二鳥居　官幣以下を淨むる行事所又皇族下馬所○時雨館　二鳥居を經て左方にあり始めは誦教所今は撤下神寶陳列所○神札授與所　時雨館の次○御神樂殿　授與所の次御供を捧げ神樂を奏する殿舎乃ち奉祝祭大々神樂奉奏の處○五丈殿　又百會院と云　神樂殿の次勅使饗應の所○酒殿　五丈殿の北神酒を醸す所○忌火屋殿　五丈殿の東御饌御酒を調理する處内庭祓所あり奉仕神官と共に修祓す○荒祭宮遙拝所　参道の左にあり○玉串行事所　第四御門に進む道傍○御贄調舎　板垣御門の南石疊の下にあり傍ら傍に五尺許の石壇あり豊受大神の御坐とす蓋三節の御祭典には特に此處に迎へ奉り其御前にて御贄調理を仕へ奉る也○御川　調舎の前にあり源を志勢兩國の境に發し宮域を貫き五十鈴川に合す○南荒門　第四御垣門の南にあり冠木の鳥居と稱す第三の御門也○南宿衛屋　板垣鳥居の内にあり神官齋夜宿衛す○外玉垣御門　荒垣御門の内に在り第四の御門也○南宿衛屋　板垣鳥居の内にあり神官齋夜宿衛す○外玉垣御門　荒垣御門の内の方、官幣を點檢する所也齋王候殿を改造せし者と云○石壺　第三鳥居の左右にあり石を疊みて之る標す神祭の時勅使弁に神官等着席の處とす右は勅使宮司左は禰宜内人等の坐とす式に所謂飯位是也○八重榊鳥居　第四御門の内にあり鳥居の左右に榊を結付く○内玉垣御門　一に玉串御門と云ふ　八重榊の鳥居の次、明治維新以前は參宮人此にて拜せりと云ふ○番垣御門　玉串御門の内にあ

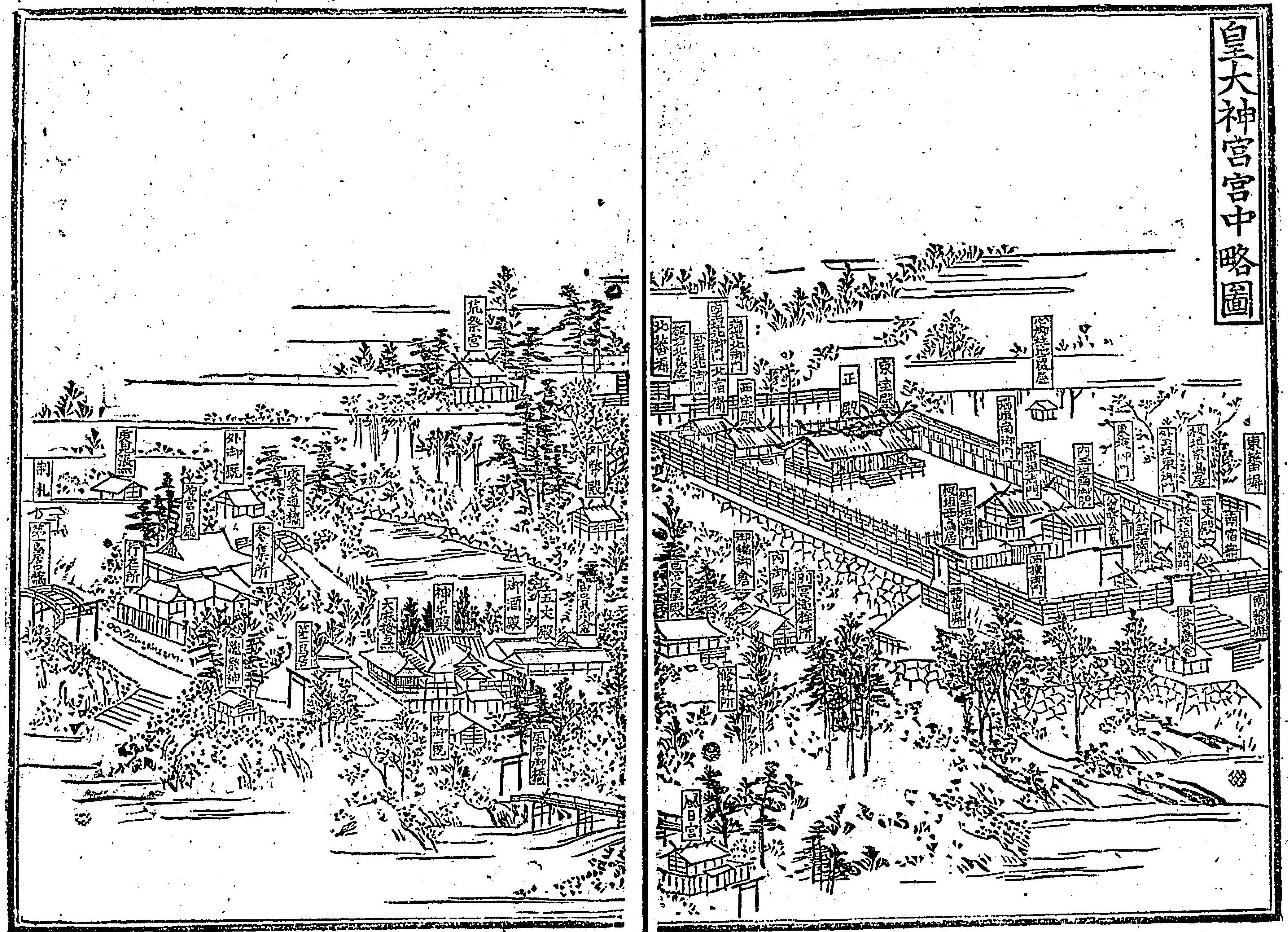
皇大神宮宮中略圖
荒祭宮
制札
外御厩
外幣殿
行在所
参集所
神楽殿
御酒殿
五丈殿
中御厩
風宮御橋
北番所
正殿
東宝殿
西宝殿
東番所
南宿衛
南番所
御稲御倉
内御厩
修祓所
風日宮

り俗後頭御門とも稱す○瑞垣御門（一に内院御門と云）蕃垣御門の内にあり

正殿　天照大御神一坐　相殿神二坐　殿制は南面にして萱葺堀立柱なり屋上の兩端にて南北に斜出する木あり之を搏風と云ふ又棟上に駢列したる短木あり鰹木といふ其他結搆凡て太古淳朴の風を存す○裏御門正殿の裏に當る御門なり○荒祭宮　本宮左の坂上にあり天照大神の荒魂を祭る第一の別宮也○風の宮　五十鈴川を隔てゝ時雍舘の南方にあり（別項）

御集　五十川纈む心の深ければ天照る神ろ空に去るらむ　後鳥羽院
玉葉集　神風や朝日の宮の宮うつし影長閑なる世にこそ有りけれ　鎌倉右大臣
夫木集　千早振五十鈴の宮のます鏡曇らぬ御代を照すぞときく　雅忠

參宮短歌　三首ノ一

林色陰濃嵐色陳、山光秋霽晨光新、心清五十鈴河上、便向宮前拜日中　山崎嘉

○職員　祭主勳一邦憲王　宮司正五鹿島則文　權宮司正六岡部譲　禰宜從七木村勝隆　正七檜垣貞吉　權禰宜正八小村勝　正七山田岩次郎　正八有馬百穎　正八下田義天類　正八坂上成美　正八青木陳賓　正八勝野正満　主典 正八飯田三[illegible]　正八[illegible]　正八内山正命　正八松本[illegible]　正八十文字[illegible]　正八[illegible]　正八小林吉[illegible]　[illegible]　宮掌三十八名外[illegible]七十五名[illegible]二十六名あり

●年中諸祭典（内宮）

歳旦大御饌 一月一日午前四時 ○元始祭大御饌 一月三日午前七時 ○御饌 一月十一日午前十時 ○孝明天皇遙拜 一月三十日午前八時 ○大祓 一月卅一日午后三時 ○新年大祭御饌 二月四日正午十二時 ○紀元節祭御饌 二月十一日午前七時 ○新年祭奉幣 二月十七日午后一時勅使參向儀仗兵出張 ○神武天皇遙拜 四月三日午前八時 ○大祓 四月三十日午后三時 ○風日祈祭 五月十四日午前九時 ○神御衣祭 五月十四日午前十一時 ○大祓 五月卅一日午后六時 ○興玉神祭 六月十五日午后六時 ○御卜 六月十五日午后七時 ○月次祭夕大御饌 六月十六日午后十時 ○月次祭朝大御饌 六月十七日午前二時 ○月次祭奉幣 六月十七日午后五時 ○大祓 六月三十日午后六時 ○風日祈祭 八月四日午前七時 ○大祓 九月卅日午后五時 ○神御衣祭 十月十四日午前十一時 ○興玉神祭 十月十五日午后五時 ○御卜 十月十五日午后七時 ○神嘗祭夕大御饌 十月十六日午后十時 ○神嘗祭朝大御饌 十月十七日午前二時 ○神嘗祭奉幣 十月十七日午后五時勅使參向儀仗兵出張 ○大祓 十月三十一日午后四時 ○天長節 十一月三日午前六時 ○新嘗祭大御饌 十一月二十三日午前十一時 ○新嘗祭奉幣 十一月二十三日午后一時勅使參向儀仗兵出張 ○大祓 十二月卅一日午后三時 ○興玉大神 十二月十五日午后三時 ○御卜 十二月十五日午后五時 ○月次祭夕御饌 十二月十六日午后十時 ○月次祭朝大御饌 十二月十七日午前三時 ○月次祭奉幣 十二月十七日午后五時 ○大祓 十二月三十一日午后三時

●外神御鎭坐　止由氣宮又度會宮とも稱す

本宮は、天照太神の御饌津神、豐宇氣大神を、齋き祀れる大宮にして、大神は、御名を、豐宇氣比賣神と稱す、また稻倉魂、或は保食神とも見ゆ、伊弉諾伊弉冊尊の子、和久產巢日神の御子に坐し、百穀發生の原素を掌り、天下の人民に、衣食を幸ひ給ふ、最と貴き御神なり、抑此大神は、もと丹波國、丹波郡、比治の麻奈爲原に坐せしか、雄略天皇の二十一年、丁巳十月朔日、天皇の夢に、天照大神の御託宣ありて、豐受大神を、我か坐す國に欲と誨へ覺し給ひしかは、天皇驚ろかせ玉ひて、度會神主の遠祖、大佐々命をして、大神を麻奈爲より、迎へ來らしめ、山城、近江、伊賀の國々を經て、翌年九月望の日に、此大宮地に鎭め奉らせ玉ひしなり、御鎭坐より本年ま至りて、實に一千四百廿二年なり、

●外宮宮域位置

北御門口　外宮の裏參道なり參宮者便として多く之より詣つ○豐川橋（一ニ北御門橋ト云フ）宮域の境、豐川に架す○裏見張所　神宮衛士晝夜之を警戒す○北御門鳥居　豐川橋を經て、木馬廐の東南、參道にあり○神苑　宮域入口にあり○表見張所　一鳥居の左側にあり○一の鳥居　御宮の本道第一の鳥居なり、往時は此より兵伏佛具を持ちて入るを禁せり○行在所　一の鳥居の内參道

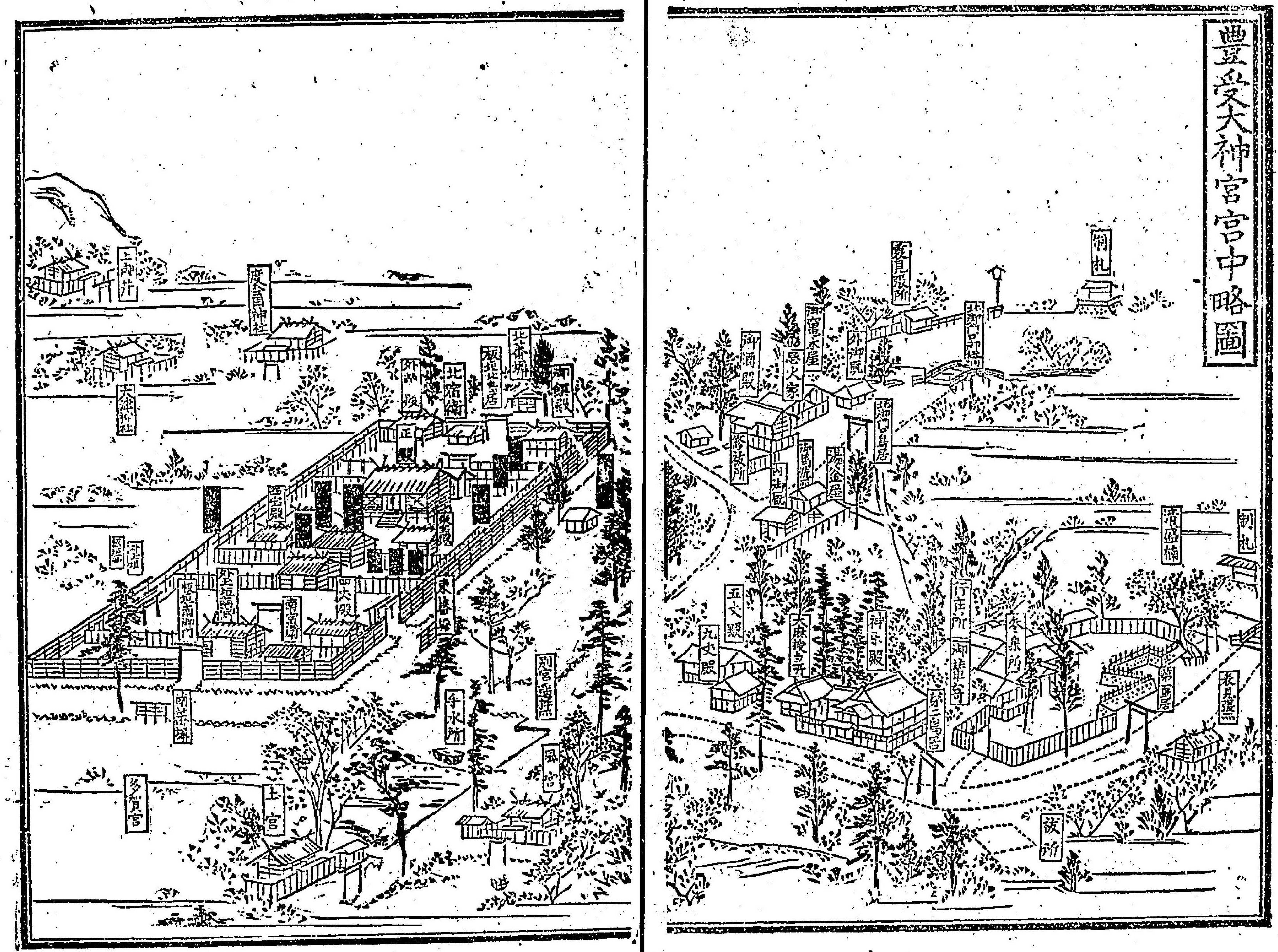

豊受大神宮宮中略圖
制札
五丈殿
九丈殿
神楽殿
祓所
多賀宮
土宮
風宮

の右、行幸啓の節御休泊所に供す○參集所　行在所の北にあり神官の齋宿所なり○二の鳥居　一の鳥居の次にあり、勅使參向の時、大麻、御贄を獻するの式、此所にて施行す○御神樂殿　二の鳥居の内、參道の南にあり、參拜人の志願により御神樂を奉奏し御饌を進むる所なり、明治の新造にかゝる○直會院　五丈殿二宇、九丈殿一宇を總稱す、勅使饗應の所なり、元錄年間五丈殿を再興す、九丈殿は從來のまゝなれ𪜈、稍其丈を短縮せり○玉串所　九丈殿の前の大庭を云ふ、古、宮司禰宜等玉串を取りし所なり○別宮遙拜所　參道の左側に在り外宮の別宮高宮土宮月夜見宮風宮等の遙拜所なり○御池及ひ手水場　御池は、參道の南にあり、傍近の澗水之に注く、手水場は、御池の前にあり○板垣御門（一ニ荒垣御門ト云フ、俗ニ之ヲ第三ノ鳥居ト稱ス、）　此門より板垣を以て周圍を環繞す、故に此名あり、但し板垣は明治二年の遷宮に再興せり○南宿衛屋　板垣御門內東側にあり神官豐夜宿直す○外玉垣御門　板垣御門の北にあり、第四の御門なり、方今の參詣人、此にて拜す、外玉垣は明治二年の遷宮に再興せり○小鳥居　外玉垣門の次にあり○石壺　小鳥居の左右にあり、其儀內宮に同し○內玉垣御門　玉串御門、又は內の重の御門と云ふ、小鳥居の內にあり、其儀內宮に同し○蕃垣御門（一ニ內院御門ト云フ）　蕃垣御門の內にあり、瑞垣を廻らすの御門なり○正殿　豐受皇大神宮　一座　相殿の神三座　殿制、內宮に同し○財殿二殿の乾位、外玉垣と荒垣との間にあり、寶殿の儀、內宮に同し○幣帛殿（又外幣殿ト云フ）　正殿の北、正殿の裏にある御門なり○御饌殿　正殿の艮位、外玉垣と荒垣との間にあり、二宮朝夕の御饌を調進する所たり、往昔內宮の御饌を外宮より齎して供進しけるに、神龜六年、正月、

通路、浦田坂に穢れあるに由りて、此の處より御饌殿を造營し、此にて供進せりと云ふ○忌火屋殿　北御門の西南、參道の西にあり、鑽火して、朝夕の御饌を炊き、之を調理する所なり、本殿と一殿を分けて、炊屋殿御臼殿と稱へしか、今は炊屋殿のみ遺れり○御酒殿　忌火屋殿の傍にあり、御酒を納むる所なり○御厩　參道の東、忌火屋殿と斜に相對す○高の宮　延喜大神式に多賀の宮に作る、正殿の巽位の丘頂にあり、豐受大神の荒魂を祭る○土の宮　高の宮の麓にあり、大土御神、宇賀魂神、太田命の三座を祭る、崇德帝、大治三年、宮號宣下ありしと云ふ

かけまくも畏き豐の宮柱直きこゝろは空にしるらむ　俊成

何事のおはしますとは知られねどもかたじけなさに涙こぼるゝ　西行

㊗年中諸祭典

歲旦大御饌（一月一日午前九時）○元始祭大御饌（一月三日正午前七時）○祈年祭奉幣（二月十七日午前八時勅使參向儀仗兵出張）○風日祈祭（五月十四日午後三時）○月次祭奉幣（六月十六日午後五時）○風日祈祭（八月四日正午前二時）○月次祭奉幣（十月十六日午後五時）○神嘗祭（十月十五日午後十時）○神嘗祭奉幣（十月十六日午後五時勅使參向儀仗兵出張）○天長節大御饌（十一月三日午前十一時）○神嘗祭大御饌（十一月十三日午前四時）○新嘗祭奉幣（十一月廿三日午前六時勅使參向儀仗兵出張）○月次祭夕大御饌（十二月十五日午後十時）○月次祭朝大御饌（十二月十六日午前三時）○新嘗祭奉幣（十二月十六日午後五時）

神宮司廳官制

勅令第三百七十一号　明治廿九年十一月廿八日

神宮司廳職員○祭主一人○宮司一人○權禰宜三人○權禰宜七人○主典二十人○宮掌四十人○祭主は親任とし皇族を以て之に任ず大御手代として奉齋し祭事を管理す但公爵を以て之に任することあるへし○宮司は勅任又は奏任とす祭主の命を承けて祭祀に奉祀し諄辭を奏讀

し内務大臣の指揮監督を受けて所部の職員を統督し廳中の事務を管理す○宮司は廳中の事務を分掌する爲め課を置き及庶務の細則を設くることを得○權宮司は奏任とす宮司を佐けて祭祀に奉仕し廳中の事務を整理す○宮司事故あるときは權宮司其事務を代理す○禰宜は奏任とす宮司又は權宮司の命を承けて禰宜を佐く○主典は判任とす上官の指揮を承けて神饌を調理し大麻及曆を製造し其他祭事及庶務ニ從事す○宮掌は判任とす上官の指揮を承けて祭事及ひ雜務に從事す

◉衛士勅令第五号 二十七年一月六日 衛士長一人○衛士十二人○衛士長は宮司の命を承け衛士を指揮し神宮宮域内の衛仕に任す○衛士は衛士長の指揮を承け神宮宮域内の衛士に從事す○衛士長及衛士は判任官の待遇とず

◉神宮司廳職員俸給表

相當官	勅任	奏任							判任	
等級	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	一等	二等	三等	四等
官名	祭主	宮司	宮司	權宮司	禰宜	權禰宜	權禰宜	主典	主典	宮掌	宮掌
年俸	三千圓	四百圓	三百六十圓	三百三十圓	二百圓	百七十圓	百五十圓	百二十圓	百圓	九十圓	八十五圓

◉同上旅費額

等級		主典	宮掌	禰宜	權禰宜	權宮司	宮司	祭主
一等	汽車賃 一哩 每二	七錢	八錢	六錢	六錢	五錢	四錢	三錢
二、三等	汽船賃 一海里 每二	六錢	八錢	六錢	五錢	四錢	三錢	二錢
四等	車馬賃 一里 每二	十五錢	二十錢	十錢	十錢	七錢	五錢	四錢
	日當 一日 每二	一圓六十錢	二圓五十錢	一圓	七十錢	五十錢		

○神宮神職服制 廿七年一月卅一日 勅令第六号 神宮神職服制は別表の通定む○神宮神職の服制は正服、略服、及齋服とす○正服は大禮の場合に着用するものとす○大禮とは天皇三皇皇太子皇太孫御參拜勅使奉幣大祭朝拜參賀及謁見を云ふ○略服は小禮の場合に着用するものとす○小禮とは毎月恒例小祭日拜等を云ふ○齋服は公式の祭祀に着用するものとす但朝拜參賀及謁見を除くの外時宜に依り正服に換用することを得(附則略)

○神宮費のこと 神宮は他の諸神社とは格別におはしませは特に政府は神宮費を支出することにて神宮費の定額は金參萬圓にして內帑帛神饌料貳千八百八十七圓殘り金貳萬七千百拾參圓の內壹萬八千九百拾三圓を經費に金八千貳百圓を營繕費に充てたり(內務省訓令第一六〇號明治廿三年三月十二日)

◉社入金のこと 神宮は社入金殊に夥しきをもて其の如何に處分せらるゝやは當人の聞ひと欲する所なるか社入金については從て處分規則ありて、社入金總額の中先非常豫備金若干を引去り殘余を社費營繕費分配金となし分配金は僅かに十分の一に當れるのみ

◉遷宮年代 神殿改築の大禮は、御鎭坐以來、六百年間の事、詳らかならすと雖も、曆朝時にこれを修築し玉へるは、疑ふへくもあらす、只式年の制は、天武天皇の御代に至り、始めて勅して定め玉ひ廿年を以て一期とせり、よりて、持統天皇の四年九月十六日、今の東の御舖地に新に神殿を改築し、遷御の大禮を行はせらる、爾後千二百年の間、內宮正遷宮五十六回、假殿遷宮五十七回、臨時遷宮四回、外宮正遷宮五十五回假殿遷宮五十九回行はれたり、而して山口木本祭を始め順次の諸祭典より、御神寶御裝束、百般の調度に至るまて、具さに、延歷の帳、延喜の式に載せられて、其儀いと嚴正なり、中にも明治廿二年に行はれし、正遷宮の如きは、古

今未曾有の盛擧なりき、官、國庫金三十万圓を出して、其費に供し、特に造神宮使廳を置きて其事を管理せしめられたり、宮殿の結搆は、專古代の制作に據り、神寶の粧飾は、嘉元の官符等に徴し、一々精査せられしかは、遷幸儀衛の嚴そかなる、典章粲然たりしとなむ、

○齋王年代　齋王は、朝廷より、神宮に奉仕せしめらるゝ王なり、崇神天皇六年、第八の皇女豊鍬入姫命をして、奉仕せしむるに始まり、其後齋王七十一代を經て、後醍醐天皇皇女、祥子内親王に至りて、廢絶せり、時に元弘元年なり、蓋し政權武門に歸し、朝威振はさるに由るなり、祥子内親王の歌に、

五十鈴川たのむ心は濁らぬをなと渡る瀬のなほ淀むらむ

以て、當時の狀勢を推知すへし、齋王は、天皇位に即かせらるゝ毎に、皇女女皇、未た嫁せさるものを擇むて、任せらるゝ例にして、神都に齋院を設けられたりき、明治御維新の後、特ゑ皇族を以て、祭主に任せらるゝに至りたるは、興復に庶幾し、齋宮の事は、延喜式江家次第等に詳らかなり、

◎大麻暦本　大麻は、大神の分靈にして、暦は皇朝の正朔なれは、苟も帝國の臣民たるものは誰れかは、これを奉受せさるへき、抑大麻は、何の代よりか、此く行はるゝに至りしやと云ふに、上世に在りては、神宮の神領は、あまたありけれは、御費用は、之を辨して、自から餘りありしも、壽永養和以降、時勢一變して、神領は、漸く武人の押領する處となり、爲に用途乏しきを告くるに至りしかは、祠官等講究する所めりて、遂に大麻頒布の慣例を作れりとそ、所謂御師なるもの、濫觴なり、御師は、詔刀師、若くは御祈禱師の略稱にして、其職專ら祈禱を

勤め、初穂金を領受して、大麻を授けしものなり、故に御祓の大麻と稱せり、大麻は、一千度乃至、一万度の區別あり、初穂の多寡に準ず、暦は、近古に至る迄、伊勢暦、京暦何々暦とて、一定のものもなかりしを、遂に伊勢に統一せらるゝに至り、明治五年、神宮司廳ゟ敎導に從事せしより以來、布敎費に充てられ、爾後神宮敎各本部に於て、頒布することゝなり、明治十一年受否は、人民の自由に任すとの達ありしと雖も、之を拜受するもの、日に加はり、同十五年、神官敎導職、分離以來、製造は司廳に於てせらるゝも、依然布敎費として、神宮敎に附與せられつゝあり、現に麻暦製造所は、宇治山田浦田町にあり、職工一年毎日平均、九十名内外にして四月以降暦製造にかゝるときは、百三四十名に上ると云ふ、且つ之を製造する職工には、備付の白衣を着せ、材料は幾たひとなく、修祓せらるれは、其清淨潔白言ふも、中々愚なり、竊かに思ふに、神領失しで、麻暦の御費を助け、布敎費に充てらるゝは、即ち全國臣民、知らず〳〵神祇を納めつゝあるものにして、畢竟御神慮に外ならす、あゝ畏して、努疎そかに思ふへからす、

◎太字　皇太神と古來書し來りしを明治五年太政官布告を以て皇大神と書くことに改めらる

●大々神樂　神宮にて奉奏せる神樂に大々神樂大神樂小神樂の三種あり先大々神樂は樂人九人（笙、篳力、笛（各二名）大鼓、鉦鼓、和琴各一名）並に御巫八人（十二三許の可愛らしき乙女）殿の左右に列坐し尋て御巫順次御饌を供進し（此間奏樂）次に齋主出來りて諄辭を奏す（此間樂望國曉として相和す）其さまやさしくあはれなり舞伎を奏す、

宮人のさせる榊をわれもちて萬代までもかなで遊はむ

その次には人長舞なり衣冠に太刀を佩たる武者一人（平安京時代の服裝にて）榊に鏡の付したるをもて悠然と

して出來り直に殿の中央に進み一進一止さしもみやびに雄々しげに「その駒そや〳〵云々の」曲に合せて舞伎を奏す了りて御巫順次御饌を徹す職員これを參拜人に附しまた神酒を戴かしむこれその大略なり蓋しむかしは太々神樂は皆太夫の舘にて行ひたりしも御維新後之を廢し神樂殿を新建してこゝにて行ふことゝなりぬ且むかしの樂はいと俗めきたりしか其際更に內侍所の樂をうつし折衷して今の神樂と爲したるなり御巫舞は即ちむかしの風人長舞は即ちうつしたるも內侍所の樂は一條天皇の朝始めて奏し玉へる雅樂にそ抑此太々神樂の何時に始まれるやは其以へ詳らかならずといへども一說によれは源平以降鎌倉の時代なるへしそは神樂と云ふ文字古書に見ねすまた其さまの同時代なれはなり依りて思ふに同時代に神官の乙女らを御饌の供進に仕へ奉らしめ其乙女の詰所を御子良が舘と名つけたるか始めは單に御饌供進の奉仕のみなりしと何時しか舞伎を奏することゝし御子良の御を神、子をくと轉讀して神く良舞と稱したるを神のむを約してかぐらと言ひし其事の神事にかゝれるをもちて神樂の文字を用ゆるに至れるものか云々

因みに云大々神樂を奏するには御初穗金貳拾圓一座、大神樂初穗金拾圓一座、小神樂初穗金五圓

●神苑會　本會は、元三重縣下有志の組織に成り、其目的は、維新以來、世の變遷に從ひ、民家漸次に宮域に接近し、不潔を極むるのみならず、徃々火災の虞あるを以て、總て是れを掃除し、清淨なる園圃を造らむとするにあり、明治十九年、神苑會を創立し、廣く寄附金を募り二十二年五月を以て、工事を起し、同年九月功を竣へ、概ね設計の目的を達す、其面積內宮にて二町五反壹畝三歩二合八勺、外宮にて、三町五反九畝二十分八合三勺なり、二十五年四月に至り、熾仁親王殿下を總裁に仰き、更らに大に其規模を擴張し、全國一致の協會となし以て、益々忠愛の精神を發揮せんとす、事務所、一は、東京市麹町區飯田町五丁目八番地、一は三重縣度會郡宇治山田町大字豐川町百九十番地にあり、賓日舘、農業舘、徵古舘等は、皆本會の創設する所也、神苑は二十七年五月に至り、兩苑地を擧て、神宮司廳の直轄を乞ひ、其許可を得て三重縣廳に引繼たり、會規則及ひ會員待遇方法等は、更らに其事務所につきて之を聞きね、

●參拜人員　去明治二十八年中、一ケ年間、參拜人、內宮は、五十六万八千百〇五人、外宮は七十九万七千八百二十七人、又二十九年一月より六月に至る、六ケ月間、參拜人、內宮は、三十八万一千八百七十三人、外宮は、四十七万二千八百四十一人なりき、以て大抵推知すへし、

●御蔭まゐり　古來神宮に御蔭まゐりとて六十年毎に諸人大參宮を爲すこと行はれ其濫觴ハ詳らかならされとも先つ記錄によりて考ふるに慶安庚寅の年に行はれたると寛明日記に見え其後五十七年を經て寶永乙酉の年に行はれ此御蔭まゐりは京都より起れりと云其後又六十有七年を經て明和辛卯の年行はる其後又六十年を經て文政庚寅の年行はれ此御蔭まゐりは阿波より始まり其盛況言はむ方なく宮川上下の渡場にて日々積算したるもの（船にて）三月より九月迄六ケ月間の總數計四百八十六万二千八十人此餘大港神社港、間河邊里等より船來せしもの猶十有餘万あるへしとそ文政庚寅より右明治廿三年に至る迄六十一年なりき同年に於て行はれたる御蔭まゐりの景況は大抵世人の知る所なるか其際神宮敎に於て大參宮會を組織し會員參十餘萬人に達したり其他を合せは數百萬を以て數へし事ならむ我國には古來紀念を意味する慣例は最と珍らしけれと特り此御蔭參ころは紀念を表するものと云ふへきものにや萬代までもとも〳〵に並行せられむことを希ふなり

附●別宮攝末社　○は內宮　△は外宮　のしるし

○河原神社岩出村向ヽ宮川東岸佐八村在祭神月讀神摂社 △志等美神社中嶋町南辻久留町祭神句々廼馳命 △大河内神社同上社域内在、祭神大山祇神共に摂社 △打懸神社同上社域内在末社 △草奈伎神社常盤町北大間殿在、標劍仗を祀る摂社 △清野井庭神社同上社の東田圃中に在祭神草奈姫命摂社 △大間國生神社同域内に在祭神大若子命乙若子命二座摂社 △月夜見宮宮後の北端に在外宮の別宮なり △高河原神社月讀宮の域内に在り祭神月夜見神御玉摂社 度會國御神社上御井の東に當れる域内に在り祭神天日別命御子神なり摂社 大津神社國御神社の西に在り祭神未詳末社 △多賀宮檜尾山の上に在り外宮第一の別宮 △土宮下御井北山口祭場の北の敷地に在祭神地主神外宮の別宮なり △風宮土宮の東檜尾山の北麓に在り宮の別宮に列せらる祭神級長津彦命 ○神麻續殿神社六樣の南井口中村の城内に在内宮の神御衣祭に供進する荒妙衣を織り奉る所にして摂社なり ○神服織機殿神社垣内の東南大垣内に在り所摂なり △小俣神社宇恩町に在祭神宇賀神摂社なり △度會大國玉比賣神社岡本町の西高神山の尾崎に在祭神大巳貴命佐々良比賣命摂社なり △伊賀理神社同所南方に在り祭神未詳末社 △田上大水神社御常供田祭神は度會氏四門の始祖摂社なり △山末神社外宮域内の東の尾崎に在り祭神大山津見命摂社なり ○御食神社神社町に在祭神水戸神摂社なり △河原淵神社蚕士神社の東に在祭神澤姫神摂社なり △宇須乃野神社大字高面の巽に在祭神五穀靈神二坐摂社 △縣神社舊地未詳今字須の野社の同殿に在祭神未詳末社 △川原神社同上今新開の北に在祭神水神摂社 △毛理神社同上今河原神社の同殿に在祭神未詳末社 △志賓屋神社大湊町の西にあり祭神不詳末社 ○津長神社木町の小巷字畑町の西山の尾崎にあり祭神栖長比賣命摂社 ○大水神社津長神社の南にあり祭神大山祇の御祖命摂社 ○饗土橋姫社宇治橋の西詰道の右側に在祭神末詳所摂 ○風日所宮橋を渡りて右の方に在祭神志那都比古神級戸邊命別宮 ○熊淵神社舊地未キ大水神社の御殿内に在祭神多伎大刀自神摂社 ○宇治山田神社四郷村にあり祭神大水神兒山田姫命摂社 ○葭原神社中村月讀の森の南に在祭神佐々津比古命末社 ○月讀宮中村の北の森にあり祭神月讀命別宮 ○月讀荒魂宮月讀宮同敷地の東にあり祭神荒魂命別宮 ○伊佐奈岐宮月讀宮同敷地の西の方に在祭神伊弉諾尊別宮 ○伊佐奈彌宮伊佐奈岐宮の西にあり祭神伊弉冊尊別宮 ○宇治乃奴鬼神社皇女森の東田圃の中に在森を云祭神大水上御兒高水上坐末社 ○大土御祖神社中村の東端鳥羽道の左側にあり祭神大國玉命水佐々良比古命佐々良比賣命摂社 ○國津御祖神社同域内の北の方にあり祭神宇治比賣命摂社 ○加奴彌神社濱海橋の下田圃の中に在祭神大歳神兒稻依比賣命末社 ○朝熊神社一字田の東朝熊の西北に當れる山の半腹に在り祭神櫛玉命櫻大刀自命苔虫神朝熊水神摂社 ○鏡宮神社同所朝熊川を隔てミ石の上にあり祭神未詳末社也 ○御鹽殿神社荘村の東一町許に在内宮の所摂に屬す両宮朝夕の御饌を始め御鹽を此地より調進せし地と云 ○堅田神社江山の西麓なる字堅田にあり祭神佐美都比賣神と云ふ摂社 ○江神社江村より三丁許巽に當れる江山の麓に在祭神大歳御祖神宇賀御玉命摂社 ○許母利神社松下神社の東許母利山の麓に在祭神粟島神社御玉なり末社 ○神前神社神前山の半腹に在祭神國生神兒荒前比賣命末社 ⊙粟皇子神社松下の東伊氣の浦の西岸に在祭神須佐乃乎命御玉道主命摂社 △赤崎神社志摩國答志郡鳥羽町字藤の郷に在祭神未詳末社 ⊙小社神社山岡の北に在祭神大水上見命末社 ○奈良波良神社[illegible]神奈良波良比賣命摂社 ○久具都比賣神社上久[illegible]祭神久々都比賣命久々都比古命摂社 ○狹田國生神社岩町の道の側に在祭神速川比古命速川比賣命山末御玉命三坐摂社 ○棒原神社上田邊字朝久田にあり天須婆留女命摂社 ○阪手國生神社上田邊の北湖尾崎池の西にあり祭神大水上兒高水上と云ふ摂社 ○湯田神社田丸の東北にあり祭神鳴雷神大歳御祖命摂社 ○津布良神社山神の西にあり祭神津布良比古津布良比賣命末社 ○田乃家神社戒良の北に在祭神伊吹戸主命摂社 ○蚊野神社矢野の北熊野街道より北にあり祭神大神御蔭川神と云摂社 ○朽羅神社敢野の北田圃の森にあり祭神千依比賣命摂社 ○御船神社森庄の東に在祭神大神の御船の神なり摂社 ⊛多岐原神社宮川を隔てゝ渡口の上にあり祭神眞奈胡の神と云摂社 ○瀧原宮熊野街道瀧原村に在別宮 ○同並宮同域内にあり別宮 ○園相神社上野の西北に在倭姫命に御園の地を奉れりよりて此社を定めさせ給へり摂社 ○伊雑宮檜尾山の上にあり別宮

●第三編　奉祝紀念祭典

本編に於て、今回奉祝紀念祭典の次第を記す、本編は實に本書の眼目たるへき處なれは讀者も亦その積りにて、注意あらんことを要す、

●神宮教本院　是れ奉祝紀念祭典の祭場、また奉祝會員の集中すべき所なり、元來神宮教院は神宮の御膝下たる、此地に置かさるへからされと、帝都即ち東京なれは、事務上、何角不便の廉も尠からす、故に特に本院を置て、教院を東京に置き、教院なる總務課長、吉村教正をして度會本部長を兼ねて、これを管理せしむ、院は宇治字浦田町にあり、背には名高き皷岳を負ひ左右に朝熊諸山を睥睨し、嶄然市街を看下したり、其大教殿及神殿は、去明治廿七年、新築せらる、以て數千の參拜者を容るへく、光彩舘は、元藤波長官の宿舘にして、勅使を接待せし所亦無數會員を待つに足るへし、其餘祖靈殿、西舍、東舘、寶庫等、左右に配置せられたる、其

神宮教本院の圖

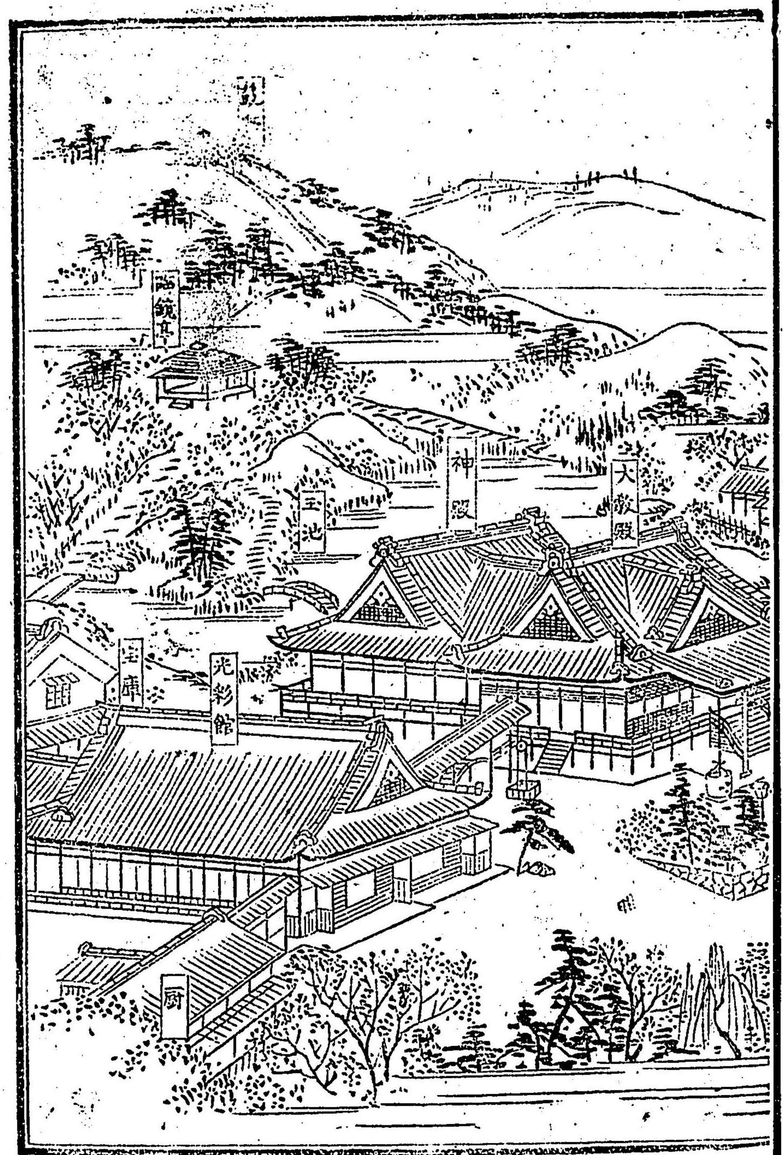

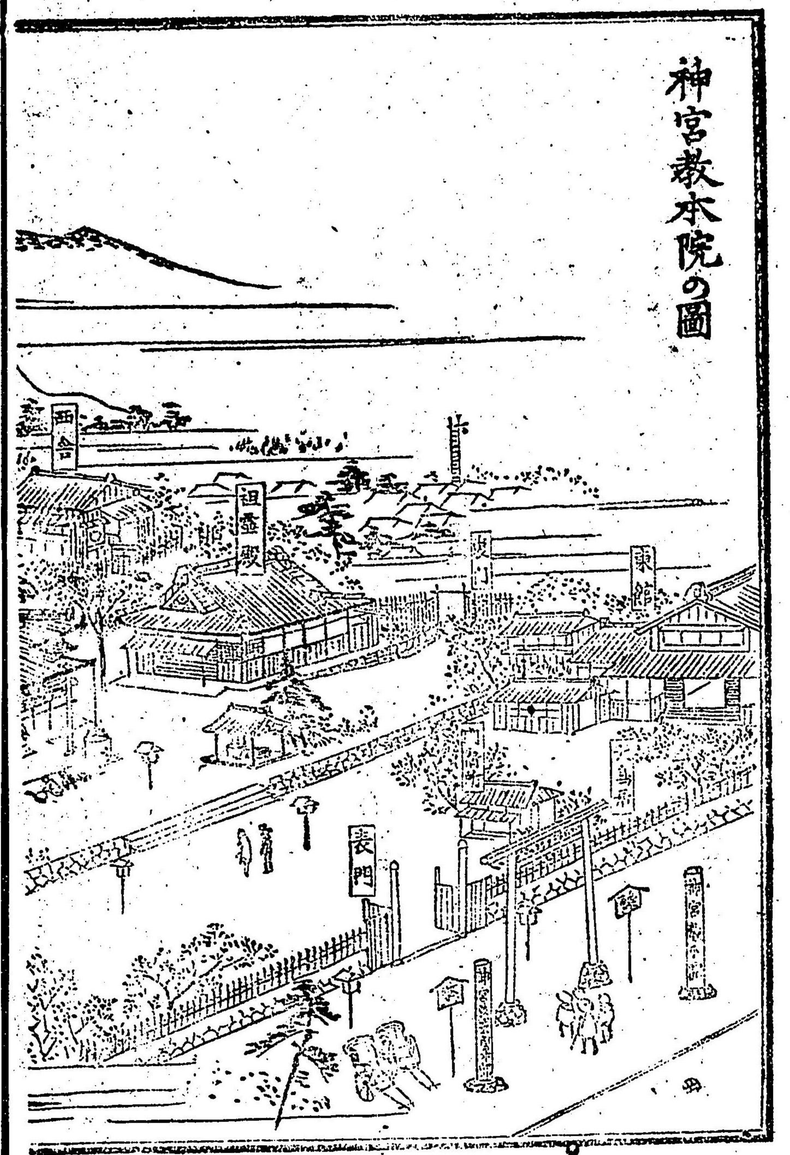

規模の宏大、想見すべきあり、且其庭園の櫻楓は、吉野山より移植せしもの、祭典期間百花爛熳たるの時にあたり、此花の如何に、諸人を歡迎すらむ、馥郁たる清香は、大和心を薫醸し、必らず更らに一段の光華を添ふへし。嗚乎院や院、實に當祭典の祭場たり、吾人の當祭典をもに、紀念すへきは、豈此本院にあらすや、

●御祭式　祭式は、神宮教本院大教殿に於て、祭典期間、毎日一回乃至數回、會員參拜の多寡によりて、行はるゝことなるか、其次第は、

先會員參集着坐、次修祓（不淨をはらひ清むるなり）次祝詞奉讀、次教長面接、次神饌、紀念盃、紀念扇、授與（唯、扇は特別員に限る）

次講演、次本宮へ誘導、次御神樂、次御神寶拜觀、次退出（これにて終る）

●齋主祭官　齋主は、大教正壹人、（淨衣）　祭官講義二人、（淨衣）　本宮導師中教正壹人、（明衣）　同誘導員大講義壹人、（淨衣）　講師教正壹人、（格衣）　祓主少教正壹人、（淨衣）　接待掛長壹人、同掛無數、

●參拜者待遇　當祭典の開始せらるゝや、東京神宮教院は勿論、全國廿八本部より、當祭典掛員は悉く本院に參集すれは、奉祝會員たるものは、夫々已か所轄の本部受付に至り、參列証を渡すへし、さるときは、之に對する神苑會縱覽券に、（特別又は通常の）木札をそへて、渡さるへし之をもちて大教院に至り、木札を示して、其席に着き、祭典に預り、講演を聽聞する等、各其資格相當の待遇を受け、木札を授與品とを引替、接待掛の案内に隨ひ、教長の誘導により、本宮に參拜し了りて、神樂殿に至り、太々神樂の奉奏に參列し、次に時雜舘に至りて、撤下神寶の拜觀を爲し、ここに於て各退散すへし、其他外宮幷に別宮攝末社參拜、及び名勝巡覽、實日舘農業舘其他の參觀等は、第二篇四篇五篇等につき、順次其意を達すへし、猶伊勢宇治山田町に於てはかねて、奉祝會員歡迎の計畫ありといへは、必らず最と賑々しき、種々の趣向も演出せらるへし、

●參拜者心得　畏くも、當祭典たる、百年中僅かに一回の外、行はれさるの趣旨にして、殊に今回をその第一最初とすれは、これに逢着したる吾人に於ては、飽迄誠意誠心を以て、愼重に愼重を重ね、恙なく、奉事を終へて、範を後世に遺さゝるへからす、苟も汚行失態の事あらひか、故意は勿論、過失といへとも、必らすや、神明の冥罰を被むるに至るへし、されは詐欺窃盜の如き惡徳は、沙汰の限りにあらねとも、或は喧嘩口論、或は暴飲過色等、心の不淨、身の不淨、共に一毫存せさるやう、心得居ること肝要なり、若これを犯さは、折角態々參宮はしたりとも、決して御受はおきことそ、水の泡なる徒勞たるへし、努疎かにな思ひ違へそ、あるかして、

●神拜詞　參拜のせつ、神前に詣るときは、恭しく額つき、充分の敬意を捧け、拍手して高らかに、左の祓詞を三回唱へ、身心の不淨を清むへし、五回すへし、

祓詞

天津神、國津神、祓給、清給、

次にまた拍手して、左の神拜詞を、唱ふること、

神拜詞

天照大御神

次に朝夕左の神誡を念誦して、懈怠あるへからず、

一天津御祖を敬ふへし　一人江る道を守るべし

一家業を勵み勉むべし　一悪しき行ひ無るべし

右三箇の勉めを爲すときは、神明は必らず納受あらせ玉ふべし、種々のよまひことを申上るは却つて不敬の所爲たるを恐るへし、但身にかゝる新願を爲すは効けず、

あふけたゝ鎭まりましゝそのかみのその神路山たかきみかけを

神宮千九百年の御祭りに　稲荷神社宮司　近藤芳介

御鎭坐紀念祭につきて　中教正　吉村春樹

玉ちはふ神の都のにきはひをふみ見ぬ人はあらしとそおもふ

皇太神宮御鎭坐千九百年奉祝祭につきて　中教正　塚田菅彦

神風の伊勢のかた國とよむまでいやとこしへといはへ世の人

第四編　特許參觀場

特別會員は、三箇とも、通常會員は、一時雍農業二箇ヲ、參觀せしめらるればよく本編を熟讀し置き、落なくこれを拜見し、猶規則に違背とれなきやう、注意することを肝要なるべし、

時雍館（内宮々城内にあり）

神宮撤下御物幷古器物等陳列目錄左の如し

○皇大神宮御物の内

小窠錦御被。屋形紋錦御被。五色五窠綾錦御被。帛御被。帛御衾。錦御枕。御櫛笥。御鏡。大五窠赤地錦御被。小紋紺綾御衣。小紋紫綾御衣。帛御衾。紫綾御衾。紫綾御帶。錦御靴。錦御襪。赤紫綾御蓋。羅紫御翳。菅御翳。菅御笠。金銅御綱。金銅御柞。金銅御麻笥。金銅御鐏。梓御弓。玉纏御太刀。須加利御太刀。金銅造御太刀。錦御靱。滿御靱。革御靱。御靱。御楯。御鉾。瑪尾御琴。御欽

○豐受大神宮御物の内

帛御被。刺車錦御被。紺綾御被。小綾帛御被。紺綾御衾。帛御衾。呉錦御衣。小綾紫御衣。緋綾御衣。紺綾御衾。小綾紫御衾。倭文錦御衾。錦御枕。錦御履。錦御襪。紫御蓋。紫御翳。菅御翳。菅御笠。御弓。御胡籙。御靱。御鞆。御楯。御鉾。第一御太刀。第二御太刀。第三御太刀。御鏡。御欽。御玉佩。御玉佩笥。御玉佩笥。御高機

○別宮御物の内

紫散花錦御被。帛御被。青縞纐錦御衣。緋綾御衾。緋綾御衾。銅黒造御太刀。御高機

○古器物の内

皇大神宮御政印（文内宮改印　永暦二年七月廿三日改鑄下）。同印筒（同上）。豐受大神宮御政印（文禮受宮印　本徳二年十一月廿六日改鑄下）。同印筒（長徳四年五月廿日改鑄下）。御鏡（寛政元年宮域土中より出つ）。御鉾鏑（寛正年中御物）。金銅御鉾鏑（寛正年中御物）。金銅御獵

（寛正年中御物）。金銅御高欄（寛正年中御物）。玉纏御太刀（明治二年宮域土中より出つ）。須加利御太刀（明治二年宮域土中より出つ）。錺御太刀（明治二年宮域土中より出つ）。菱花形御鏡。圓御鏡。圓御鏡。貝桶（國母仙院大物忌子に下賜）。太鼓樽。御田祭扇。御饌案

○内

○奉納御太刀百餘柄の内

顯元天皇御奉納、銘金道。櫻町天皇御奉納、銘清方。德川家光奉納、銘一文字。德川家光奉納、銘來國行。德川家綱奉納、銘長光。德川綱吉奉納、銘友成。德川綱吉奉納、銘守次。德川家宣奉納、銘吉信。德川家綱奉納、銘來國俊。德川家綱奉納、銘景依。德川吉宗奉納、銘吉包。德川家重奉納、銘信房。德川家齊奉納、銘雲生。德川家重奉納、銘國次。德川家治奉納、銘國正。德川慶喜奉納、銘元繼。德川家慶奉納、銘是一。德川家茂奉納、銘（但短刀）。松平陸奥守奉納、銘兼廣。松平忠周奉納、銘家次（但短刀）。德川綱吉母奉納、銘井伊直弼奉納、銘國廣。石川播磨守奉納、銘千手院。安藤對馬守奉納、銘備前一文字。明治廿二年御遷宮御神寶御太刀陰打　同上御鉾陰打　同上御鏃陰打

●寶日舘（二見浦にあり）

寶日舘は明治二十年三月の建築なり立岩と相距ること數百歩地面一千〇三十三坪建家百八十六坪五合貴紳及會員を待遇する處とす明治二十八年一月より假りに徵古舘に代用し該舘の物品をも陳列し居れり

○寶日舘登舘者心得

本舘は神苑會の迎待する賓客及會員の外は全會三重幹事（庶務主擔）の許諾を得たる者及來觀券「第一號樣式」を携持する者に非れは舘内に入るとを得す○凡そ舘内に於て二時間以上休憩若くは宿泊せんとする者は會員たるの内外を問はず神苑會三重幹事（庶務主擔）の許諾を得たる證あるに非れは其需に應せす但其需に應したる後と雖も臨時差支を生するときは謝絶するとあるへし○本舘に休憩若くは宿泊するものは左に掲くる席料を要す二時間以上六時間以内は一人に付金二拾錢六時間以上十二時間以内四十錢但十二時間以上は十二時間を增す毎に金貳拾錢を遞加す○舘内に休憩若くは宿泊中に於て海水温浴を望み又飲食を欲する者及宿泊を要する寢具其他用品は時宜に依り其依頼に應し本舘の賄人をして調進せしむると有へし尤も此場合には相當の實費額を要するものとす○舘内に入覽せんとする者は神苑會三重事務所より發行する來觀券料金五錢を本會又は最寄會掛所に付て購需し各人毎に一枚を携持し本舘に差出すへし但來觀券携持者と同行する十歳以下の者は此限に非す○來觀人には本舘の茶菓を供し適意遊覽せしむ但し舘内に在ること二時間以上を超ゆへからす○凡そ舘内に在りては靜肅を旨とし喧噪に渉るの行爲あるへからず○本舘樓上に於ては神苑會三重幹事長の許諾を得るに非れは酒食するとを得す○第九條本舘の建物及什器等を汚損すへからす若し汚損したる者あるときは相當の賠償を要求するものとす○來觀券携持するものと雖とも爛醉者と認むるか又は本舘の都合に依りては入覽を謝絶するとあるへし○來觀人は本則を守り舘守人の指示に從ふへし若し之れに違背するときは舘内を退去せしむ

附　假徵古舘

徵古舘陳列する所の物品、計九百十六種。内御宸影、三、其時代を以て區別するもの上代、三十九、推古天皇時代六、天平時代二十一、延暦時代五、藤原時代十七、平氏時代十二、鎌倉時代

二十七、足利時代十六、豐臣時代十八、德川時代百二十、及圖書の部二百十三あり、其豐富此の如し、當務者經營の苦辛、想察すべきなり、本館設立の趣旨を聞に

忠愛の精神を發揚するは典籍に據り事物に徵し臣民其國の歷史を知得するに在り云々

是帝國の歷史に大關係ある神都に此設ある所以なり尙本館は凡そ二千坪の地を畫し內二百坪の敷地に平安時代、宮殿の式樣を取り新築すべき計畫中なりと云ふ、其新建地は農業館の處なり

○假徵古館觀覽規則

○假徵古館は當時左の時刻に開館し衆人の來觀を許す(自一月一日至五月三十一日)午前八時開館午後五時閉館(自六月一日至十二月三十一日)午前八時開館午後四時閉館但し時宜により伸縮することある可し○神苑會々員は觀覽料を要せず會員外の人は觀覽料金五錢とす但十歲未滿は無料とす○狂疾又は酩酊者と見認むる者は館內に入ることを許さず○靴及下駄草鞋を穿ち又杖傘の類を携へて館內に入ることを禁す○館內に於ては喫煙を許さす○畜類を率きて館內に入ることを禁す○館內の物品に手を觸ることを禁す○來觀者誤りて列品及陳列器具を毀損する時は相當の代價を償はしむ可し

農業館

外宮神苑の前にあり

農業館は、明治二十四年四月の建築に係り、地面一千九百五拾坪四合四勺、建家一百坪餘なり二十九年三月、附屬館建坪六拾三坪餘を增築せり、此館の設けたるや、古來神宮を以て農事の祖と仰き、農家の子弟は、必らず一回參拜するを事とするか、故に爰に館內に於て、農作、種樹、漁獵、牧畜、養蠶類の產物、並に器具、標本、模形、圖書、統計表等を展列し、縱覽せしめむとす、亦以て實業の便益を與へ、農事を勤むるの念慮を發揮せんとするに在り、

○農業館規則

本館は神苑會に屬し外宮神苑地に沿ひ宇治山田町大字豐川町百九十番地第一に設置す○凡そ本館に陳列する物品は農作種樹漁獵牧畜養蟲類の產物幷製品及各種の標本模型圖書統計表等なりとす○本館は公衆の來觀を許す○凡そ本館に物品を寄贈し若くは出陳せんと欲するものは豫め本館の承諾を受くへし但嵩高若くは重量の物品又は其資質に依り特に謝絕することあるへし○出品荷造運搬に係る費用は出品人に於て自辨するものとす但寄贈物品は協議による○出品には出品主の府縣國郡町村氏名物名員數を記し且つ成るへく詳細ある說明書を添付すへし○陳列品は本館に於て丁寧保護すへしと雖とも運搬途中破損に係るもの及不慮の災害は本館其責に任せす

○觀覽人心得

本館は常時開館す其時限自一月一日至五月卅一日午前八時開館午后五時閉館自六月一日至十二月卅一日午前八時開館午后四時閉館但時宜により伸縮することあるへし○觀覽人は觀覽券を携ふへし其觀覽券料は貳錢とす但此券は入館の時守衛者に返付すへし最も五歲未滿の者は觀覽券を要せす滿七歲以上十五歲未滿は一錢の券を携ふへし○本會々員にして其證を携帶するときに限り觀覽券料を要せす○癲狂或は大醉者と認むるときは觀覽を謝絕するとあるへし○觀覽人の携帶物若し陳列品に障害ありと認むるときは之を制止するとあるへし○館內に於て禁止すへき條件、喫烟すること、物品に手を觸るゝ事、動物を率入るゝ事、喧噪、奔馳、其他遊戲ヶ間敷

事○物品を手に取り若くは試用せんと欲ずるものは本館の承諾を請くへし○觀覽者誤て物品を毀損するときは相當代價を排償せしむ但物品全く破損し全部の償金を辨納せしむるも毀損品は本館に留む○陳列品は凡て賣買せざるものとす○學校教員幷に生徒學術上研究の爲め觀覽を望むものは該校の證明書を携帶するときに限り觀覽料を要せす○本館に附屬館を置き殖産興業上に裨益ある工業上の物品を陳列す但物品寄贈出品等の手續及觀覽人心得は都て本館に同し

第五編　神都名勝

本篇は、濱車道、即ち宮川と、濱船道、即ち神社港との二道より、兩宮に詣て、二見浦に至る、沿路の名勝を指示せり、名勝の聞へ高きものと雖も、其跡既に湮滅せるか如きは、之を省く、只現存のものを擧くるのみ、又別宮攝末社は、已に別項に標出したれとも、尚順路觀覽に便せむ爲め、外宮は外別攝、末、內宮は內別攝、末、等、記入し置けは別項に、參照して、拜禮すへし、大体の方角は、圖につきて知りね、

◉宮川停車場（此邊より直ちに宮川渡に出て參宮する也、人力車貸金を左に示す若し車夫此外にむさぼらば驛長に訴へて處分を請ふべし）宮川ステーションより各所に至る賃錢。筋違橋まで金六錢以內。外宮まで金八錢五厘內。尾上町まで金拾一錢內。古市町まで金拾三錢內。中之町まで金拾四錢內。浦田町まで金拾六錢內。內宮まで金拾八錢內。郡役所まで金九錢五厘以內。河崎まで金拾貳錢內。神社町まで金拾八錢內。二見浦まで金二十四錢內。但し二人乘人力車は一人乘賃錢に五割增。二人曳本表に三倍。夜中本表に二割增。雨天本表に二倍。暴風雨本表に二倍。山田組合人力車取扱所

▲宮川（度會郡の中央を貫き北大淡より海に入る一名度會川とも云へり源を和、紀、勢、三國の堺大臺原巴か淵に發す其長さ三十餘里渡に上中下の三所あり其中を櫛の渡といふ即ち關より京橋の參道也）

風雅集　宮神拜記

きみが代のしるしと是をみや川の岸の杉村色も變らす　後京極

宮川や清き流にみそぎして祈らむ事のかなはぬはなし　作者未詳

◉河原祓所（中ノ渡の北、勅使參向の節主上こゝにて修祓を行ふ）◉內攝一◉山田原（豐受大神宮大宮地近傍の總稱なり近年宇治、高向、箕曲、沼木、櫛橋の五鄕を合して宇治山田と稱す）▲宮川中の渡より館村の町也▲京町▲中島町上ノ渡の街道、京町の國道に合す◉外攝三末一▲辻久留町、二俣町、浦口町（共に中島町よりの國道）▲筋向橋町（常盤町の西端、中ノ渡より宮川町、常盤町、字茶屋口通り字堤世古を經て往來する間の相合ふ所）▲常盤町（浦口町の次き）◉外攝二別一▲下中之鄕町（常盤町の次き）▲八日市場町▲新町（高柳の北にあり宮川より直に河崎町二見浦に行く道なり）◉走下青物市（須原大社の北、遠近の菜果、竹木、穀物、漬物聚積せり）◉新道（本町北端より東に折れ一名木下に至る迄をいふ）◉大世古町（一志久保町の北、八日市場町の次き）▲一志久保町（一志久保町の北、米穀取引所あり）

乾唱聲入斷たさる遊興地なり

◉沼木平尾行宮（高河原の邊豐受大神丹波國與佐の宮より遷幸の節三箇月間坐しく靈蹟なり）▲館町（外宮北御門前の大道、或は廣小路と稱す旅館軒を連ねたり）◎外宮（別項）

▲田中々世古町（宮後町の次き）◉豐川町（館町の次き）◉下部坂（昇る坂道）◉檜尾（多賀宮のまします山也、式年御遷宮の節心御柱の材料を伐採する也）◉外別一◉外別二◉農業館（神苑の北方國道を隔てゝ之を設く（別項））◉須崎橋（一鳥居より岡本町に至る國道の內に架す）◉高倉山（外宮の山の總稱也むかし春日戸高座神の住みたまひし處外宮御鎭座以降差戻されし靈場なり）◉岩窟（高倉山の巖にあり世俗天の岩戸といふ誤）

金持集　古の神代の影は殘りける天の岩戸の明がたの月　鎌倉右大臣

◉小岩戸（高倉山の南、洞口閉つ）▲岡本町（豐川町に次く、木綿、紙製烟草入を製する家多し、此町郵便電信局及諸官衙銀行あり）◉宇治山田町元標（山田郵便局の前にあり）〇東二見村大字江村へ貳里十丁四十間一尺〇神社町大字鳥羽へ四里廿町廿九間一尺〇津市へ九里三十三丁一尺〇齋宮村へ貳里一丁十八間〇鳥羽町大字鳥羽へ四里廿町廿九間一尺〇田丸町大字田丸

宮川と神社港
宮參詣先だ二

の二道より兩
見ゆる至る畧圖

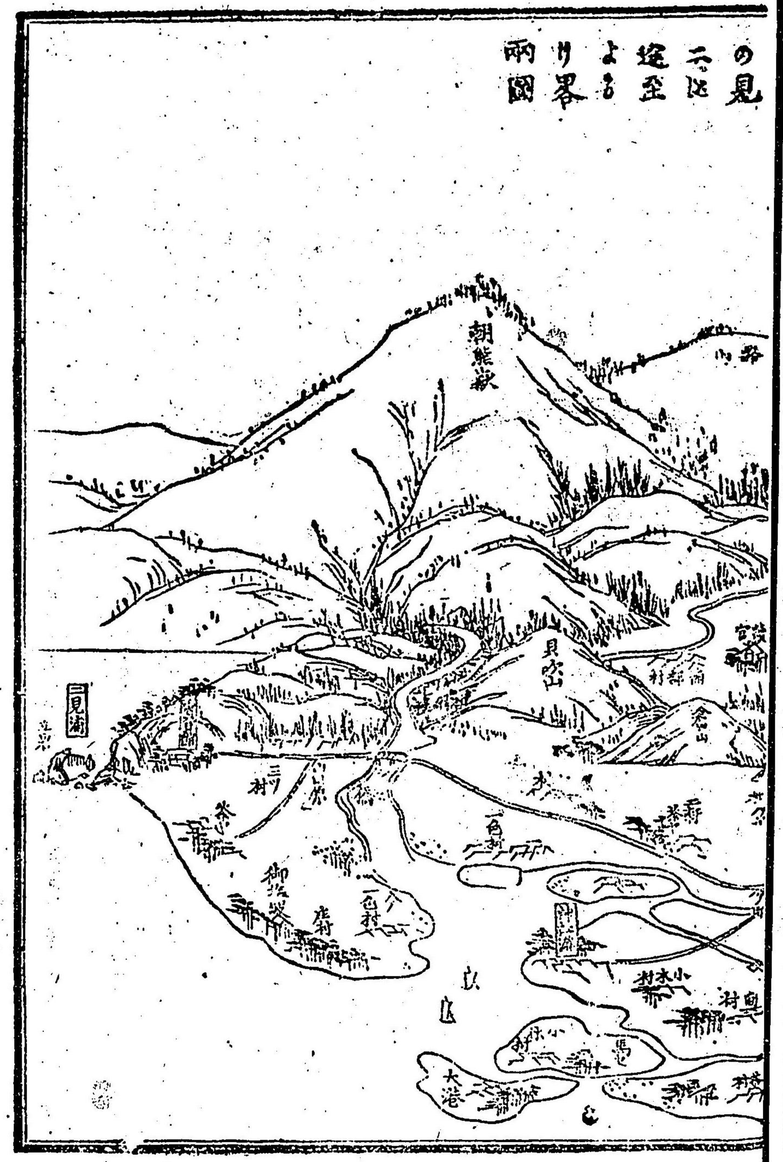

大宇賀宮へ貳里三十一町十間四尺 ●外摂三別一 ●豐宮崎岡本町の南一區の總稱也光景絶佳 ●豐宮崎文庫 大國谷の東にあり、慶安元年出口延佳、與何弘正等創設せし神官子弟修學の所たり天德に達～榮時に叙せらるる萬治三年幕府采地（二十石）を寄附せられ頗る古文尚書等あり珍と謂ふへし林春齋遺處の書額文庫創建碑孝經碑あり ●御屋根櫻文庫の南苑にあり、延佳の手植、花卽遊客雜沓を ●度會延佳靈社文庫門内にあり足代弘訓の墓を合祀せり ●御常供田 文庫の南にあり、豐川國本の兩町に屬せ、皇大神宮朝夕御饌御料の御刀代田なりむかしは毎年五月御田植の神事ありしとぞ

神祇百首　我が國に長田の早苗移さずばいかよせむ世の富草の花　元長

●外摂一 ●井足泉常供田に灌く水の源也 ●外摂一 前山宮崎の南山岳の總稱なり ●駿嶺の岩窟 三光坊窟の東南、天然の岩窟なり ●皷嶽 前山の東に續ける山也 ●皷瀑皷岳の山間にあり高一丈七尺幅四尺 ●産物蓮臺寺柿 大字勢田に産を ●宇津木原 大字東里にあり梅の名所 ●尾上川 岡本尾上河町の境 ▲櫻新道 小田橋の東浦より左に折れ河崎を經て二見浦に至る便道 ▲岩淵町 豐川町の次き、郵便局、監獄支署、醫病院あり ▲吹上町 岩淵町の北に連り河崎を經て二見鳥羽の縣道 ●恵觀禪師、結城上野介墓、白河天皇、北畠顯家鄕紀念碑 井に高上町の北裏にあり ●金皷山光明寺 前田にあり、天平十四年創建、聖武天皇勅願寺、結城宗廣の遺書、北畠淨后の袖判を藏む、又古鐘あり古來神境は鏡をつく ▲一本木 吹上町に續く縣道 ▲尾上町 岡本町の東に次く國道、旅亭軒を並へて繁昌なり朝熊萬金丹支舖あり ●清水 同町にあり、をその清水の一 ●尾上御陵 倭姫の御墓と傳ふ ●尾上坂 字治と山田の境界なり土俗間の山と云ふ ●經峯 尾上坂南の畔、又倭姫の御墓と傳ふ ●倭町 尾上坂の上の町 ●常明寺跡 ●常明寺跡にあり、淨土宗、開山淨欣寺光大師の孫の名号を賜せり ●河崎町 吹上町の東北にあり二見鳥羽に至る縣道 ●勢田川 河崎町の中央を流る ●魚市 八つ町北里中の間にあり ◎神社港より檜尾橋、船江町、河崎町を歷て吹上町、岩淵町、豐川町に出て外宮に詣るべし豐川町より神社港に至るもまた此順路あり此處又大湊鳥羽街道あり注意せよ ▲船江町 河崎町の北にあり神社に至る縣道に架したり ●神馬屋場 土俗馬が森といふ外宮の神馬の跪れしを埋むる所 ●檜尾橋 船江町より神社港に至る縣道に架したり ●外摂一 ▲檜尾橋より

●外摂三末一 ●臥龍梅 新開舊鎭守の境内に在り今村師親宮神の命により て筑紫より移植をといふ時歟 ●肚掛出 ◎神社港 檜尾橋より十六丁許東にある港也 此地勢田川の注く所なり港内東西九十間南北四百五十間南北四百五十二間あり木底土砂深し故に大船は大港の沖に繫泊し端艇にて運漕の便を執れり近年定期汽船を發し紀伊の鳥野浦及び志摩の鳥羽三河の豐橋尾張の武豐熱田當國の桑名三日市等の諸港に往來を岸上市烟館游廓樓旅館劇場あり ●大港町 小冰の東に在りむかし船艦製造の名所なり ●貯木塲 本町東の淵先にあり神宮の御用木を貯ふる所也兩宮ともに採伐をる慣例なり、大小の材料皆大一の文字を焼印し神宮司廳員出張して之を檢査し內宮の分は五十鈴川より外宮の分は宮川より外を土俗之を御木乃と稱を 御趾本町八幡世古にある石碑をいふ後姫命巡幸し給ひし時照取の為御水を湧りし所 ●外末一 ●一色 神社の東、勢田川下流の東岸食鋼を產を ▲二軒茶屋 川崎町より鳥羽に至る縣道なり二見鳥羽に至る縣道に架したり ●鷲取小濱 にゆく渡船及 ▲黒瀬川崎より鳥羽 ●汐合川 五十鈴川の下流れ二見鳥羽に至る縣道 釣船を辨ず

東大寺衆徒參籠記　汝合の浦にとゝめは時鳥二度聲をきかざらめやは　如意

▲宇治岡 古市町より中之町櫻木町を經て浦田坂に至る國道の稱 ●古市町 後町に次ぐ國道、名高き遊所なり娼妓四舘軒を並へて繁昌言はん方なし 代變長元和頃の ●長盛座 本町の中央にあり ●岳道 本町より東に通ずる小路 茶屋女なりとぞ ▲團屋 通同巷の小路、二見鄕御塩屋より神鹽調進の路 ●高照山大林寺 西にあり、淨土宗、境內遊女阿諛墳碑あり阿諛は仏勢音頭饅頭にて院本にもでされ世に名高し ▲中之町 古市町に次く ●榮松山寂岸寺 本町の左側にあり八代目の住職月仙尊者の校に妙を得て其名江湖に高し 仙は尾州名古屋の人年七歲僧となる其傳を載せしものさが ●名物太閤餅 本町の南端にあり太閤秀吉の宮參せしものさが ●浦田坂櫻木町より浦田町に下る道 ●浦山 町坂の下にある國道なり ●猿田彦神社 本町の側二七氏の構內にあり氏は世に宇治の土公と稱る國道なり ●姫小川 浦田町の中央を貫けり ◎神宮教院 本町より側にあり神宮司廳の所轄、より系統連絡として今に至れり（別項參看） ●神宮祭主官舍 本町の右側にあり元隣光秀頼片桐且元に命して造らしむ書院廊下美を盡せり祭主宮御宿泊の所なり ●神宮司廳附屬舍 本町と浦田町との界左に在り ▲中の切町 浦田町より今在家町との間

新橋 五十鈴川に架る中之切町より舘町に至るの通路にして月讀宮伊佐奈伎の宮并ニ朝熊岳二見浦に行く便道なり ●名物赤福餅 新橋の左側にあり ▲今在家町 中之切町に次く町道一に舘町といふ

●内揺二 ●林崎文庫 今在家町の西端小巷より上ること二丁ばかり山上にあり創立年は詳かならさ天明中檜垣宜尼木目神主蓬萊尚賢等諸書所謂營舎を延へ藏書數万巻、文庫創立の碑(本居宣長撰)林崎文庫記(柴野栗山撰)碑孝經碑あり

●五十鈴川 宇治川とも御裳濯川とも大川ともいへり此山水源二派あり一は伊勢寺谷國界なる逢坂山より出て一は皇太神宮々域を貫きて神路山より出つ下流また二派に分れ一は二見に注き一は汐合に至り海に入る流長凡り四里闊さ六十間なり五十鈴川の名は御鎮坐以前よりあり御裳濯川の名は倭姫命御裳を濯ひたまひしよりよへるなり

新古今集　君か代は久しかるへき度會や五十鈴川原の流たえせす　匡房

月清集　君か代に出てむ朝日をおもふかな五十鈴川原の春の曙　後京極

●五十鈴川　賴襄

平地生雲氣、參天疊木陰、万年神在處、兆庶子來心、此水流今古、何人測淺深、姦雄欺崙胥、不遁太陽臨

●宇治橋 今在家町と神苑の間五十鈴川に架る土俗これを宇治の大橋と云長さ五十一間、幅四間 ●網受 宇治橋の下にて竹竿の頭に糸網を張り往來人に投錢を乞ふ織田家の浪人鳥屋尾か京始めしとそ ◎内宮

(別項)●磯部朝熊道 宇治橋の東一丁許にあり ●神馬埋塲 宇世下にあり内宮神馬の埋め塲なり ●内別四揺一末一 ▲楠部 中村の東北、朝熊岳鳥羽港に至る通路 ●内揺二 ●御常供田 本村の東字家田にあり内宮の御刀代田なり故穂田と稱せりうのかみ大田命進らせし所 ●内末一 ▲宇田 東鹿海の北に在、鳥羽街道、朝熊岳に登る間道あり一字田峠といふ ▲朝熊 一宇田の東にあり、朝熊岳に上る本道東鳥羽道北を二見浦道とを ●内揺一末一 ●朝熊岳 むかしより神宮の遠境なり伊、志、兩國に跨る之に上るに四道あり一は山治郷岩井田より(七十二丁)一は楠部より(七十二丁)一は一宇田より(四十四丁)一は朝熊より(三十二丁)朝熊は本道なれと參拜人は皆宇治より登りて朝熊に下り二見浦に赴くを順路とせり ●金剛證寺 岳の絶頂にあり開基は務待、中興は空海、本尊は虚空藏、始め古義眞言なりしを後東岳臨濟に改む源義朝の佩刀及古鏡古膏等什寶數品を藏む ●香海院 岳の奥院なり富士見臺あり石を疊みて築く ●萬金丹藥舗 本堂の左側にあり磯部、九山に至る二筋の便路あり

●二見 汐合川より以東五十鈴川の下流を限り江村までを總稱し二見郷と稱る名稱は倭姫命に大若子の速雨二見國と答へしによる古へより御鹽調進の料として免役せり ●花房志摩守碑 西村の東松林中にあり寛永中山田奉行として神領督役に功あり ●供用御鹽濱 汐合川の東岸にあり御料の御鹽を酌取る濱也 ●今一色 西村より北六丁許游船及漁船を辨を ●御鹽殿神社 西村の東にあり神宮御料の御鹽を燒き奉る所なりむかし渡見郡日女堅鹽を作りしより其後ことなし御鹽濱に酌みし潮水を一度燒きて荒鹽とし又之を土堝に盛りて黒く燒く土人御鹽を黒むと稱を ●御鹽山 御鹽を燒く薪を採る山 ●内揺一 ▲三津 二見に至る縣道また朝熊岳に至る便道なり ●伊勢三郎屋舗址 本村の東山にあり ●濱萩 本村より緑船橋に至る途中に在土俗片葉の蘆といふ路の方に石壘を築けり

浪玖波集　物の名も所によりてかはりけり難波の蘆は伊勢の濱萩　救濟法師

宿島、大屋門、御座石、 共に倭姫の舊跡也 ▲茶屋町 三津に次く縣道茶店旅亭多し ▲鳥羽道 茶屋町の東一丁許支道在右鳥羽道左立石崎に出つる道 ●賓日館

(別記)●二見浦 二見濱ともいふ榮城濱より東に續き打越濱御鹽殿を經て立石崎に至る汀の總名也紀念碑あり度會郡長蒸岡氏の撰

弘安參詣記　祈るらむ心も清き玉くしげ二見の浦のかひぞあるべき　御製

一葉集　硯かとひろふやくぼき石の露　はせを

山陽遺稿　雙鑑浦觀出日歌　賴襄

金鳥新浴大東洋、帶濕朱輪未吐芒、參山遠山猶宿霧、海濤漸作赤金光、三萬六千中一日、來此始見全日出、瞬息飛升難正視、乃信催吾白髮鬢、今日春盡欲呼觥、傳語羲和且徐行

●清渚 二見浦と同しく此濱邊の總稱也 ●立石崎 二見浦の東極にあり土俗垢離を取り身を清むる所とを此尾崎より數町東に兩個の巨巖あり海中に屹峙を俗に夫婦石といふ其大なるは高二丈九尺周二十二間其小さきは高さ

一丈二尺周五間、兩個の距離三間餘なり何の比よりか大なる注繩を掛て奥玉の神の拜所とも奥玉明神と稱して尊敬せり●鮑石、鷄冠石、屏風岩、獅子岩、烏帽子岩ノ來迎石 共に立石崎の海中にあり ●産物 眞細工、濱紙、藻塩、とも石崎にて之を賣る店數家あり

●奥玉石 立石崎より八丁許東の沖中にあり潮干石とも鹽石ともいふ東西二丁南北一丁餘ある一大岩石にて上に三つの柱の如きものあり土俗歌に詠める所は大抵二見浦までの海濱をさせり

家集　いせの海玉よる 波のさくら貝かひある浦の春の色かな　定家

歌林員材　神風や伊勢の浦 わによするあるは常世の波や 君か代の數　作者未詳

建保百首　伊せの海のあきたる朝の春の日にうらゝ〳〵通ふ釜の釣舟　知家

◎神社港より外宮內宮に詣て二見に至りまた同港に至るには此處より便道あり注意せよ

第六編　全國滊車滊船發着里程及賃金表

●滊車乘者の心得

○東京神戸及直江津間　五十里以上の切符所持の者は左記の驛に限り下車し再び乘繼くことを得

川崎、横濱、大船、藤澤、大磯、國府津、御殿場、沼津、興津、靜岡、濱松、豐橋、御油、岡崎、大府、熱田、名古屋、岐阜、大垣、垂井、米原、彦根、草津、馬場、大谷、稻荷、京都、山崎、大坂、西の宮、大宮、熊谷、高崎、磯部、横川、輕井澤、小諸、上田、長野、高田

五十哩以上の切符通用期限左の如し（但し發行當日を併算す以下皆同し）百哩以上二百哩未滿三日、二百哩以上三百哩未滿四日、三百哩以上五日

一　輕井澤に於て乘換を要せず高崎直江津間直行す

○上野青森及鹽竈間　五十哩以上の切符所持の者は左記の驛に限り下車し再び乘繼くことを得

熊谷、高崎、大宮、小山、宇都宮、西那須野、白河、郡山、福島、仙臺、岩切、松島、一の關、盛岡、尻內

五十哩以上の切符通用期限（東京神戸間に同し但し三百哩以上四百哩未滿五日、四百哩以上六日）

○神戸廣島間　五十哩未滿の切符所持の者は何の驛にても下車し再び乘繼くことを得

五十哩以上の切符所持の者は左記の三驛に限り下車し再び乘繼くことを得

姫路、岡山、尾道

但し官設線と連絡の切符所持の者は本項三驛の外左の二驛に於ても同樣下車するを得

神戸、兵庫

五十哩以上の切符通用期限左の如し但し山陽線路と官設線路と連絡切符には各哩數を通算す

五十哩未滿一日、五十哩以上百哩未滿二日、百哩以上二百哩未滿三日、二百哩以上三百哩未滿四日三百哩以上五日

○日本鐵道會社線　乘車賃金下等は百哩まで一哩に付き凡そ金一錢二厘、百一哩以上二百二十哩までは凡そ金一錢、二百二十一哩以上は凡そ八厘の割にて中等は下等の五割增、上等は下等の二倍半とす即ち本表掲くる所の下等賃金は單に上野又は青森等其線路兩端よりの割合を示したるものなり

○手荷物　は、官私鐵道を通して、上等客は、目方百斤、中等客は六十斤、下等客は三十斤を制限

とす、若しこれを超ゆるときは、手荷物規則によりて、賃錢を拂はざるへからず、

旅客手荷物幷に小荷物運賃

里程	無賃制限外手荷物	小荷物												
	旅客列車ニテ旅行スル行商此呼賣商ノ所持スル商品 但緩急車ニテ運送スルモノヲ要セズ	通常小荷物 目方廿五斤迄		目方五十斤迄		目方百斤迄		紙細工、漆器、造花、帽子、其他類ヲ家具等ノ如キ損シ易ク且嵩高ニ物品ノ外ハ最低賃金拾錢		犬、子犬、子豚、家禽、仔牛、小獸、家畜 但籠網等ニ入レタルモノニ限ル 貨金ハ荷掛ニテ取ルヘシ最低賃金拾錢				
		一斤ニ付	最低賃金五錢	一斤ニ付	最低賃金拾錢	一斤ニ付	最低賃金拾錢	一斤ニ付	最低賃金拾錢	一斤ニ付	最低賃金拾錢	頭ニ付	最低賃金拾錢	
二十五里迄	一斤ニ付 貳厘五毛	五厘	壹錢	拾錢	同壹錢五厘	貳拾錢	同參錢	壹錢	同壹錢	貳拾錢	同參錢	貳拾錢	同參拾五錢	
五十里迄	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
百里迄	貳錢	壹錢五厘	貳錢	壹錢	貳錢	參拾錢	四錢	貳錢	四錢	參拾錢	四錢	參拾錢	四拾五錢	
百里以上五十哩毎ニ	同 貳厘五毛	同 壹錢	同 參錢	同 貳錢	同 四錢	同 五拾錢	同 六錢	同 參錢	同 五錢	同 五拾錢	同 六錢	同 五拾錢	同 六拾錢	

備考——手荷物及小荷物ハ旅客列車ニテ運送スルモノトレハ荷物運送ノ最迅速ナルコト郵便物ト殆ンド同一ナリ今記載スル所ハ専ラ貨物運送ノ規則ヲ主トシテ次ニ諸會社ノ異同ヲ略記ス

○運送中に起りたる損失は持主の引受にて、鐵道局は、其責に任せず、

○配達賃は、十斤迄の物品は、金五錢、十斤以上は、十錢（若くは十斤未滿）毎に、金壹錢の割合を以て、送出人より受取へし、

○菓物、鮮魚、野菜、新聞紙雜誌、死体、馬車及荷車、人力車、駕籠及乘物、自轉車、小兒車、犬、馬、金、銀、玉、石、紙幣、郵便切手、有價證券等は、各特別の賃金、定めあれは委しくは、就て之を問合すへし、

○小兒 四歳未滿は無賃、四歳以上十二歳未滿は、半賃金なり、

○本篇乘車里程賃金 表には、只下等のみを示し、上中等を略す、但し中等は、凡そ下等の二倍、上等は凡そ下等の三倍、（日本鐵道、山陽鐵道、鐵道及攝岐鐵道會社線を除く）なり、

○奉祝會員滊車滊船賃金割引 は左の通りに付よく、豫め勘定なし置き間違はぬやう注意すべし、

官設鐵道、日本鐵道、兩毛鐵道、山陽鐵道、甲武鐵道、總武鐵道、川越鐵道、青梅鐵道、大坂鐵道、奈良鐵道以上件復各二割引 日本郵船會社（横濱、日市間往復各三割、其他內國各航路二割引）關西同盟滊船會社 武割引熱田共立滊船會社三割引也

○右割引について 關西鐵道と、參宮鐵道とは、他の鐵道の如く、割引を承諾せず、されとも、また兩鐵道とも、左の如き割引法行はれつゝあれは、名古屋にて、關西鐵道に乘替の際、西よりするものは、草津にて、奉祝祭員の、東よりするものは、名古屋にて、關西鐵道に乘替の際、西よりするものは、草津にて、關西鐵道に乘替の際、五十人、百人、乃至二三百人宛、其停車場にて、願結し、切符を購ふときは、割引の利益を享くることを得へし、尚此割引は、關西參宮兩鐵道の各驛より、乘車するものも、またこれを受くるあり其割引 各講社員其他同行廿五名以上ノ組合員ニシテ同時ニ本社鐵道ニ乘車ノ際ハ左ノ割引表ニ依リ相當下等賃金ヲ割引スヘシ尤モ割引ハ一組ノ人員ニ限リ數組ヲ合同セサルモノトス

但此割引規定ハ官用乘車人ニハ適用セス又割引乘車切符ハ多人數乘車證ヲ用ユ

多人數乘車賃金割引表

里程 / 人員	廿五人以上五十人以上百人以上二百人以上三百人以上
延長十哩以上	一割 一割半 二割 二割半 三割
同廿哩以上	一割半 二割 二割半 三割 三割半

一毎月一日ニ限リ參宮線ハ津及各「ステーション」ヨリ關西線ハ愛知、桑名、四日市、龜山ヨリ三割引往復切符ヲ發賣ス切符通用ハ賣出ノ日ヨリ五日間

○乘換 大阪京都其他關西地方より東海道鐵道を經て參宮するものは草津龜山にて又東京靜岡等よりㇾ參宮者は名古屋龜山にて乘換のこと

○參宮線途中下車 切符通用期限内は何れの「ステーション」にても一時下車し再び乘繼は隨意たるべし

○往復切符 は、其片ひらを裂きて、(往くときは往、復へるときは復)之に賃金をそへ、停車場切符發賣所に持參して、其鐵道の切符と、交換すへし、賃金は、表につき、よく〳〵勘定して、間違はぬ樣、注意肝要なり、表の賃金は、あたりまへの賃金をのせたれは、割引は之より引くあり、

○本篇表の賃金里程 表中、大驛に附記したる、賃金里程は、凡て、宮川までの計算なりと知るへし、故に東よりするもの名古屋、西よりするもの草津迄の切符を購ふときは、其つもりにて、勘定すへし、尚又注意すへきことあり、例へは、青森より參宮するもの、名古屋迄の切符を求めたる場合にして、其線路は、直ちに赤羽より品川に出つへきを、東京に所用ありて、赤羽より上野に下車せんとするときは、通しの切符は、其まゝこれを懷中し置て更に赤羽より上野迄の切符を購ひ東京にて所用を濟まし、又新橋より品川までの切符を購ふて、之より乘車すれは、品川以西は通し切符の効用を、そのまゝ相續することとなり、これは一例なれと、大阪若くは京都より奈良に立寄る場合、その他これに類するの例、少なからさるへし、注意最も肝要なり

○滊船と滊車の接續 先つ九州並に中國路より、參宮するものは、一大阪へ直航するか、二中國廻にて、嚴島より多度津を經て、大阪に着か、三廣島に着て、山陽鐵道に乘るか、四尾道に着て、山陽鐵道に乘るか、何れにても、便宜の方に從ふへし、大坂よりまた神戸港への滊船あれは、或は片路滊船に、或は片路滊車に、其思ふまゝにして、海陸の見物を縱まゝにすへし、次に東より來るものは、或は北海東山諸國より、滊船にて横濱に來り、濱より滊車に乘るとも、そのまゝ四日市に往くとも、また陸路滊車にて、横濱に來り、濱より汽船にて四日市に乘るとも、各便宜に從ふへし、東海道にては、豐橋、熱田、四日市、何れよりも神社港に滊船あれは、滊車もあり、往復便宜に從ふことを得へきなり、其海陸何れか、利益なるへきやは、善く汽車汽船の賃金を比較して、之を知るへし、

○切符の効用 其哩數によりて、切符の効用に長短あれは、途中に下車して、見物するもの、期限を過くすことをなかれ、

●汽車汽船發着時間

發着時間は、本編に掲載する筈にて、既に各鐵道滊船會社より、夫々之を取寄せたれと、何分多數の人員、一時に參拜することとなれは、臨時發車も要すへく、且つ時々時間變更すれは、却つて惑ひの種を蒔くの恐れあれは、之を省く、毎日數回發着せさる、滊車汽船はなけれは、よろしく、其時實地に就きて、これをたゝしね、其確實なるに若かさるなん、

日本鐵道線

●青森 は東北の都會にて北海道、弘前、函舘、福山、室蘭、等の諸要港より滊船往來の埠頭なり故に此の地を起點とせ ●盛岡 は南部氏の城の地にて厨川の柵、野田の松、繋温泉等の旅情を慰むへきものあり ●鹽竈 は日本三景の一にして絶景佳なり一名千賀の浦と呼ぶ鹽竈驛よりは停車場を去る五丁 ●仙台 往昔伊達氏の居城東北の大都會なり鐵路通せしより繁昌は往昔に倍せり、榴ケ岡の櫻、躑躅ケ岡、青葉神社櫻岡公園、其外遊覽の箇所尤多し ●二本松 戊辰の戰地安達ヶ原の古蹟近し ●黑磯 溫泉、神社、殺生石等見るへきもの多く那須、七湯に行くには是にて下車を ●宇都宮 日光線路に分るゝ所なり故に日光社參の者あ

るものはこゝより乗換ゆへし●二荒神社、瀧の岬、諏 大宮 大宮公園は有名の遊覧地にして殷富の市街なり、● 赤羽 東海道線、甲武鉄道に乗換の生糸平の碑、有名なる釣天井の跡、他遊覧すべき所多し● 上野 日本鉄道の起点にて有名なる上野公園の坂盛にあり浅草芳原に近く、神田明神、不忍の池、鎮国神社、国立博物館、動物園等あり旅客大に注意をへし京市街図を購ふて之れを見るも便利なりとを

東海道鉄道

● 新橋 この所より上野に鉄道馬車あり一区賃銭計六銭なり● 品川 赤羽線に接続せる素振の驛にして四十七士の墓所に近し● 横濱 本邦第一の貿易場にして外人多く往来し汽船の出入濱車の往来度に頻繁なり● 大磯 海水浴あり、曾我兄弟の墓所、貴族の別荘多し● 國府津 箱根神社に詣し温泉行の人り此日市行の汽船この地より出つ● 興津 三保の松原、清見寺の名あり、鋼名高なり、甲州身延山に詣つるもはこの所より下車をへし● 静岡 駿州第一の都会にして徳川慶喜公の居館あり、浅間神社に十五丁此外遊覧多し● 焼津 日武軍の城跡を免れ玉ひし地なり● 濱松 町北に城跡あり、五社神社● 豊橋 豊川稲荷社へ二里、兵燹あり● 岡崎 徳川氏の世りし旧地にして城跡寺へ● 大府 武豊線路の分るゝ所なり岡崎及半日市神社詣に日に数回の往来汽船あり● 熱田 海路四日市神社詣に出船あり● 名古屋 伊勢参宮十丁● 熱田 武豊港に行く者下車をへし● 宮白鳥の御陵は沿くべきの地なり所より桑名に乗換ゆへし、この地は東西両京の中間に位し繁花も又三都に亜くべきものは名古屋城、牧山の公園、興國神社、本願寺の別院、大須の観音、等なり産物も多し

關西鉄道

● 蟹江 長良川の末に沿し丹羽郡の便あり百貨輻湊を● 四日市 伊勢路の一の真港にして横貫鉄道に連絡乗換の驛なり旅客往来すべし● 津 江州にして東海道線關西鉄道と連絡乗換の驛なり旅客往来すべし● 膳所 有名なる地蔵筆捨山あり● 草津 江州にして東海道線關西鉄道と連絡乗換の驛なり旅客往来すべし

◎ 龜山

石川氏の城地旧侯爵亀井神社あり東西参宮者の相宿をる處即ち参宮鉄道乗替の地なり● 津 津主寺公園あり他見るへき者多し

◎ 宮川

長良川の末に沿し丹羽郡の便あり百貨輻湊を● 四日市 伊勢路の一の真港にして横貫鉄道に連絡乗換の驛なり旅客往来すべし● 神戸 本多氏の西城地● 白子 子安観音、名刹寺、西寺、源朝の古蹟あり

東海道鉄道

● 岐阜 金華山、養老神社あり又長良川の鵜舟尤も楽むへし● 根井 世氏の城邑にて城址、公園あり多賀神社へ二里● 草津 故に駅を● 大垣 芭蕉の墓あり谷汲寺へ四里● 關ケ原 有名の古戦場なり● 米原 琵琶湖畔にし

山陽鉄道

● 神戸 は山陽線接続の地居留地あり湊川神社布引の瀧及福原の古跡 あり実に我國第一の貿易場なり● 姫路 有名の白鷺城、白國梅林、兵営等あり● 岡山 本道中風指て日本三大公園の一なる後楽園 あり市中、備前の両吉備津神社に一里余高松水城の古跡、最上稲荷神社、黒住神社近し● 福山 城跡今公園となる● 尾の道 中國の要港にて汽船出入絶へ瓦多し烏帽子石、千畳敷又峯の薬師等 あるへし参宮の地なり● 三原 古城跡、長井の泉あり● 廣島 當道第一の都会にして廣島城、白神社、公園 あり大手町に神宮教會の一なる嚴島神社へ 上五里汽船にて詣つへし

大坂鉄道

● 港町 砲台築 につゝき● 八尾 信貴山毘沙門天、孤 山稲荷に詣る客はこの地にて下車をへし● 郡山 矢田寺、西松尾寺、唐招提寺、薬師寺、等あり● 奈良 南部と稱し古への帝都にて霊地舊蹟頗る多し巻日神社、東大寺、白糸の滝、三笠山等其最なり● 下田 中将姫の舊蹟、當麻寺あり● 高田 役行者の古跡、● 畝傍 神武天皇陵 橿原神社、久米寺、櫻井、多武峯 数所

鉄道に拠して神都に詣て下向の時に草津に出て京都に入り諸名所遊覧 英照皇太后の東山月輪東北の御陵を拝し鉄道にて奈良に入り大坂に至り帰路近江の八景を遊覧せは其順路なるへし

山陽鉄道

● 神戸 は山陽線接続の地居留地あり湊川神社布引の瀧及福原の古跡 あり実に我國第一の貿易場なり● 姫路 有名の白鷺城、白國梅林、兵営等あり● 岡山 本道中風指て日本三大公園の一なる後楽園 あり市中、備前の両吉備津神社に一里余高松水城の古跡、最上稲荷神社、黒住神社近し● 福山 城跡今公園となる● 尾の道 中國の要港にて汽船出入絶へ瓦多し烏帽子石、千畳敷又峯の薬師等 あるへし参宮の地なり● 三原 古城跡、長井の泉あり● 廣島 當道第一の都会にして廣島城、白神社、公園 あり大手町に神宮教會の一なる嚴島神社へ 上五里汽船にて詣つへし

東海道鉄道

● 岐阜 金華山、養老神社あり又長良川の鵜舟尤も楽むへし● 根井 世氏の城邑にて城址、公園あり多賀神社へ二里● 草津 故に駅を● 大垣 芭蕉の墓あり谷汲寺へ四里● 關ケ原 有名の古戦場なり● 米原 琵琶湖畔にし

關西鉄道

● 蟹江 長良川の末に沿し丹羽郡の便あり百貨輻湊を● 四日市 伊勢路の一の真港にして横貫鉄道に連絡乗換の驛なり旅客往来すべし● 津 江州にして東海道線關西鉄道と連絡乗換の驛なり旅客往来すべし● 膳所 有名なる地蔵筆捨山あり● 草津 江州にして東海道線關西鉄道と連絡乗換の驛なり旅客往来すべし

◎ 龜山

石川氏の城地旧侯爵亀井神社あり東西参宮者の相宿をる處即ち参宮鉄道乗替の地なり● 津 津主寺公園あり他見るへき者多し

◎ 宮川

長良川の末に沿し丹羽郡の便あり百貨輻湊を● 四日市 伊勢路の一の真港にして横貫鉄道に連絡乗換の驛なり旅客往来すべし● 神戸 本多氏の西城地● 白子 子安観音、名刹寺、西寺、源朝の古蹟あり

東海道鉄道

● 岐阜 金華山、養老神社あり又長良川の鵜舟尤も楽むへし● 根井 世氏の城邑にて城址、公園あり多賀神社へ二里● 草津 故に駅を● 大垣 芭蕉の墓あり谷汲寺へ四里● 關ケ原 有名の古戦場なり● 米原 琵琶湖畔にし

山陽鉄道

● 神戸 は山陽線接続の地居留地あり湊川神社布引の瀧及福原の古跡 あり実に我國第一の貿易場なり● 姫路 有名の白鷺城、白國梅林、兵営等あり● 岡山 本道中風指て日本三大公園の一なる後楽園 あり市中、備前の両吉備津神社に一里余高松水城の古跡、最上稲荷神社、黒住神社近し● 福山 城跡今公園となる● 尾の道 中國の要港にて汽船出入絶へ瓦多し烏帽子石、千畳敷又峯の薬師等 あるへし参宮の地なり● 三原 古城跡、長井の泉あり● 廣島 當道第一の都会にして廣島城、白神社、公園 あり大手町に神宮教會の一なる嚴島神社へ 上五里汽船にて詣つへし

大坂鉄道

● 港町 砲台築 につゝき● 八尾 信貴山毘沙門天、孤 山稲荷に詣る客はこの地にて下車をへし● 郡山 矢田寺、西松尾寺、唐招提寺、薬師寺、等あり● 奈良 南部と稱し古への帝都にて霊地舊蹟頗る多し巻日神社、東大寺、白糸の滝、三笠山等其最なり● 下田 中将姫の舊蹟、當麻寺あり● 高田 役行者の古跡、● 畝傍 神武天皇陵 橿原神社、久米寺、櫻井、多武峯 数所

四八哩 五四七哉 高田
新井
関山
田口
四二哩 四九二哉 長野
トミノ
牟レ
柏原
港
八ノ戸
下田
尻内
新田
石越
花泉
九八哩 一ノ関 五二哉
前沢
水沢
里沢尻
花巻
石鳥谷
松島
利府
岩切
二四哩 仙台 四八二哉
マス田
岩沼
槻木
大河原
白石
氏家
失板
那須
黒イソ
黒田原
豊原
四二三哩 白川 四一五哉
矢吹
スカ川
友部
宍戸
内原
赤塚
水戸

古マ木
沼サキ
乙供
ノベ地
狩小沢
小涛
浅虫
野内
浦町
三ノ戸
福岡
一ノ戸
小鳥谷
中山
七六四哩 青赤森 六八二哉
新城
大釈迦
岡浪
部川
前弘
日詰
六三七哩 盛岡 五五八哉
好广
沼宮内
越河
桑折
長田
四七五哩 福島 四五四哉
郡山
本宮
二本松
松川
函館

四八哩 直江津 九九三戔
カル井沢
ミヨ田
小諸
田中
四二哩 上田 九六五戔
坂城
屋代
篠井
前バシ
駒形
イセ崎
今市
日光
セミネ
大マハ
国定
小牛田
鹿島宮
文狭
カ沼
砥上
佐ノ
岩舟
栃木
三五哩 小山 三五九戔
小金井
石ハシ
雀宮
三七三哩 宇都宮 三七四戔
古田
栗橋
古河
マハ田
成田
結城
川島
下館
岩セ
福原
笠間
八幡
姉ザキ

青梅
小作
羽村
川越
入間川
入曽
所沢
東山村
小川
国分ジ
堺
萩糸
甲ノ
イソベ
松井田
ヨヨ川
安中
飯塚
三七一哩 高岩 三九八戔
倉カノ
新町
本所
フカ谷
熊谷
吹上
鴻巣
桶川
上尾
小俣
足利
富田
白目
板橋
市ケ谷
牛込
飯田丁
二四哩 赤羽 三二六戔
蕨
浦和
二二四哩 大宮 三三四戔
蓮田
久喜
東京
上野本所
王子
新橋 三〇六哩 五戔
市川
中山
舟ハシ
幕張
千葉
罒街道
佐倉
ソカノ
八マ野

七〇哩 名古屋 九〇錢
七二哩 熱田 九二錢
大高
八一哩 大府 一〇二錢
五五哩 桑名 七〇錢
亀ザキ
半田
武豊
安城
井谷
岡ザキ
浦郡
ゴユ
一一〇哩 豊橋 一三五錢
二タ川
ワシヅ
マイ坂
一三二哩 濱松 一五七錢
中泉
袋井
掛川
堀内
松田
二五一哩 国府津 二七六錢
アタミ

一八〇哩 静岡 二〇錢
江尻
ヲキツ
カン原
ヤキツ
フヂ枝
島田
金谷
岩ブチ
鈴川
沼津
三九哩 御殿場 二五四錢
サノ
小山
山北
福生
拝島
立川
日ノ
八王子
大久保
新宿
シブ谷
信ノ町
四ツ谷
目黒
一七〇哩 大井 二九六錢
藤沢
平塚
大イソ
戸塚
程ケ谷
カマ倉
逗子
横スカ
カナ川
ツルミ
川サキ
大モリ
二〇三哩 品川 三二一錢
二八哩 横濱 三〇五錢

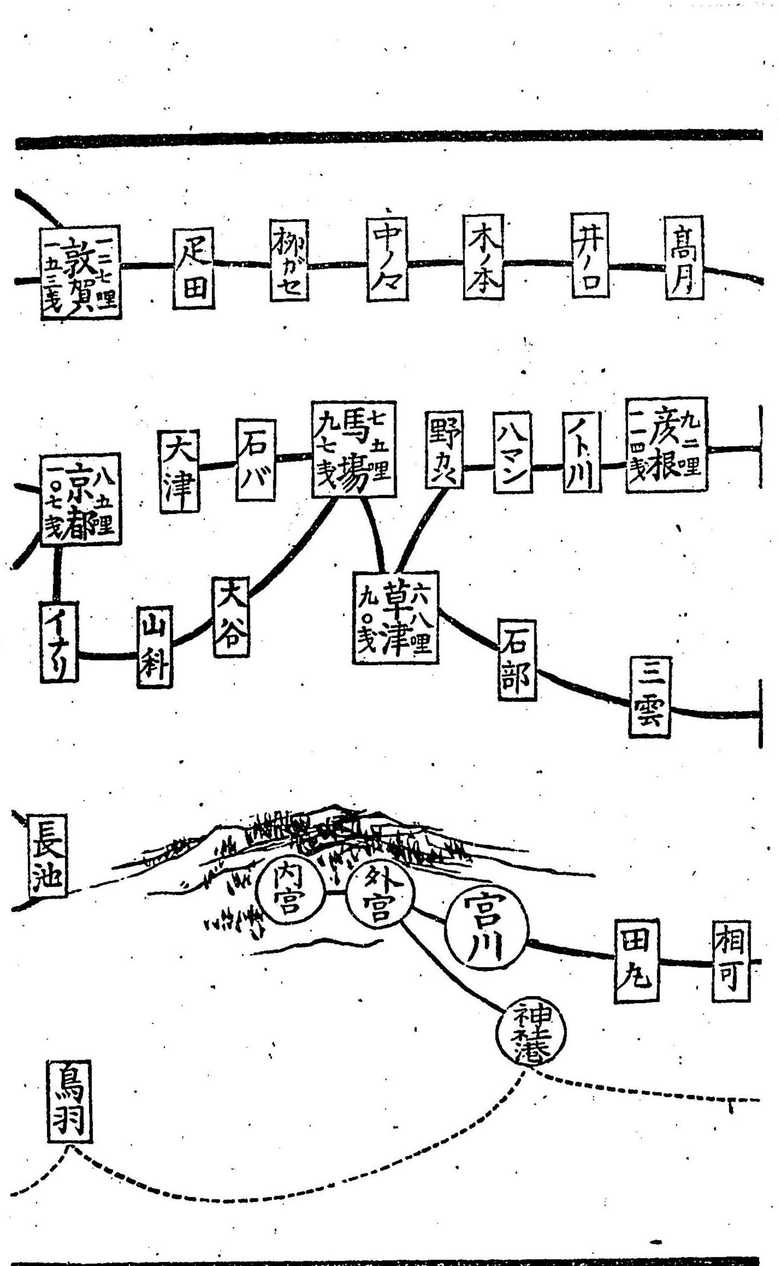
敦賀
一二七哩
一五三哩
足田
柳ヶセ
中ノ々
木ノ本
井ノ口
高月
京都
八五哩
一〇七哩
大津
石バ
馬場
七五哩
九七哩
野々
八マシ
イト川
彦根
九二哩
一四哩
イカリ
山科
大谷
草津
六八哩
九〇哩
石部
三雲
長池
内宮
外宮
宮川
田丸
相可
神戸
鳥羽

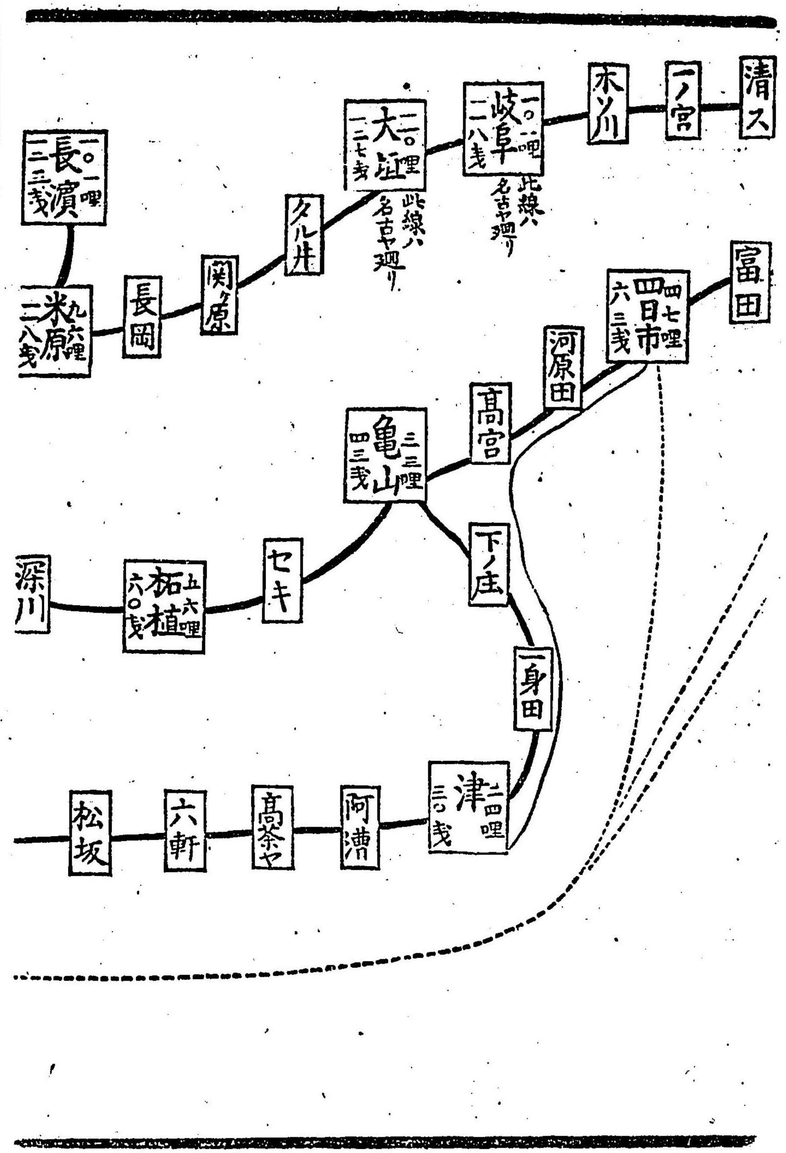
長濱
一哩
一二三哩
米原
九六哩
二八哩
長岡
関ヶ原
タル井
大垣
一〇哩
一二七哩
岐阜
一〇二哩
二八哩
木ノ川
一ノ宮
清ス
此線ハ名古屋廻リ
此線ハ名古屋廻リ
富田
四日市
四七哩
六三哩
河原田
高宮
亀山
三二哩
四三哩
下ノ庄
一身田
津
二四哩
三〇哩
深川
柘植
五六哩
六〇哩
セキ
松坂
六軒
高茶ヤ
阿漕

金崎
一六哩 福井 九六哩
此線ハ草ノ廻リ
大土宮
サバ江
武生
サバ波
今庄
牧ツ
三ノ宮
住吉
二三哩 西ノ宮 四三哩
神サキ
二大 三哩 阪 三哩
ナンバ
吹田
茨木
高槻
山ソキ
向日
湊ノ
天王寺
平ノ
八尾
桃山
伏見
木幡
宇治
新田
新庄
高田
御所
掖上
敢傍
下田
王子
和原
玉水
櫻井
法隆寺
郡山
二七哩 大和 二四三哩
木ヅ
タナ倉
北宇知
クヅ
ワセ
二一哩 岡山 二二哩
長岡
セト
ゲ和
吉永
三石
止郡
有年
ナハ
タツノ
アボシ
姫路 九三哩 一六三哩
二二哩 神戸 一五四哩
兵庫
スマ
シホヤ
マイコ
明石
大久保
玉山
加古川
天王寺
住吉
大和川
サカイ
五条
丸亀
松高
路淡

九州線

若松
中間
折尾
黒サキ
小倉
大里
門司
直方
遠カ川
赤間
福間
古賀
香椎
箱サキ
佐賀
神サキ
中原
田代
原田
二日市
雑餉隈
博タ
鳥栖
久留米
羽犬塚
失ベ川
渡セ
大牟田
長洲
熊木
池田
植木
木葉
高セ
川尻
宇土
松バシ
小川
有佐
八代

馬関
八水松
西条
セノ
海田市
白市
三二哩三六哥 廣島
河内
本々
三原
福山 二五七哩 二七四哥
松永
糸サキ
二七〇哩 二九哥 尾ノ道
クラシキ
玉島
カモ方
笠岡
アシダ
多ドツ
琴平
善通寺

讃岐鐵道　●多度津東西、船舶輻湊をる所にして學平神社、善通寺へ參詣をるものは必らず此港よりを汽車あり（以て至るべし）　●善通寺　七十五番の札所弘法大師誕生の地　●琴平　神社日本一社の御寺にして信仰大方ならず其繁昌殆んど知を絶せり大祭日は三月六月十月の一日といふ

◎旅亭は何地にも上中下の三等あり二十五錢位より一圓に至る故に只名高き旅舍のみ掲示するとも普通會員に便ならすまた須らく實地につき其人員の多少經費の都合等により相當の處にて談判するに若かす如何に程よき口車を以てするもよく注意して欺さるへからす（本書か特に廣告欄に掲載したるは勿論其確實を保證す）若し或は不深切不徳義の待遇を爲す旅舍休泊所あらは一々本社に通知あるへし本社は通信機關を具へ居れは直ちに之を東西各新聞に掲載せしめて嚴うかに筆誅を加ふへしこれ本社か當祭典に盡す所以の本分なり努々容赦あるへからす

◎人力車賃は必らす各停車場に一定價額の掲記あり之に準して約束すへし若し不當の請求するものあらは警官の處分を乞ふへし

◎物産は紙數限りあれは止むまた實地これを尋ぬて知り玉へ

◎道中要心は汽車汽船中「すり」を第一とし次には何の物品を求め何の事を辨ずるにも先つ代價の約束無くして之を爲すへからす必らす苦情の種なるべし幸に之を戒めよ

第七編　御神德

兩宮の御神德は、今更に稱へ奉らむまてもなき、本居宣長大人の頌歌をもて、これを代ふ。

（兩宮參詣の間自つから感興自得するものあらむ）

●天照大御神

都きさかきいつのみたまと天つちよいてりとほらすひの大御神
たなつもの百の木草もあまてらすひの大神のめぐみえてこそ
とこしへに世をてらしますひの御靈つけしかゝみは伊勢の大神

●豐宇氣大神

あさよひに物くふことに豐宇氣の神のめぐみをおもへ世の人

●大和姫命

大和姫命は、垂仁天皇第二の皇女、御母は、日葉酢媛皇后あり、幼けなきより、聰慧にして神明に通し玉ふ、豐鋤入姫命に次きて、齋王に立せたまひて、皇大神を戴き奉り、大和國より、伊賀、近江、美濃、伊勢と、幾十年間、霜雪雨露をも厭はせられす、國々を經廻りて、神慮に叶ふ地を求め、遂に今の五十鈴原に到り坐して、其原の荒草木根かり掃ひ、大宮柱つきたてゝことしなへに、この御鎭坐を定め玉ひき、命御終身の御功勳は、實にこれにて在するあり、御在世百三十年、御齋ヲ百餘歳、或は云ふ終り玉ふ所を知らす、五百野皇女へ、御讓りのくちも、遂に兩宮に在しまして、皇大神に御事へ奉り玉ふこと、いさゝか御倦怠なかりしとそ、いとくしかしこきことになむ、

神風や五十鈴の川の磯の宮常世の浪の音そのとけき

されば命は、吾人の敎の祖とも、齋き奉るべき、御高德にて、兩宮の末社（別項參若）にて、在しませは、兩宮に參詣てんものは、必らす參禮遺るましきものそ、

本書編輯幷ニ發行ニツキ飯田武夫、森岡顯道、田中重藏氏、助力セラレシコト趣カラス一言ヲ附記シテ感謝ヲ表ス

編輯發行者

正誤　第二編○職員と題する一項は二十六百神宮司廳官制の次に入るべきを如何にしけむ二十頁に組込まれたり体裁上不都合此から此に付特にこれを正誤す其餘文字誤植也からさるも火急の際意を致すに遑あらす諸君乞ふ幸に恕せよ

△○等は同列車の符號

○名古屋草津間龜山津及柘植上野間
○草津名古屋間上野柘植及龜山津間
○津宮川間及宮川津間

○ハ公衆電報取扱ノ符號

（關西參宮兩鐵道共 上等賃金ハ下等ノ三倍 中等賃金ハ下等ノ二倍半）

二十九年十二[illegible]
二十九年九[illegible]

直行（上段）

接續列車時間

新橋發	横濱發	靜岡發	濱松發	名古屋着
｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜
後六、二〇	七、二〇	一、二五	三、四五	七、〇六
一〇、〇〇	一〇、五五	四、五五	七、三〇	一〇、三八
｜	｜	前七、二〇	一〇、〇〇	一、三三
｜	｜	｜	前八、四〇	三、五六
前六、〇〇	六、四八	一二、一〇	二、一〇	四、五五
前七、二五	八、二五	二、三三	五、〇三	八、二六
哩程 新橋ヨリ	一八・〇〇	一三〇・二一	一六七・五六	二三五・二九
賃金 新橋ヨリ	二一	一、二〇	一、六八	二、三五

名古屋龜山間

◎名古屋發	愛知發	蟹江發	彌富發	桑名發	富田發	四日市發	河原田發	高宮發	龜山着
｜	｜	｜	｜	｜	｜	前三、四五	三、五八	四、一二	四、二七
前五、五〇	六、〇〇	六、一六	六、三一	六、四八	七、〇三	七、二〇	七、三三	七、四七	八、〇二
前九、一〇	九、二〇	九、三六	九、五一	一〇、〇八	一〇、二三	一〇、四〇	一〇、五三	一一、〇七	一一、二二
一一、一五	一一、二五	一一、四二	一一、五五	一二、〇九	一二、二三	一二、三〇	一二、五三	一、〇七	一、二二
後二、四五	二、五五	三、一四	三、二八	三、四三	三、五八	四、一五	四、二八	四、四二	四、五七
後四、一五	四、二五	四、四一	四、五六	五、一三	五、三三	五、四五	六、〇八	六、二二	六、三七
後六、一五	六、二五	六、四一	六、五五	七、一一	七、二六	七、四五	七、五八	八、一二	八、二七
後九、三〇	九、四〇	九、五六	一〇、一四	一〇、二九	一〇、四四	一〇、五四	｜	｜	｜
哩程 名古屋ヨリ	二・七	五・七〇	一〇・二一	一四・七四	一九・六〇	二三・〇八	二七・三五	三一・五六	三七・二六
賃金 名古屋ヨリ	｜	八	一四	二〇	二六	二七	三四	三五	四七

龜山津間

龜山發	下ノ庄發	一身田發	津着
前四、四五	四、五八	五、一〇	五、一七
八、一五	八、二八	八、四〇	八、四七
一一、四〇	一一、五三	一二、〇五	一二、一二
一、四〇	一、五三	二、〇五	二、一二
五、一〇	五、二三	五、三五	五、四二
六、五五	七、〇八	七、二〇	七、二七
八、五五	九、〇八	九、二〇	九、二七
｜	｜	｜	｜
哩程 龜山ヨリ	三・三七	七・四二	九・六〇
賃金 龜山ヨリ	五	一一	一二

津宮川間

津發	阿漕發	高茶屋發	六軒發	松坂發	徳和發	相可發	田丸發	宮川着
五、二五	五、三五	五、四六	五、五九	六、一四	六、二〇	六、三三	六、四七	六、五五
八、五五	九、〇五	九、一六	九、二九	九、四二	九、四八	九、五九	一〇、一三	一〇、二〇
一二、二〇	一二、三〇	一二、四一	一二、五四	一、〇七	一、一三	一、二四	一、三八	一、四五
二、二〇	二、三〇	二、四一	二、五四	三、〇九	三、一五	三、二七	三、四二	三、五〇
五、五〇	六、〇〇	六、一一	六、二四	六、四〇	六、四六	六、五八	七、一二	七、二〇
七、三五	七、四四	七、五五	八、〇八	八、二一	八、二七	八、三八	八、五二	九、〇〇
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
哩程 津ヨリ	二・二九	四・七二	八・三九	一一・七一	一三・六〇	一六・六四	二一・一一	二三・五八
賃金 津ヨリ	三	六	一一	一五	一七	二一	二七	三〇

宮川津間

宮川發	田丸發	相可發	徳和發	松坂發	六軒發	高茶屋發	阿漕發	津着
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
五、三〇	五、四〇	五、五五	六、〇五	六、一六	六、二八	六、四一	六、五二	七、〇〇
七、二五	七、三四	七、四九	七、五九	八、〇七	八、一九	八、三三	八、四三	八、五〇
一〇、五〇	一一、〇〇	一一、一五	一一、二五	一一、三三	一一、四五	一一、五八	一二、〇八	一二、一五
二、二五	二、三五	二、五〇	三、〇〇	三、一一	三、二三	三、三六	三、四七	三、五五
四、一五	四、二五	四、四〇	四、五〇	四、五九	五、一一	五、二三	五、三三	五、四〇
六、〇〇	六、〇九	六、二四	六、三四	六、四二	六、五四	七、〇七	七、一七	七、二五
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
哩程 宮川ヨリ	二・四七	六・七四	九・七八	一一・六七	一五・一九	一八・六六	二一・二九	二三・五八
賃金 宮川ヨリ	三	九	一三	一五	一九	二四	二七	三〇

津龜山間

津發	一身田發	下ノ庄發	龜山着
前三、四五	三、五二	四、〇六	四、一九
前七、一五	七、二二	七、三六	七、四九
前九、一五	九、二二	九、三六	九、四九
前一二、三五	一二、四二	一二、五六	一、〇九
後四、一〇	四、一七	四、三一	四、四四
後六、〇五	六、一二	六、二六	六、三九
後七、四五	七、五二	八、〇六	八、一九
｜	｜	｜	｜
哩程 津ヨリ	二・一八	六・二三	九・六〇
賃金 津ヨリ	三	九	一三

龜山柘植間

龜山發	○關發	加太發	○柘植着
前四、四二	四、五八	五、一四	五、二七
前八、一一	八、二五	八、四一	九、〇四
一一、三一	一一、四三	｜	一二、二〇
一、三五	一、四七	｜	二、二四
▲五、〇七	五、二一	五、三七	六、〇〇
｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜
哩程 名古屋ヨリ	四〇・六五	四四・一三	｜
賃金 名古屋ヨリ	五一	五六	｜

柘植上野間

○柘植發	佐那具發	上野着
前六、〇〇	六、二四	六、三四
九、二〇	九、四四	九、五四
後一二、三〇	一二、五四	一、〇四
後二、四〇	三、〇四	三、一四
後六、〇五	六、二七	六、三七
｜	｜	｜
｜	｜	｜
｜	｜	｜
哩程 柘植ヨリ	六・四五	九・〇八
賃金 柘植ヨリ	九	一二

柘植草津間

○柘植發	深川發	○三雲發	石部發	◎草津着
五、五二	六、一五	六、三三	六、四六	七、〇二
九、〇四	九、二五	九、五二	一〇、〇六	一〇、二二
一二、三三	一二、五七	一、二〇	一、二四	一、四九
二、二一	二、四二	三、〇九	三、二三	三、二八
六、一〇	六、三一	六、四七	七、〇一	七、一六
｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜
四九・五八	五七・五三	六二・四一	六六・七一	七二・三
六三	七〇	七一	七二	七三

接續列車發着時間早見

草津發	馬場着	京都着	大坂着	神戸着	神戸發	岡山着	廣島着
前八、〇〇	八、二一	一〇、〇三	一一、二四	一二、四一	一、〇五	｜	｜
前一一、三三	一一、五〇	一二、四〇	二、〇一	三、〇五	四、〇五	九、五七	｜
後二、一一	二、三三	三、三〇	四、五九	六、一〇	七、〇五	｜	｜
後四、四五	五、〇六	六、一二	七、三七	八、四六	九、〇五	｜	｜
後八、二三	八、三八	九、二三	一〇、二九	一一、二三	一一、五五	五、三七	一一、四七
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
哩程 京都ヨリ	六・四三	一六・四六	四三・五〇	六三・三七	神戸ヨリ	八九・〇九	一八九・六二
賃金 京都ヨリ	七	一七	四四	六四	神戸ヨリ	九〇	一・七〇

直行（下段）

接續列車發着時間早見

廣島發	岡山發	神戸着	神戸發	大坂發	京都發	馬場發	草津着
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	前五、五〇	六、五三	七、一四

草津柘植間

◎草津發	石部發	○三雲發	深川發	○柘植着
｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜
前七、四〇	八、〇六	八、二〇	八、三九	八、五八

上野柘植間

上野發	佐那具發	○柘植着
｜	｜	｜
｜	｜	｜
前七、五〇	八、〇四	八、二七

柘植龜山間

○柘植發	加太發	○關發	龜山着
｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜
九、〇七	九、二八	九、四一	九、五一

龜山津間

龜山發	下ノ庄發	一身田發	津着
四、四五	四、五八	五、一〇	五、一七
前八、一五	八、二八	八、四〇	八、四七
一一、四〇	一一、五三	一二、〇五	一二、一二

津宮川間

津發	阿漕發	高茶屋發	六軒發	松坂發	徳和發	相可發	田丸發	宮川着
五、二五	五、三五	五、四六	五、五九	六、一四	六、二〇	六、三三	六、四七	六、五五
八、五五	九、〇五	九、一六	九、二九	九、四二	九、四八	九、五九	一〇、一三	一〇、二〇
一二、二〇	一二、三〇	一二、四一	一二、五四	一、〇七	一、一三	一、二四	一、三八	一、四五

宮川津間

宮川發	田丸發	相可發	徳和發	松坂發	六軒發	高茶屋發	阿漕發	津着
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
五、三〇	五、四〇	五、五五	六、〇五	六、一六	六、二八	六、四一	六、五二	七、〇〇
七、二五	七、三四	七、四九	七、五九	八、〇七	八、一九	八、三三	八、四三	八、五〇

津龜山間

津發	一身田發	下ノ庄發	龜山着
前三、四五	三、五二	四、〇六	四、一九
前七、一五	七、二二	七、三六	七、四九
前九、一五	九、二二	九、三六	九、四九

龜山名古屋間

龜山發	高宮發	河原田發	四日市發	富田發	桑名發	彌富發	蟹江發	愛知發	◎名古屋着
前五、〇〇	五、一四	五、二八	五、四五	五、五六	六、一五	六、三〇	六、四四	六、五九	七、一〇
前八、一五	八、二九	八、四五	九、〇三	九、一六	九、三三	九、五〇	一〇、〇四	一〇、一九	一〇、三〇
前一〇、〇〇	一〇、一四	一〇、二七	一〇、四五	一〇、五五	一一、一一	一一、二六	一一、四一	一一、五六	一二、〇七

接續列車早見

名古屋發	濱松着	靜岡着	横濱着	新橋着
八、一〇	一一、四〇	二、三三	八、四四	九、四五
｜	｜	｜	｜	｜
一二、二七	三、〇五	五、〇五	一〇、一八	一一、〇九

△○等は同列車の符號

亀山津及柘植上野間 上野柘植及亀山津間 川津間

○八公衆電報 頂拔ノ符號

關西參宮兩鐵道共 上等賃金八下等ノ三倍 中等賃金八下等ノ二倍半）

二十九年十二月 日改正
二十九年九 月一日改正

關西鐵道
參宮鐵道

	島發	岡山發	神戸着	神戸發	大坂着	大坂發	京都着	京都發	馬場着	馬場發	津着	津發	深川着	深川發	三雲着	三雲發	石部着	石部發	草津着	草津發
哩																				
賃金																				
接續列車發着時刻																				
柘植發																				
加太着																				
加太發																				
上野着																				
佐那具着																				
佐那具發																				
拓植着																				
拓植發																				
上野着																				
上野發																				
柘植着																				
柘植發																				
深川着																				
深川發																				
三雲着																				
三雲發																				
石部着																				
石部發																				
草津着																				
草津發																				
接續列車發着時刻																				
亀山着																				
亀山發																				
下ノ庄着																				
下ノ庄發																				
一身田着																				
一身田發																				
津着																				
津發																				
阿漕着																				
阿漕發																				
高茶屋着																				
高茶屋發																				
六軒着																				
六軒發																				
松坂着																				
松坂發																				
徳和着																				
徳和發																				
相可着																				
相可發																				
田丸着																				
田丸發																				
宮川着																				
宮川發																				
接續列車發着時刻																				
名古屋着																				
名古屋發																				
松坂着																				
松坂發																				
岡崎着																				
岡崎發																				
濱松着																				
濱松發																				
静岡着																				
静岡發																				
横濱着																				
横濱發																				
新橋着																				
新橋發																				
早見																				
車賃																				
哩																				

○大坂商船會社郵便定期船發着日時一覽表

本表ノ外馬關線、細島線、宇和島線ハ毎日不定期往復アリ其他モ大概ハ毎日汽船ノ往復アリ

往航

神戸	高松	多度津	鞆津	尾ノ道	竹原	音戸	吳	廣島	宮島	岩國	久賀	柳井	德山	三田尻	門司	馬關
發	着 前	着 前	着 前	着 前	着 前	着 前	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 前	着 前	着 前	着
後	發 前	發 前	發 前	發 前	發 前	發 後	發 後	發 後	發 後	發 後	發 後	發 後	發 後	發 後	發 前	
九一〇	三三〇	五四〇	八〇五	九一五	一一三五	一四〇	二一五	四〇五	四四五	五五〇	七三五	八三〇	〇一〇	一二〇	二一〇	大四〇
初日	二日目															三日目

復航

馬關	門司	三田尻	德山	柳井	久賀	岩國	宮島	廣島	吳	音戸	竹原	尾ノ道	鞆津	多度津	高松	神戸
發	發	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 後	着 前
	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後
三一〇	六五〇	七四〇	八一〇	八三〇	九一五	一〇五〇	一一〇	一一三五	一二一五	一四一五	一六一五	一八一五	二〇一五	二一四〇	二三一〇	二四〇
初日	二日目															三日目

往航

神戸	尾ノ道	門司	馬關
發	着 前	着 前	着
後	發 前	發 前	
九一〇	三三〇	六四〇	
初日	二日目		三日目

復航

馬關	門司	尾ノ道
發	着 前	着 前
	後	後
	六五〇	三一〇
兩地毎日發	四日目	

往航

門司	尾ノ道
着 前	着 前
後	後
四一八	三三〇
二日目	初日

復航

門司	尾ノ道
發	發 後
後	後
五三〇	三一〇
初日	二日目

門司尾ノ道間直航線

兩地毎日發船

往航

德島	兵庫		大坂
着	發	着 後	發 後
前	後		
六四〇	〇一〇	一一四〇	一〇〇〇
	二日目		初日

復航

德島	兵庫		大坂
發	着 前	發 後	着 後
後	後		
一一三	六一〇	六五〇	八一〇
二日目			

德島線

兩地毎日發船

往航

尾ノ道	門司
發	着 前
後	後
三三〇	四一八
初日	二日目

復航

門司	尾ノ道
發	着 前
後	後
五三〇	大一八
初日	二日目

門司尾ノ道間直航線

兩地毎日發船

往航

東京	浦賀	金谷	保田	勝山	豐岡	船形	那古	北條	館山
發	發	發	發	發	發	發	發	發	着
二三〇	三〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一

復航

館山	北條	那古	船形	豐岡	勝山	保田	金谷	浦賀	東京
發	着	着	着	着	着	着	着	着	着
一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

○熱田大阪熱田神社汽船會社定期船發着表

往航

熱田	四日市	津	神社	鳥羽	南海	贄	長島	引本	尾鷲	木ノ本	三輪崎	勝浦
發	着 後	着	着	着 前	着	着 前	着	着	着	着	着	着
	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
前一〇〇	一〇〇	四三〇	六三〇	七三〇	九〇〇	一一〇	三〇〇	四二〇	五三〇	七三〇	九〇〇	一〇四〇
初日												

復航

大坂	神戸	和歌山	湯淺	御坊	印南	田邊	南部	大坂	太地	古座	串本	周參見	田邊	御坊	印南	南部
發	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着
後	發	發	發	發	發	發	發	後	發	發	發	發	發	發	發	發
大六〇〇	一一〇	一一三〇	三一〇	六一〇	七一〇	九〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	一一三〇	一二〇〇	一四〇	一六〇〇	一八〇〇	二〇〇〇	二二〇〇
初日	二日目							三日目								

往航

大坂	三輪崎	木ノ本
發	着	着
後	發	發
大六〇〇	一〇〇〇	一一三〇
初日	二日目	

復航

木ノ本	三輪崎	勝浦	太地	古座	串本	周參見	田邊	南部	印南	御坊	湯淺	和歌山	神戸
着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着
前	發	發	發	發	發	後	發	發	發	發	發	發	發
一一三〇	一〇〇〇	一一〇〇	一一〇	一一三〇	一二〇〇	一一三〇	一一〇〇	一一三〇	一一〇	一一五	一一〇	一一〇	一一〇
二日目													

往航

尾鷲	引本	長島	贄	津	四日市	熱田
着	着	着	着	着	着	着
發	發	發	發	發	發	發
一〇	三〇	四〇	六〇	八〇	一〇	一一〇
二日目						

復航

尾鷲	引本	長島	贄	津	神社	鳥羽	南海	贄	長島	引本	尾鷲	木ノ本	三輪崎	勝浦
着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
一〇	三〇	四〇	六〇	八〇	一〇	一一五	一三〇	一五〇	一七〇	一八〇	一九〇	二〇五	二一五	二三〇
二日目														

往航

四日市	熱田
着	着
發	發
正午	前
一一〇	一一〇
初日	

往航

熱田	往
發	着
前	發
一一〇	一一〇
初日	

熱田神社間航路

往航

東京	浦賀	金谷	保田	勝山	豐岡	船形	那古	北條	館山
發	發	發	發	發	發	發	發	發	着
二三〇	三〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一

復航

館山	北條	那古	船形	豐岡	勝山	保田	金谷	浦賀	東京
發	着	着	着	着	着	着	着	着	着
一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

熱田大坂間航路

往航

熱田	四日市	津	神社	鳥羽	南海	贄	長島	引本	尾鷲	木ノ本	三輪崎	勝浦	太地	古座	串本	周參見	田邊	南部	印南	御坊	湯淺	和歌山	大坂
發	着 後	着	着	着 前	着	着 前	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着
	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	後	發	發	發	發	發	發	後
前一〇〇	一〇〇	四三〇	六三〇	七三〇	九〇〇	一一〇	三〇〇	四二〇	五三〇	七三〇	九〇〇	一〇四〇	一一〇	一一三〇	一二〇〇	一一三〇	一一〇〇	一一三〇	一一〇	一一五	一一〇	一一〇	大六〇〇
初日																							二日目

復航

大坂	神戸	和歌山	湯淺	御坊	印南	田邊	南部	大坂	太地	古座	串本	周參見	田邊	御坊	印南	南部	贄	長島	引本	尾鷲	神社	津	熱田	四日市
發	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着
後	發	發	發	發	發	發	發	後	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
大六〇〇	一一〇	一一三〇	三一〇	六一〇	七一〇	九〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇	一一三〇	一二〇〇	一四〇	一六〇〇	一八〇〇	二〇〇〇	二二〇〇	二四〇	二六〇	二八〇	三〇〇	三二〇	三四〇	三六〇	三八〇
初日	二日目							三日目																

往航

大坂	三輪崎	木ノ本
發	着	着
後	發	發
大六〇〇	一〇〇〇	一一三〇
初日	二日目	

復航

木ノ本	三輪崎	勝浦	太地	古座	串本	周參見	田邊	南部	印南	御坊	湯淺	和歌山	神戸
着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着
前	發	發	發	發	發	後	發	發	發	發	發	發	發
一一三〇	一〇〇〇	一一〇〇	一一〇	一一三〇	一二〇〇	一一三〇	一一〇〇	一一三〇	一一〇	一一五	一一〇	一一〇	一一〇
二日目													

往航

尾鷲	引本	長島	贄	津	四日市	熱田
着	着	着	着	着	着	着
發	發	發	發	發	發	發
一〇	三〇	四〇	六〇	八〇	一〇	一一〇
二日目						

復航

尾鷲	引本	長島	贄	津	神社	鳥羽	南海	贄	長島	引本	尾鷲	木ノ本	三輪崎	勝浦
着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
一〇	三〇	四〇	六〇	八〇	一〇	一一五	一三〇	一五〇	一七〇	一八〇	一九〇	二〇五	二一五	二三〇
二日目														

往航

四日市	熱田
着	着
發	發
正午	前
一一〇	一一〇
初日	

熱田神社間航路

往航

熱田	往
發	着
前	發
一一〇	一一〇
初日	

熱田大坂間航路

往航

東京	浦賀	金谷	保田	勝山	豐岡	船形	那古	北條	館山
發	發	發	發	發	發	發	發	發	着
二三〇	三〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一

復航

館山	北條	那古	船形	豐岡	勝山	保田	金谷	浦賀	東京
發	着	着	着	着	着	着	着	着	着
一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

㊟賃金は三歳未滿無賃十二歳未滿半額　上等賃金は下等の二倍中等賃金は下等の五割增　但し座位は切上

一覧表

本表ノ外馬關線、細島線、宇和島線ハ毎日不定期往復アリ其他モ大概ハ毎日汽船ノ往復アリ

線																										
		三、一〇	六、五〇	七、四〇	八、五〇	九、一〇	〇、四〇	一、〇〇	一、四五	一、五五	三、三〇	三、四五	四、四五	四、五〇	五、三五	七、〇〇	七、五〇	八、〇〇	八、二〇	八、三〇	一〇、三〇	一〇、四〇	一〇、三〇 一一、〇〇	三、二〇 二、二〇	四、五〇 四、五〇	七、一〇 七、三〇	二、四〇
兩地毎日發	四日目						五日目																			六日目

門司尾ノ道間直航線（兩地毎日發船）

往航	尾ノ道	門司
	發	着
	後三、三〇	前四、一八
	初日	二日目

復航	門司	尾ノ道
	發	着
	後五、三〇	前六、一八
	初日	二日目

徳島線（兩地毎日發船）

往航	大坂	兵庫	兵庫	徳島
	發	着	發	着
	後一〇、〇〇	後一一、四〇	後〇、一〇	前六、四〇
	初日			二日目

復航	徳島	兵庫	兵庫	大坂
	發	着	發	着
	後一一、三〇	前六、〇〇	前六、五〇	前八、一〇
	二日目			二日目

東京館山間航路

往航	東京發	浦賀發	金谷發	保田發	勝山發	豐岡發	船形發	那古發	北條發	館山着
	前六、四〇	—	一〇、三〇	一〇、五〇	一一、一〇	一一、四〇	一二、〇〇	一二、〇五	一二、二五	一二、三〇
	前七、三〇	—	—	一一、三〇	一一、五〇	—	—	—	一二、五五	一、〇〇
	前八、三〇	一一、三〇	一二、三〇	一二、四〇	一、〇〇	一、五〇	二、二〇	二、三〇	二、五〇	三、〇〇
	—	—	—	前五、二〇	五、四〇	—	六、三〇	六、四〇	七、〇〇	七、〇五
東京ヨリ賃金		錢二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二五	二五	二五	二五

復航	館山發	北條發	那古發	船形發	豐岡發	勝山發	保田發	金谷發	浦賀發	東京着
	前八、三〇	八、四〇	九、〇〇	九、一〇	九、三〇	一〇、〇五	一〇、二五	一〇、三五	—	二、三〇
	前九、二〇	九、四〇	一〇、〇〇	一〇、一〇	一〇、三〇	一一、〇五	一一、二五	一一、三五	—	四、〇〇
	前一一、四〇	一一、五〇	一二、一〇	一二、二〇	一二、四〇	一、一〇	一、三〇	一、四〇	三、〇〇	六、二〇
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
館山ヨリ賃金		錢五	五	五	一五	一五	一五	一五	二〇	二五

東京浦賀間航路

往航	東京發	金杉發	品川發	横須賀發	浦賀着
	前八、〇〇	八、二〇	八、三〇	一一、〇〇	—
	後一、〇〇	一、二〇	一、三〇	四、〇〇	五、〇〇

復航	浦賀發	横須賀發	品川發	金杉發	東京着
	前六、〇〇	八、〇〇	一〇、三〇	一〇、四〇	一一、〇〇
	—	後二、〇〇	三、三〇	三、四〇	四、〇〇

東京八幡間航路

往航	東京發	千葉發	濱野發	八幡着
	前八、〇〇	一一、〇〇	一一、四五	一二、〇〇

復航	八幡發	濱野發	千葉發	東京着
	後一二、三〇	一二、五〇	一、三五	四、三〇

○東京灣汽船會社定期船發着

船會社定期船發着表

大坂ヨリ下等賃金	航												
		一、九〇	一、九〇	一、八〇	一、七五	一、六五	一、六五	一、六〇	一、六〇	一、五八	一、三〇	一、三〇	一、二〇

	神戸	和歌山	湯淺	御坊	印南	南部	田邊	周參見	串本	古座	太地	勝浦	三輪崎	木ノ本
着	八、〇〇	前一、〇〇	三、四〇	六、四〇	七、三〇	八、二〇	九、〇〇	後一二、三〇	四、〇〇	五、三〇	八、〇〇	八、四〇	一〇、〇〇	前一二、三〇
發	九、〇〇	二、〇〇	四、一〇	七、〇〇	八、〇〇	八、四〇	一〇、〇〇	一、〇〇	五、〇〇	六、〇〇	八、二〇	九、二〇	一一、〇〇	一、〇〇
	二日目													
賃金	錢一〇	三〇	四〇	六〇	六〇	七五	七五	九〇	一、〇〇	一、〇五	一、一〇	一、一〇	一、一八	一、二〇

	尾鷲	引本	長島	贄	南海	鳥羽	神社	津	四日市	熱田
着	二、三〇	三、二〇	四、四〇	六、四〇	七、四〇	一一、〇〇	一、〇〇	三、三〇	六、〇〇	九、〇〇
發	三、〇〇	三、四〇	五、〇〇	七、〇〇	八、〇〇	後一二、三〇	一、三〇	四、〇	七、〇〇	
	三日目									
賃金	一、二五	一、二五	一、三五	一、四〇	一、四〇	一、五〇	一、六〇	一、七〇	一、八〇	一、九〇

熱田神社間航路

往航	熱田	四日市	四日市
	發	着	發
	前九、〇〇	一一、〇〇	正午一二、〇〇
熱田ヨリ下等賃金		錢一〇	

復航	津	津	神社
	着	發	着
	後二、〇〇	二、三〇	四、三〇
		二〇	三〇

復航	神社	津	津	四日市	四日市	熱田
	發	着	發	着	發	着
	前八、〇〇	一〇、〇〇	一一、〇〇	後一、〇〇	一、三〇	三、三〇
神社ヨリ下等賃金		錢一〇		二〇		三〇

神社豊橋間航路

往航	神社	豊橋
	發	着
	前八、〇〇	後一、〇〇
神社ヨリ下等賃金		錢四〇

復航	豊橋	神社
	發	着
	後一、〇〇	六、〇〇
豊橋ヨリ下等賃金		錢四〇

賃金は下等の二倍中等賃金は下等の五割増　但し厘位は切上げ

郵船會社

（一六）横濱函館間（三陸沿岸）

函館						
一四、三〇	一七、五〇	一七、五〇	一七、五〇	一六、〇〇	四、〇〇	

郵船會社

○船客運賃[illegible]
○全額[illegible]
○運賃[illegible]
○中等[illegible]
限リ[illegible]
○船中受渡[illegible]
○甲地[illegible]
館（丙[illegible]
定額[illegible]

備考

○手荷物[illegible]
日本[illegible]
大坂上等[illegible]
○汽船[illegible]
の鐵道[illegible]
に[illegible]
な[illegible]

臺灣滊船會社定期船發着表

東京浦賀間航路

往航		復航	
東京發	前八・〇〇	浦賀發	前六・〇〇
金杉發	八・二〇	横須賀發	八・〇〇 後
品川發	八・三〇	品川發	一〇・三〇
横須賀發	一一・〇〇	金杉發	一〇・四〇
浦賀着	午一・〇〇	東京着	一一・〇〇
東京着	一・一〇		
東京ヨリ貸金	二	浦賀ヨリ貸金	二

東京三崎間航路

往航		復航	
東京發	前七・〇〇	三崎發	前一〇・〇〇
下浦發	一一・〇〇	松輪發	一〇・三〇
松輪發	一一・三〇	下浦發	一一・二〇
三崎着	一二・〇〇	金杉着	三・三〇
		東京着	八・〇〇
東京ヨリ貸金	八	三崎ヨリ貸金	三

東京木更津間航路

往航		復航	
東京發	前八・〇〇	木更津發	後一・〇〇
木更津着	一一・三〇	東京着	四・〇〇
東京ヨリ貸金	二五	木更津ヨリ貸錢	二五

● 本表ノ外漁期ノ都合ニ依リ夜八時又ハ九時ニ錦山ヨリ夜航海ヲ發スルアリ

東京發午前七時三十分ハ臨時發船ナリ

東京八幡間航路

往航		復航	
東京發	前八・〇〇	八幡發	後一一・三〇
千葉發	一一・〇〇	濱野發	一一・三五
濱野發	一一・四五	千葉發	一二・三〇
八幡着	一二・〇〇	東京着	一・三〇
八幡ヨリ貸金	一七	東京ヨリ貸金	一七

津神社間航路

往航		復航	
津發	前一一・〇〇	神社發	前八・〇〇
神社着	一二・三〇	神社ヨリ下等貸金	一〇
神社ヨリ貸金	一〇	津着	一〇・三〇

四日市熱田間航路

往航		復航	
四日市發	後一・〇〇	熱田發	後一・三〇
熱田着	一・三〇	四日市着	二・〇〇
四日市ヨリ貸金	一〇	熱田ヨリ貸金	一〇

神社豐橋間航路

往航		復航	
神社發	前八・〇〇	豐橋發	後一・〇〇
神社ヨリ下等貸金	一〇	豐橋ヨリ下等貸金	一〇
豐橋着	後一・〇〇	神社着	六・〇〇

備考

○手荷物ハ日本回船株式會社ノ滊船ニテハ上等船客ハ拾貳貫目中等船客ハ九貫目下等船客ハ六貫目大坂商船株式會社ノ滊船ニテハ上等船客ハ拾貳貫目中等船客ハ八貫目下等船客ハ四貫目ヲ限リ無賃ニテ運送ス

○滊船乘客手荷物及小荷物ハ汽車ニ同シク小包郵便ノ如キ取扱ヲ爲サス

○滊船乘客手荷物ハ航路ノ遠近ニ拘ラス左ノ制限マテハ無賃ナリ、

上等船客	百斤
中等船客	七十五斤
下等船客	五十斤

雜則（提要）

○滊船乘客手荷物及小荷物ハ航路ノ遠近ニ拘ラス、左ノ制限マテハ無賃ナリ、

○船客運賃ハ四歳未滿ハ無賃十二歳未滿ハ半額十二歳以上ハ全額ヲ申受ルモノトス

○運賃定額ヲ中途ヨリ乘船シ又ハ中途ヨリ下船シタル者ノ運賃ハ其乘船ノ地ヨリ下船ノ地マテノ定額ヲ以テ計算シ端銭ハ一錢ニ滿タサル者ハ一錢ニ算ス

○船客ノ手荷物ハ上等船客ハ百斤中等船客ハ七十五斤下等船客ハ五十斤ヲ限リ無賃ニテ運送ス

○船中ニ於テ切符購求ノ節ハ定額運賃ノ一割ヲ增シタル運賃ヲ申受クルモノトス

○甲地ヨリ乙地ニ至ル乘客ニシテ同一ノ船便ヲ以テ尙ホ丙地ニ至ル滊船（丙）ニ至ル定期船ノ類ヲ言フ）船中ニ於テ甲乙兩地間ノ定額運賃ヲ標準トシ其差金ヲ收入シテ通切符ヲ發賣ス

郵船會社

（一六）横濱函館間（三陸海岸）

横濱	函館
四日半	上等 八戸
四日半	上等 宮古
四日半	上等 山田
四日半	上等 釜石
四日半	上等 大船渡
四日半	上等 横濱

（二）横濱四日半田市間

横濱	四日半田市
一等 上 往復	四・五〇
一等 中 往復	三・〇〇
一等 下	一・五〇

關西瀛船航路旅客運賃表

	神戸	大阪
徳島	一・一五 六五 二・〇〇	

	大阪		神戸		岡山		小豆島		高松		多度津		玉島		福山
熱田	一・一〇	七五	一・一〇	七五	一・一〇	七五	一・一〇	九〇	一・一〇	九〇	一・一〇	九〇	一・一〇	九〇	一・一〇
	二・一五	一・三〇	二・一五	一・三〇	二・一五	一・三〇	二・一〇	一・六〇	二・一〇	一・六〇	二・一〇	一・六〇	二・一〇	一・六〇	二・一〇
	四五	二・三〇	四五	二・三〇	四五	二・三〇	三・七〇	二・八〇	三・七〇	二・八〇	三・七〇	二・八〇	三・七〇	二・八〇	三・七〇
四日市	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇
	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五
	四五	二・四五	四五	二・四五	四五	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇
津	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇
	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五
	四五	二・四五	四五	二・四五	四五	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇
神社	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇
	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五
	四五	二・四五	四五	二・四五	四五	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇
鳥羽	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇	八〇	一・一〇
	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五	一・四〇	二・一五
	四五	二・四五	四五	二・四五	四五	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇	二・四五	三・四〇

岡山ヨリ玉島ニ至ル運賃ハ小豆島ヨリ該各港ニ赴クモノト同額ナリ

	大阪		神戸		多度津		博多		長崎	
大阪										
神戸	一五	一・一〇								
多度津	一・一〇	二・〇〇	一・一〇	二・〇〇						
岡山	一・一〇	二・〇〇	一・一〇	二・〇〇	一・一〇	二・〇〇				
博多	二・一〇	三・一〇	二・一〇	三・一〇	二・一〇	三・一〇	二・一〇	三・一〇		
長崎	二・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	四・〇〇	一・七〇	三・一〇		
三										

	神社		篠島		福江		豊橋	
篠島	二五	四五						
	三五	五〇	一・一〇	一・三〇				
	四〇	七〇	一・二五	一・五〇	一・一〇	一・三〇		
福江	三〇	五〇	一・一五	一・四〇	一・一〇	一・三〇	一・一〇	一・三〇
	四〇	七〇	一・二五	一・五〇	一・二五	一・五〇	一・二五	一・五〇
豊橋	四〇	七〇	一・二五	一・五〇	一・二五	一・五〇	一・二五	一・五〇
	四五	八〇	一・三〇	一・六〇	一・三〇	一・六〇	一・三〇	一・六〇

	大阪		神戸	
大阪				
神戸	一五	一・一〇		
多度津	一・一〇	二・〇〇	一・一〇	二・〇〇

	熱田	四日市	津	神社	鳥羽	濱島	南海	贄	長島	引本	尾鷲	木ノ本	三輪崎	勝浦	太地	古座	串本
福山	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
玉島	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
多度津	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
高松	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
島	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
尾	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
戸	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
多度津	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
博多	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
長崎	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
三角	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
百貫	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
島原	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
若津	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
豊橋	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
大阪	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
神戸	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
高松	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
鞆津	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
尾ノ道	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
竹原	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
音戸	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
呉	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
廣島	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
宮島	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
岩國	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
柳井	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
德山	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

岩國					一〇	二〇	三〇	三〇	五〇	六〇	七五	一、一〇	一、二〇	一、七〇	一、七〇
柳井				二〇	三〇	四〇	五〇	五〇	七〇	八〇	九五	一、二五	一、五〇	一、七五	一、七五
德山			三五	四五	五五	六〇	七〇	七〇	一、一〇	一、一五	一、二〇	一、五〇	一、七〇	一、九〇	一、九〇
三田尻		一五	四五	六〇	七〇	七五	八五	八五	一、二〇	一、二五	一、三〇	一、六〇	一、七〇	一、九〇	一、九〇
門司 下關	五〇	七〇	八〇	一、〇〇	一、一〇	一、二〇	一、三〇	一、三〇	一、五〇	一、六〇	一、六〇	一、六〇	一、八〇	二、〇〇	二、〇〇

	神戸	和歌山	湯淺	比井	御防	印南	南部	田邊	周參見	串本	古座	太地
太地												
古座												三〇 二三 一五
串本											一四 一一 七	四〇 三〇 二〇
周參見										六〇 四五 三〇	七〇 五五 三五	九〇 七〇 四五
田邊									六〇 四五 三〇	一、〇〇 七五 五〇	一、一〇 八五 五五	一、二〇 九〇 六〇
南部								一〇 八 五	七〇 五五 三五	一、〇〇 七五 五〇	一、一〇 八五 五五	一、二〇 九〇 六〇
印南							四〇 三〇 二〇	五〇 三八 二五	九〇 七〇 四五	一、二〇 九〇 六〇	一、三〇 一、〇〇 六五	一、四〇 一、〇五 七〇
御防						二〇 一五 一〇	六〇 四五 三〇	六〇 四五 三〇	一、〇〇 七五 五〇	一、三〇 一、〇〇 六五	一、四〇 一、〇五 七〇	一、五〇 一、一〇 七五
比井					一〇 七 五	二〇 一五 一〇	六〇 四五 三〇	六〇 四五 三〇	一、〇〇 七五 五〇	一、三〇 一、〇〇 六五	一、四〇 一、〇五 七〇	一、五〇 一、一〇 七五
湯淺				六〇 四五 三〇	六〇 四五 三〇	六〇 四五 三〇	九〇 七〇 四五	九〇 七〇 四五	一、二〇 九〇 六〇	一、五〇 一、一〇 七五	一、六〇 一、二〇 八〇	一、七〇 一、三〇 八五
和歌山			四〇 三〇 二〇	八〇 六〇 四〇	八〇 六〇 四〇	八〇 六〇 四〇	一、一〇 八五 五五	一、一〇 八五 五五	一、四〇 一、〇五 七〇	一、七〇 一、三〇 八五	一、八〇 一、三五 九〇	一、九〇 一、四〇 九五
神戸		六〇 四五 三〇	八〇 六〇 四〇	一、一〇 八五 五五	一、一〇 八五 五五	一、一〇 八五 五五	一、四〇 一、〇五 七〇	一、四〇 一、〇五 七〇	一、八〇 一、三五 九〇	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、一〇 一、五〇 一、〇五	二、二〇 一、七〇 一、一〇
大阪	二〇 一五 一〇	六〇 四五 三〇	八〇 六〇 四〇	一、二〇 九〇 六〇	一、二〇 九〇 六〇	一、二〇 九〇 六〇	一、五〇 一、一五 七五	一、五〇 一、一五 七五	一、八〇 一、三五 九〇	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、一〇 一、六〇 一、〇五	二、二〇 一、七〇 一、一〇

太地	一四 一〇 七	二五 二〇 一三	五〇 三八 二五	一、〇〇 七五 五〇	一、〇〇 七五 五〇	一、二〇 九〇 六〇	一、四〇 一、〇五 七〇	一、五〇 一、一五 七五	一、六〇 一、二〇 八〇	一、七〇 一、三〇 八五	一、八〇 一、三五 九〇	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、二〇 一、六五 一、一〇	二、四〇 一、八〇 一、二〇
古座	四〇 三〇 二〇	四〇 三〇 二〇	七〇 六五 三五	一、二〇 九〇 六〇	一、二〇 九〇 六〇	一、四〇 一、〇五 七〇	一、六〇 一、二〇 八〇	一、七〇 一、三〇 八五	一、八〇 一、三五 九〇	一、九〇 一、四五 九五	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、二〇 一、六五 一、一〇	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、六〇 一、九五 一、三〇
串本	五〇 三八 二五	五〇 三八 二五	八〇 六〇 四〇	一、二〇 九〇 六〇	一、二〇 九〇 六〇	一、四〇 一、〇五 七〇	一、六〇 一、二〇 八〇	一、七〇 一、三〇 八五	一、八〇 一、三五 九〇	一、九〇 一、四五 九五	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、二〇 一、六五 一、一〇	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、六〇 一、九五 一、三〇
周參見	九〇 七〇 四五	九〇 七〇 四五	一、一〇 八五 五五	一、四〇 一、〇五 七〇	一、四〇 一、〇五 七〇	一、六〇 一、二〇 八〇	一、八〇 一、三五 九〇	一、九〇 一、四五 九五	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、二〇 一、六五 一、一〇	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、六〇 一、九五 一、三〇	二、八〇 二、一〇 一、四〇	三、〇〇 二、三〇 一、五〇
田邊	一、二〇 九〇 六〇	一、二〇 九〇 六〇	一、四〇 一、〇五 七〇	一、六〇 一、二〇 八〇	一、六〇 一、二〇 八〇	一、八〇 一、三五 九〇	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、一〇 一、六〇 一、〇五	二、二〇 一、六〇 一、一〇	二、三〇 一、七五 一、一五	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、八〇 二、一〇 一、四〇	三、〇〇 二、二五 一、五〇	三、二〇 二、四〇 一、六〇
南部	一、二〇 九〇 六〇	一、二〇 九〇 六〇	一、四〇 一、〇五 七〇	一、六〇 一、二〇 八〇	一、六〇 一、二〇 八〇	一、八〇 一、三五 九〇	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、一〇 一、六〇 一、〇五	二、二〇 一、六五 一、一〇	二、三〇 一、七五 一、一五	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、八〇 二、一〇 一、四〇	三、〇〇 二、二五 一、五〇	三、二〇 二、四〇 一、六〇
印南	一、四〇 一、〇五 七〇	一、四〇 一、〇五 七〇	一、六〇 一、二〇 八〇	一、八五 一、三五 九〇	一、八〇 一、三五 九〇	二、〇〇 一、五〇 一、〇〇	二、二〇 一、六五 一、一〇	二、三〇 一、七五 一、一五	二、三〇 一、七五 一、一五	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、六〇 一、九五 一、三〇	二、九〇 二、二〇 一、四五	三、一〇 二、三五 一、五五	三、三〇 二、五〇 一、六五
御防	一、五〇 一、一〇 七五	一、五〇 一、一〇 七五	一、七〇 一、三〇 八五	一、九〇 一、四五 九五	一、九〇 一、四五 九五	二、一〇 一、六〇 一、〇五	二、二〇 一、六五 一、一〇	二、三〇 一、七五 一、一五	二、三〇 一、七五 一、一五	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、六〇 一、九五 一、三〇	二、九〇 二、二〇 一、四五	三、一〇 二、三五 一、五五	三、三〇 二、五〇 一、六五
比井	一、五〇 一、一〇 七五	一、五〇 一、一〇 七五	一、七〇 一、三〇 八五	一、九〇 一、四五 九五	一、九〇 一、四五 九五	二、一〇 一、六〇 一、〇五	二、三〇 一、七五 一、一五	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、七〇 二、一五 一、三五	三、〇〇 二、二五 一、五〇	三、二〇 二、四〇 一、六〇	三、四〇 二、五五 一、七〇
湯淺	一、七〇 一、三〇 八五	一、七〇 一、三〇 八五	一、九〇 一、四五 九五	二、一〇 一、六〇 一、〇五	二、一〇 五、六〇 一、〇五	二、三〇 一、七五 一、一五	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、六〇 一、九五 一、三〇	二、八〇 二、一〇 一、四〇	三、一〇 二、三五 一、五五	三、三〇 二、五〇 一、六五	三、五〇 二、六五 一、七五
和歌山	一、九〇 一、四〇 九五	一、九〇 一、四〇 九五	二、一〇 一、六〇 一、〇五	二、三〇 一、七五 一、一五	二、三〇 一、七五 一、一五	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、六〇 一、九五 一、三〇	二、七〇 二、〇五 一、三五	二、七〇 二、〇五 一、三五	二、八〇 二、一〇 一、四〇	三、〇〇 二、二五 一、五〇	三、二〇 二、四〇 一、六〇	三、四〇 二、五五 一、七〇	三、六〇 二、七〇 一、八
神戸	二、二〇 一、七〇 一、一〇	二、二〇 一、七〇 一、一〇	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、七 二、〇五 一、三五	二、八〇 二、一〇 一、四〇	二、九〇 二、二〇 一、四五	二、九〇 二、二〇 一、四五	三、〇〇 二、二五 一、五	三、二〇 二、四 一、六〇	三、四〇 二、五五 一、七〇	三、六〇 二、七〇 一、八〇	三、八〇 二、八五 一、九〇
大阪	二、二〇 一、七〇 一、一〇	二、二〇 一、七〇 一、一〇	二、四〇 一、八〇 一、二〇	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、五〇 一、九〇 一、二五	二、七〇 二、〇五 一、三五	二、八〇 二、一〇 一、四〇	二、九〇 二、二〇 一、四五	二、九〇 二、二〇 一、四五	三、〇〇 二、二五 一、五	三、二〇 二、四〇 一、六〇	三、四〇 二、五五 一、七	三、六〇 二、七〇 一、八〇	三、八〇 二、八五 一、九〇

版権所有

明治三十年二月十五日印刷
同年同月二十八日發行

定價金八錢

京都市上京區淨福寺通寺之内上ル職屋町六番戸平民
東京麹町區有樂町三丁目二番地寄留
編輯兼發行人 坂 常 三 郎

東京麹町區飯田町二丁目五十番地
印刷兼發行人 中 村 經 次

東京九段中坂
發行所 同 益 社

東京日比谷
印刷所 秩 林 社

御冠烏帽子一式

御裝束類一式

御神具一式

書林 岩代二本松 柳沼書房

右從來營業罷在候處各位ノ御引立ニ預リ益隆盛ニ趣キ難有御禮申上候自今一層確實ト廉價ヲ旨トシ貴需ニ可應候ニ付倍舊御愛顧奉願候

敬白

東京京橋區八官町貳番地
宮内省御用達
諸織物商 荒川重吉

新橋南金六町

西澤旅館三階之圖

電話本局千六百四三番

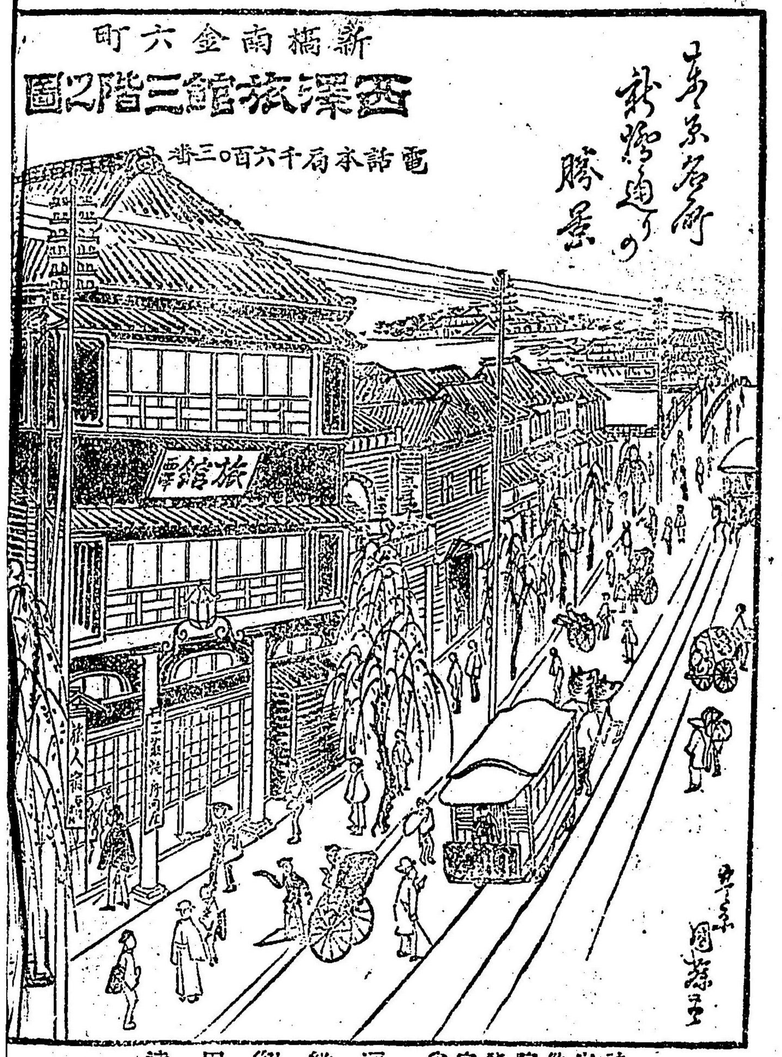

神宮教院諸官省　運般御用達
東京市京橋區三十間堀三丁目拾九番地
奉祝會御定宿
西澤運送店

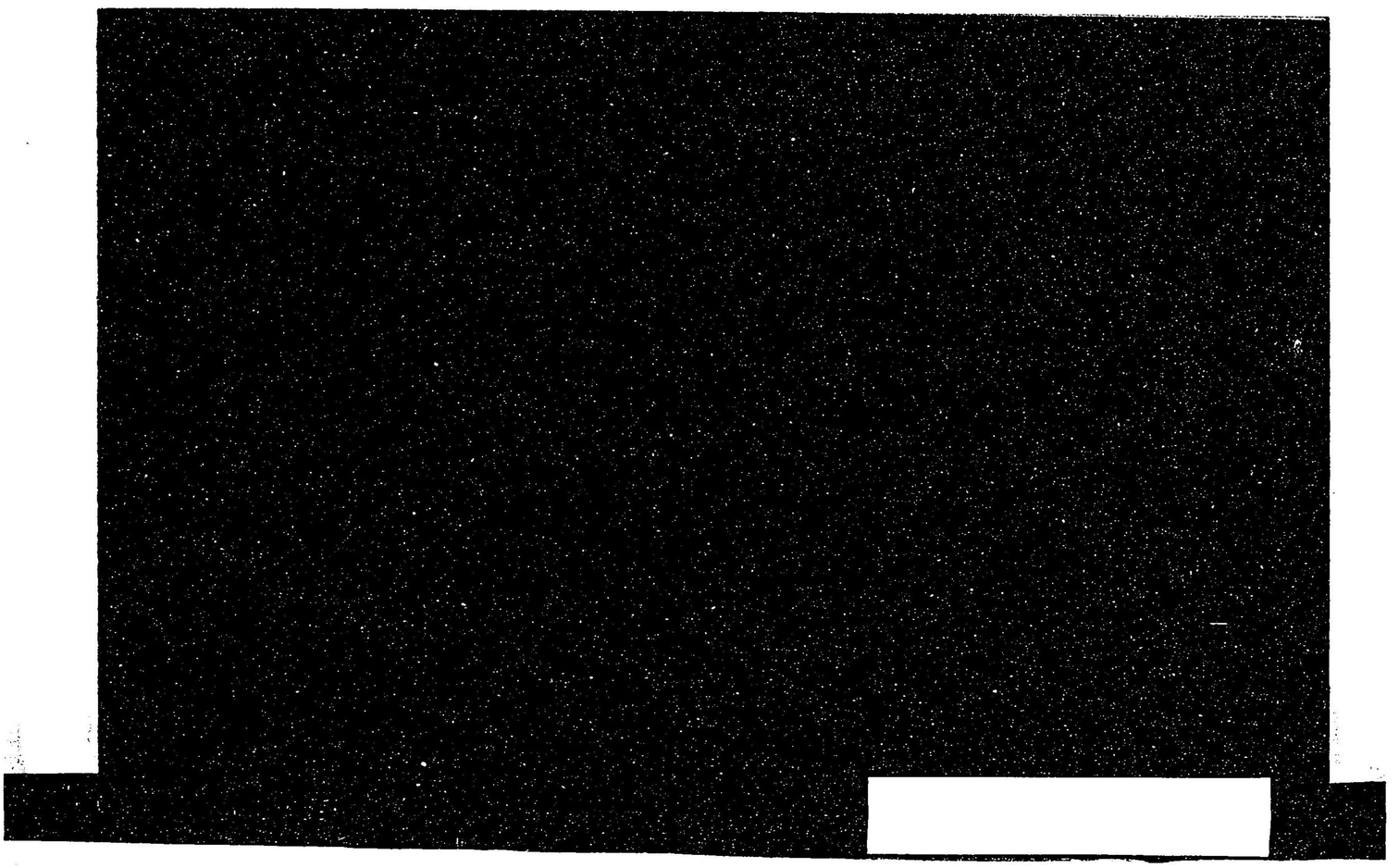

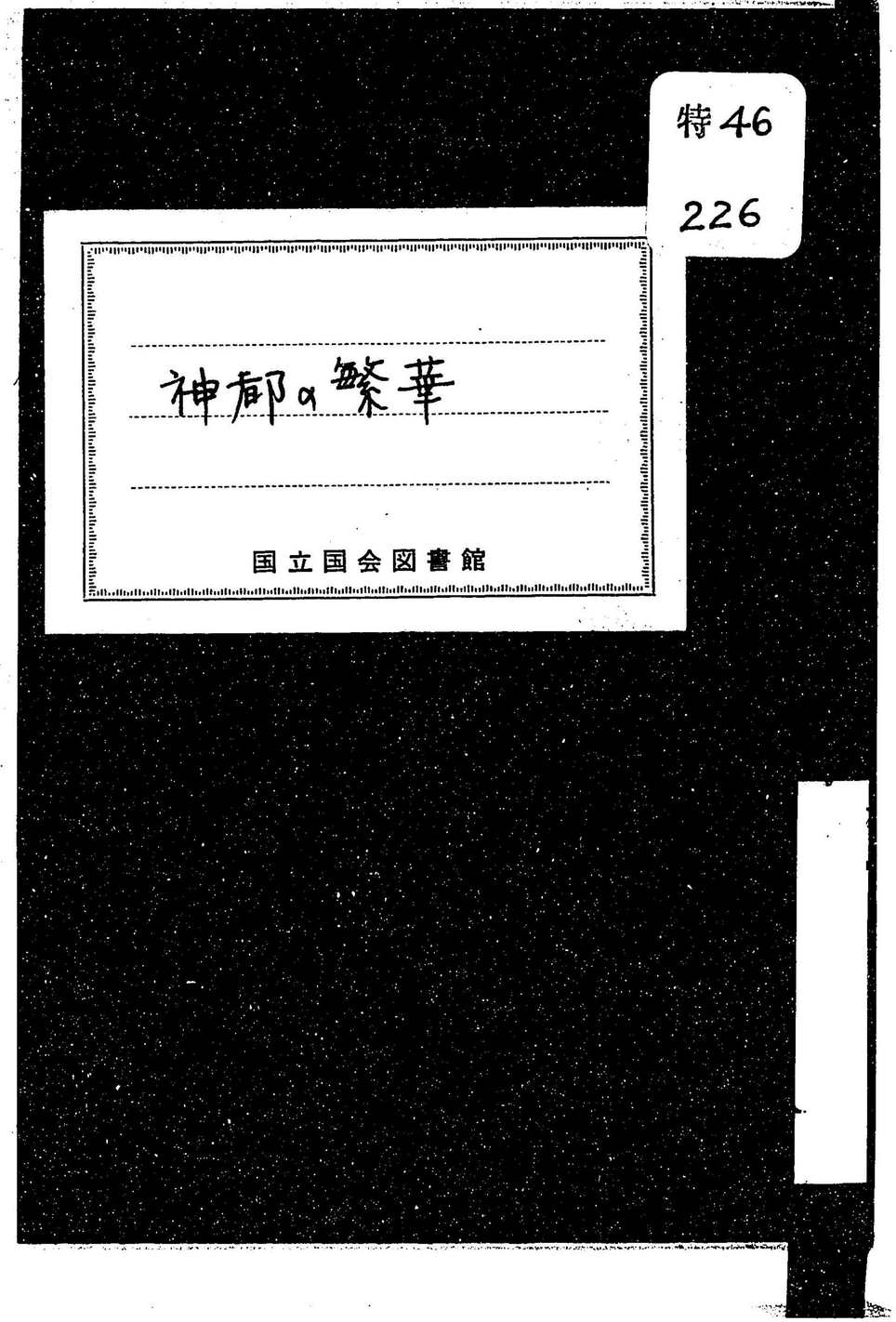

025499-000-5

特46-226

神都の繁華（御鎮坐紀念）

坂　常三郎／編

M30

ADC-2958